

ナルキハ、被害者ヨリ原價ヲ償フヘク、其惡意ナルキハ、被害者ハ、直チニ之ヲ取戻スヲ得ヘキナリ、法律ハ唯現有者ノ善意ナル者ヲ保護スルノミナリ、

〔第四二五號〕 附則第五十五條ニ曰ク、其公商若クハ被害者ヨリ、買取者ニ、原價ヲ償ハサレハ云々ト、犯人資産ヲ有スル者ナルキハ、必ス先ツ犯人ヲシテ、此原價ヲ償ハシムヘシト雖モ、若シ犯人資力ナキハ、被害者ハ、先ツ公商ヲシテ、之ヲ償ハシメンヲ請求スルヲ得ルヤ、曰ク、此事ニ就テハ、法ニ明文ナシト雖モ、理ニ依リ之ヲ論スルキハ、犯人資力ナキカ、若クハ逃亡シテ、其所在ヲ知ラサル等ノキハ、結局公商其損害ヲ受ケサルヲ得ス、故ニ被害者ハ、訴訟ノ際、先ツ公商ヲシテ原價ヲ償ハシメンヲ請求スルヲ得ヘシ、若シ物品仍

ホ公商ノ手ニアランニハ、被害者ハ原價ヲ償ハスシテ、取戻スヲ得ヘク、又公商ハ常人ヨリ買取シタルヲ以テ、被害者ノ請求ニ應セサルヲ得サルヘシ、然レハ假令ヒ物品ヲ他人ニ賣渡シタルキト雖モ、公商ハ原價ヲ償フノ責ヲ免ルヘキノ理ナカルヘシ、若シ贓物タルヲ知ラスシテ、公商ヨリ買取シタル者アリテ、被害者ヨリ返還ヲ請求セラル、ニ當リ、原價ヲ要求セスシテ、之ヲ還付シ、而シテ後チ公商ニ係リテ原價ヲ請求センニハ、公商ハ決シテ之ヲ拒ムヲ得サルナリ、是レ蓋シ公商ハ、其賣却セル物品ヲ、保證スルノ義務ヲ負フカ故ナリ、然レハ此請求ハ、買取者ヨリ之ヲ爲スモ、又被害者ヨリ之ヲ爲スモ、其理ハ即チ一ナルヲ以テ、公商ハ被害者ノ請求ヲ拒ムヲ能ハサルヘキナリ、又法文ニ公商若クハ被害

トアリ、公商ノ先ツ償ヲ爲スヘキハ、法文ニ於テモ亦明ナリ、故ニ公商ヲシテ先ツ償ハシメ、而シテ後チ其資力ナキカ、又ハ其資力ノ足ラサルキ、茲ニ始メテ被害者ヨリ償ヲ爲スヘキナリ、余之ヲ聞ク、嘗テ舊律ノ時ニ於テ、某裁判所ニ先ツ公商ヲシテ償ハシメ、ン、被害者ヨリ請求セシニ、某裁判所ニ於テハ、之ヲ受理セサリシト、今其事由ヲ詳カニセスト雖モ、是レ恐クハ法理ニ違ヒ又法意ニモ悖ルヲナルヘキナリ、〔第四二六號〕以上論セシ所ハ、皆確定物、即チ不得代物ニ係ルモノナリ、不確定物、即チ量定物、得代物ニ係ルモノハ如何、刑法附則第五十八條ニ曰ク、贓物、已ニ費用シタル時、又ハ識別ス可カラサル時、又ハ其所在ノ知レサル時ハ、損害ノ賠償ヲ請求スルヲ得ト、此三個ノ場合ニ於テ、第二、第三ノ場合

ノ如キハ、不確定物、即チ得代物ニ係ル時ヲ指シタルモノ、如シト雖モ、是レ亦概シテ確定物ニ係ルモノナルヲ信ス、蓋シ金銀米穀ノ如キ、同量、同質、同價ノ物ヲ以テ、量定シ、換替スルヲ得ルモノハ、概シテ識別スヘカラス、又其所在モ不定ナルモノナリ、假令ヒ如此キ物品ト雖モ、第五十八條ニ拘泥スルキハ、苟モ識別スルヲ得、其所在ヲ知ルヲ得ルニ於テハ、之ヲ取戻スヲ許ルシ、而シテ其識別スルヲ得ス、其所在ノ知レサルキハ、如何トモスヘカラス、以テ、此場合ニ限り、賠償ヲ請求スルヲ得シムルモノ、如シ、又民事刑事ニ拘ハラズ、我國ノ法律、規則中、得代物、不得代物、確定物、量定物等ノ別ヲ立テタルモノナキカ故ニ、得代物、不得代物ヲ論セス、確定物、量定物ヲ問ハス、苟モ識別スルヲ得、其所在ヲ知ルヲ得ル

ニ於テハ、皆其取戻ヲ爲スヲ得ルニ似タリ、
 「第四二七號」然リト雖モ竊ニ按スルニ、得代物ト不得代物
 トノ別ハ、物件自然ノ性質ニ出ルモノナレハ、假令ヒ法律ニ
 其別ナキモ、實際ノ處分ニハ、此別ヲ立ツヘキナリ、佛國民法
 ノ如キハ、固トヨリ此別ヲ爲セリ、我民法草案ニモ、亦此別ヲ
 立テラレタリ、得代物ニハ物權ヲ有スルヲ得ス、常ニ人權ヲ
 有スルノミナリ、例ヘハ金銀貸借ノ如キ、若シ之ヲ不得代物
 トスルキハ、貸主ハ、最初貸與ヘタル金銀ヲ返却セシメント
 ナ請求スルヲ得ヘシト雖モ、貸主ハ其金銀ニ就テハ、人權ヲ
 有スルニ過キサレハ、唯同額ノ金銀ヲ請求スルヲ得ルノミ
 ナリ、他ノ書籍等ノ貸借ハ、是レニ異ナリ、其貸主ハ、必ス最初
 貸與ヘタル書籍ヲ返還セラレントヲ望ムヲ得ヘシ、是レ理

ニ於テ然ラサルヲ得サルモノニシテ、我國ニ於テモ、實際ハ
 古今皆如此クナリシナルヘシ、故ニ刑法ノ賠償處分ニ就テ
 モ、物件ヲ別テ、得代物、不得代物ト爲シ、而シテ此別ニ從テ、一ニ
 ハ物權ヲ許ルシ、一ニハ人權ヲ許ルスヘキナリ、
 「第四二八號」若シ此別ヲ爲サスシテ、苟モ識別スルヲ得、
 其所在ヲ知ルヲ得ルニ於テハ、皆其取戻ヲ爲スヲ得、
 サハ、只他人ヲ害スルノミナラス、終ニ公安ヲモ害スルニ至
 ルヘキナリ、例ヘハ金千圓ヲ竊取シタル盜アリ、而シテ其犯人
 ハ、又他人ヨリモ、金千圓ヲ借用シ、已ニ其返濟ノ期限ニ至ラ
 シ、此犯人ハ、盜罪ノ被害人ニモ、千圓ヲ返還スルノ義務アリ
 リト雖モ、借用金ノ債主ニ對シテモ、亦同ク千圓ヲ返還スル
 ノ義務ヲ負フヘシ、其原由ハ、一ハ犯罪ニ係リ、一ハ契約ニ係

ルト雖モ、義務ヲ負フニ至テハ、更ニ異ナルヲナシ、又盜罪ノ被害人家、返還ヲ求ムルノ權利モ、契約上ノ債主カ、返還ヲ求ムルノ權利モ、其權利タルニ至テハ一ナリ、然ルチ獨リ刑事ノ被害人ニ限り、假令ヒ其金圓ヲ識別スルチ得ルモ、之ヲ專取スルノ特權ヲ有スヘキ理ナシ、金銀ハ額面ヲ以テ通用スルモノナレハ、此金彼金トイフカ如ク、其實物ヲ指定スヘキモノニアラス、其金銀ハ何レノ處ヨリ來ルモ、已ニ犯人ノ掌中ニ渉ル以上ハ、識別スルヲ得ルモ、識別スヘキニアラス、犯人ニ資力アルキハ、論スルニ及ハスト雖モ、若シ其資力ナクシテ、身代限ノ處分ヲ受クヘキキハ、盜罪ノ被害人モ、契約上ノ債主モ、各其金額ニ應シテ、相當ノ配分ヲ受クヘシ、獨リ被害人ノミ專取スヘキニアラサルナリ、總テ得代物ニ就テ

ハ其被害人ハ、通常ノ人權者、即チ債主タルニ過キス、決シテ先取特權ハ、之ヲ有スルモノニアラサルナリ、

〔第四二九號〕 又若シ被害人ヲシテ、得代物ニ就キ、物權ヲ有セシムルニ於テハ、之ヨリ更ニ大ナル害ヲ生スルニ至ラン、即チ幕府ノ時代ニ往、アリシカ如ク、金銀ニ己レノ極印ヲ打シテ、他ノ打セサルモノト、區別スル等ノ事ナキニシモ限ラサルヘク、又或ハ楮幣ニテモ、其番號等ヲ記得シテ、之ヲ識別スルモノモアルナラン、且ツ實際豪商ノ盜難届ニハ、間楮幣ノ番號ヲ記シタルモノアリト聞ケリ、若シ如此キ場合ニ於テ、嘗テ己レノ有タリシ證アルキハ、輾轉シテ何人ノ手ニ渉ルモ、不得代物ニ於ケルカ、之ヲ取戻スヲ得シメサルヘカラス、然レモ是レ決シテ許ルスヘカラサルヲナリ、何トナレ

ハ、得代物ノ被害人ハ、固ト人權ヲ有スルノミニシテ、物權ハ之ヲ有セス、且ツ實際上至大ノ妨害ヲ生スヘケレハナリ、即チ金銀ノ如キモノチ、其所在ヲ追フテ取戻スコトヲ許ルスニ於テハ、殆ント貨幣ノ融通ヲ絶ツニ至ルヘケレハナリ、故ニ刑事ノ賠償處分ニ就テモ、常ニ人權物權ノ別ハ、之ヲ詳ニセサルヘカラサルナリ、且ツ此別ハ沒収ニ就テモ、大ニ關係スル所アレハ、學者須ク注意シテ之ヲ記得シ、又宜ク之ヲ熟考スヘキナリ、

〔第四三〇號〕 或曰ク、明律清律等ヲ閱スルニ、其給沒贓物ノ條ニ曰ク、若以贓入罪、正贓見在者、還官主ト、而ノ其注ニ曰ク、謂官物還官、私物還主、又若本贓是驢、轉易得馬、及馬生駒、羊生羔、畜產蕃息、皆爲見在ト、故ニ唯本贓ヲ沒収シ、返還セシムル

ノミナラス、之レヨリ生スル所ノ利益モ、亦之ヲ沒収シ、返還セシムルナリ、今亦如此クスルコトヲ得ヘキヤ、余曰ク、一概ニハ論シ難シ、占有者ノ善意ナルト、惡意ナルトヲ區別シ、而シテ又附加權ト占有權トノ理ヲ推シ、且ツ不正ノ利得ヲ爲スヘカラサルノ原則ニ從テ、論セサルヘカラサルナリ、總テ支那律ハ、其文大簡ニシテ、事情ヲ盡サス、且ツ事理ニ違フモノ亦多シ、驢ヲ以テ馬ニ易ヘタルキト、馬ノ駒ヲ生ミタルキトハ、大ニ其理論ヲ異ニスヘク、又馬ノ駒ヲ孕ミタル迄ニシテ、駒ノ未ダ胎ヲ出テサルキト、其已ニ胎ヲ出テタルキトハ、亦大ニ其理論ヲ異ニスヘキナリ、然レモ沒収ノコトニ就テハ、已ニ論セシカ如ク、間接ニ得タルモノ、竝ニ他人ノ所有ニ係ルモノハ、總テ之ヲ沒収スルコトナキカ故ニ、驢馬駒羔共ニ、今之ヲ

没収スルヲ得ス、

〔第四三一號〕 驢ヲ以テ馬ニ易ヘ、田ヲ賣テ金ヲ得タルモ、如キハ、其驢其田ハ、輾轉シテ何人ノ手ニ在ルヲ問ハス、之ヲ取還スヲ得ヘシト雖モ、其馬其金ハ、驢田ノ所有者カ、取ルヘキモノニアラサルナリ、該所有者ハ、已ニ其驢田ヲ得タルカ故ニ、其馬金ヲ得ヘキノ理ナカルヘシ、若シ之ヲ得ハ、是レ他人ヲ害シテ不正ノ利得ヲ爲スナリ、此馬ト此金トハ、馬田ノ賣主ノ取ルヘキモノナリ、總テ此事件ニ就テハ、明清律ハ、事理ニ違ヒタル不正ノモノナリ、

〔第四三二號〕 馬羊ノ駒羔ヲ生シ、田圃ノ米穀ヲ産スル等ノ場合ニ於テハ、駒羔カ馬羊ノ胎中ニ在リ、米穀カ田圃ニ着在スルモト、其出生シ其分離セルモトナ、區別セサルヘカラス、

其未タ出生セス、分離セサルモト在テハ、馬羊ト駒羔ト合シテ、一物タリ、田圃ト米穀ト、二物アルニアラサルナリ、此場合ニ於テハ、附加權ヲ以テ論スヘシ、又其已ニ出生シ、分離セルモトハ、彼此別レテ二物タリ、此場合ニ於テハ、占有權ヲ以テ論スヘキナリ、

〔第四三三號〕 駒羔ノ未タ出生セス、米穀ノ未タ分離セサル場合ニ於テハ、馬羊田圃ノ所有者、附加權ヲ以テ、主ニ因リ從ヲ併セテ、駒羔米穀ヲ取ルヲ得ヘシ、然レモ他ヲ害シテ、己レヲ利スルヲ得ス、故ニ之ヲ取ラントスルモトハ、馬羊田圃ノ占有者ニ、其償金ヲ拂ハサルヘカラス、此償金ハ該占有者カ、此産物ヲ生シシムルニ就キ、費シタル勞作耕耘等ノ價ヲ償フ所以ナリ、而シテ此償金ハ占有者ノ善意ナルト、惡意ナル

トチ區別シテ、其多寡ヲ定ムヘシ、然レモ其多寡ヲ定ムルコト容易ナラス、時價ト實費トチ參酌シテ、公平ニ之ヲ定ムヘキリ、尙ホ此事件ニ就テハ、佛國民法第五百四十七條以下、并ニ余カ筆記セシ性法講義附加ノ篇等チ參考スヘシ、

〔第四三四號〕 駒羔ノ已ニ出生シ、米穀ノ已ニ分離シテ、馬羊田圃ト、別レテ二物ト爲リタル場合ニ於テハ、馬羊田圃ノ占有者ハ占有權ヲ以テ、駒羔米穀チ己レカ有トスルコトヲ得ヘシ、馬羊田圃ノ所有者ハ、之ヲ取還スコトヲ得ス、然レモ是レ該占有者カ、正當ノ名義ヲ以テ、善意ニシテ、占有セシキニ、限ルコトナリ、若シ其名義正當ナラスシテ、而シテ其惡意ナルキハ、占有者ハ、唯馬羊田圃チ取還スコトヲ得ルノミナラス、駒羔米穀モ、亦之ヲ取還スコトヲ得ヘキナリ、如此キノ別アルモノハ何

ヤ、曰ク、是レ人情ニ基キ公平ニ據リ、所有者ト占有者トノ利害チ計較シテ、善意ノ占有者チ保護スルナリ、若シ善意ノ占有者チシテ、其所得ノ利益チ返還セシメハ、該占有者ハ、多クハ其資産チ失フニ至リヌヘシ、何トナレハ、善意ノ占有者ナルカ故ニ、顧慮スル所ナクシテ、其利益チ費消シ、一物モ餘スコトナカヘケレハナリ、且、其利益ハ該占有者カ、物品チ得ルカ爲メニ、費用セル元金ノ利息ニ、相當スルモノナルヘシ、何トナレハ、世間、人ノ物品チ得ルハ、多クハ有報ノ契約ニ因ルコトナレハナリ、之ニ反シテ、所有者ハ、己ニ其物品チ失ヒ、其所在チモ知ラサリシホドノコトナレハ、物品取還ニ至ル前ノ利益ハ、心ニ之ヲ得ントハ、思ハサリシナルヘシ、又假令ヒ其心ニ之ヲ得ンコトヲ思ヒシモ、取ルヘキモノチ取ラサルノ害ト、出

サ、ルヘキモノヲ、出スノ害トハ、大ニ懸隔スル所アリ、是レ善意ノ占有者ニ此產物ヲ得シムル所以ナリ、然レモ占有者ノ惡意ナルモ、之レニ異ナリ、惡意ノ占有者ハ、假令ヒ其資產ヲ失フニ至ルモ、是レ其自ラ作セル禍ナレハ、他ヲ恨ムヘキニアラス、又法律ノ保護スヘキ者ニモアラサルナリ、所有者ハ、物品產物、共ニ之ヲ取還スヲ得ヘキナリ、但シ何レノ場合ニテモ、他ヲ害シテ、己レヲ利スヘカラサルカ故ニ、所有者ハ、之ヲ取還スニ就テハ、相當ノ償金ヲ拂ハサルヘカラサルナリ、此場合ニハ、所有者ハ亦附加權ヲ以テ其產物ヲ得ルナリ、民法草案第二百六條第二百七條占有ノ効力ノ處參看〔第四三五號〕以上論セシ所ハ、或ハ物權ニ係リ、或ハ人權ニ係ルノ別アリ、又物件ニモ、確定物ト不確定物トノ差アリト

雖モ、要スルニ皆贓物ノ返還ニ出ルモノナリ、今ヨリ損害ノ賠償ヲ論ゼン、第一問、贓物ノ返還ヲ得ルト雖モ、尙ホ損害ノ賠償ヲ求ムルヲ得ルヤ、按スルニ、苟モ損害アルニ於テハ、之ヲ賠償セシムルヲ得ヘキハ、理ノ當然ナルヘキナリ、例ヘハ金貨千圓ヲ竊取セラレ、而シテ紙幣ヲ以テ、其金額千圓ヲ償還セラレシムルニ、此場合ニ於テ、被害者ハ、金貨ト紙幣トノ差ヲ賠償セシムルヲ得ヘキナリ、先ニモ論セシカ如ク、金銀紙幣ヲ問ハス、皆得代物ナレハ、其竊取セラレタル金銀紙幣ノ返還ハ、之ヲ求ムルヲ得スト雖モ、實價ニ差アリテ、現ニ損害ヲ受ケタルモ、此損失ハ之ヲ賠償セシムルヲ得ヘキナリ、其他犯罪ノ爲メニ、倉庫牆壁等ヲ毀壞セラレタルモ、此損害モ、亦之ヲ賠償セシムルヲ得ヘキナリ、

〔第四三六號〕或曰、刑法附則第五十八條ニ曰ク、贓物已ニ費用シタル時、又ハ識別ス可カラサル時、又ハ其所在ノ知レサル時ハ、損害ノ賠償ヲ請求スルヲ得ト、故ニ費用シ、若クハ識別ス可カラズ、若クハ所在ノ知レサル時ノ外ハ、賠償ヲ請求スルヲ許ルスヘカラサルナリ、若シ然ラスシテ、何レノ場合ニ於テモ、皆賠償ヲ請求スルヲ許サハ、何ソソ此明文ヲ掲クルヲ須ヒン、然ルヲ故ラニ之ヲ明記シタルハ、是レ此三個ノ場合ノ外ハ、賠償ノ請求ヲ許ルサ、ルヲ示シタルナリ、且ツ理ニ於テモ、已ニ贓物ノ返還ヲ得テ、又重テ賠償ヲ請求スルハ、其甚タ酷ナルヲ覺フト、余曰ク、是レ一處ニ拘泥シテ、全體ニ通セサルノ論ナリ、但シ第五十八條ノ如キハ、實ハ明文ヲ掲クルニ及ハサルヲナルヘシ、又贓物ノ返還ヲ得テ、

サ

尙ホ損害ノ賠償ヲ求ムルヲ得ルヲハ、第五十九條ノ法意ヲ推シテモ、之ヲ知ルヘキナリ、且ツ理ニ於テモ決シテ酷ナルニアラサルヲハ、前ニ論シタルカ如ク、金銀紙幣ノ差アル等ノ事ヲ觀テモ、之ヲ會得スヘキナリ、其酷ナルト酷ナラサルトハ、賠償金額ノ多寡ニ在ルノミ、又第五十八條ニハ、物品ノ毀壞セシ等ノ事ハ、之ヲイハスト雖モ、若シ毀壞スル所アルニ於テハ、亦其賠償ヲ請求スルヲ得ヘキナリ、

〔第四三七號〕第二問、犯罪ニ有意無意ノ別アリ、世間多クハ、此別ニ由リ、損害賠償ノ多寡ヲ定ム、夫ノ佛國ノ如キモ、其民法ニハ、明文ナシト雖モ、亦犯罪准犯罪ノ別アルヲ以テ、裁判所ニテハ、此別ニ從テ、賠償ノ多寡ヲ定ムルヲトセリ、即チ同法第千百五十條、第千百五十一條ニ准擬シテ、過失無意ニ係

ル准犯罪ニハ、其當時、豫察シ又ハ豫察スルヲ得ヘキ、損害ニ
 アテサレハ、之ヲ賠償スルニ及ハストシ、而シテ有心故造ノ犯
 罪ニハ、豫察シタル損害ハ、固トヨリ論ナク、豫察セサル損害
 ト雖モ、犯罪ヨリ直接ニ生シタルモノナレハ、皆之ヲ賠償セ
 シムルコトセリ、今我法律ニ於テハ、如此キノ別ナク、又實際
 ニ於テモ、細ニ此別ヲ爲スコトナシト雖モ、必ス無意有意ヲ別
 ナテ、賠償ノ多寡ヲ定ムヘキナリ、何トナレハ、刑事ノ處分モ、
 民事ノ賠償モ、皆其事ト心トニ由テ、輕重斟酌スヘキハ、理ノ
 當然ナレハナリ、且ツ主タル犯罪ニスラ、明ニ法律ニ於テ、有
 意無意ノ別ヲ立テタレハ、其從タル損害ニ此別ヲ立ツルハ、
 是レ實ニ法律ノ精神ニ適當スルコトイフヘキナリ、
 〔第四三八號〕 然レモ賠償ノ語モ、亦其意廣シ、此語中ニハ失

ヒタル利益ヲ償フコト、得ヘキ利益ヲ償フコトヲ包含スヘ
 キナリ、故ニ此二種ノ利益ハ、皆之ヲ賠償セシムルヲ得ヘキ
 ナリ、又前ニイヘルカ如ク、直接ノ損害ナレハ、悉ク之ヲ賠償
 セシムルヲ得ルト雖モ、金錢ニ就テハ、利息制限法アリ、之ニ
 循ハサルヘカラス、何トナレハ、金錢ハ假令ヒ其運用ノ妙ヲ
 得テ、之ヲ利用スルモ、制限法ノ外ニ出テ、利益ヲ得ルコトハ、
 之ヲ許ルサ、レハ、被害人ニ於テ、制限法外ノ利益ヲ失ヒ、若
 クハ之ヲ得ヘシト、申立ル能ハサレハナリ、故ニ金錢ヲ竊取
 セラレタル場合ノ如キハ、其竊取セラレタル金額ト、此金額
 ニ就キ、制限法ニ定メタル利子トハ、之ヲ請求スルヲ得ヘシ
 ト雖モ、制限法外ニハ、決シテ得ヘキノ利益ナキモノトセサ
 ルヘカラス、

〔第四三九號〕 茲ニ尙ホ一言スヘキモノアリ、即チ贓物ノ返還損害ノ賠償ハ、何人ニ對シテ、之ヲ訟求スヘキヤノ論題、是レナリ、最初ニモイヒシカ如ク、物權ニ係ルモノハ、其輾轉シテ、何レニ在ルヲ問ハス、概シテ其占有者ニ對シテ、之ヲ取戻スヲ得ヘシト雖モ、人權ニ係ルモノハ、是レニ異ナリ、特定ノ人ニ對スルニアラサレハ、訴ヲ爲スヲ得ス、而シテ所謂ル特定ノ人ハ、本犯(共犯人即チ他ノ正犯從犯教唆者)及ヒ其各相續人、民事擔當人、並ニ民事擔當人ノ相續人ナルヘキナリ、(附即六二條)而シテ共犯人ハ、固トヨリ其民事擔當人ノ相續人ニ至ル迄、皆連帶シテ返還賠償ノ責ニ任セサルヘカラス、然レ_レ此諸相續人ニ就キ、甚タ明瞭ナラサル所アリ、是レ相續法ノ備ハラサルニ出ルヲナリ、而シテ我國現今ノ所ニテハ、財產

ハ、人ニ屬ストイハンヨリモ、寧ロ家ニ屬ストイフヘキカ如キ形狀ナリ、何トナレハ、一戸主アリテ隱居センニ、其財產ハ隱居シタルノミノトニ由テ、後戸主ノ所有ト看做サレ、後戸主ハ、家名ヲ相續シタルノミニ由テ、亦先戸主ノ財產ヲ所有スルモノト看做サルレハナリ、且ツ其兄弟子女等ノ、籍ヲ同フスルモノハ、假令ヒ其實己レノ得タル財產ナルモ、戸主皆之ヲ所有スルモノト看做サレ、若シ戸主身代限ノ處分ヲ受クルキハ、一家中ニ在ル者ノ財產ハ、悉皆戸主ノ身代限ノ處分中ニ加ヘラル、カ如キ例規ナリ、故ニ犯人擔當人ノ家名カ、連帶シテ返還賠償ノ責ニ任シ、其家名中ニ在テ、籍ヲ同フスル者ノ財產ハ、皆此返還賠償ノ資ニ供セラルヘキナリ、法律上ヨリ論スルキハ、實ニ如此クナラサルヲ得スト雖モ、是

レ眞ニ酷ノ甚シキモノナリ、然レモ是レ唯犯人擔當人ノ戸主タルキノミノコトニシテ、若シ其戸主タラサルキハ、決シテ其家族ハ、此責ニ任スルコトナシ、且ツ何レノ場合ニ於テモ、公債證書地券ノ如キ、公證ヲ經テ記名アルモノハ、別段ナリ、故ニ又一方ヨリ觀レハ、甚ダ寛ニ失スルコトナキニアラス、例ヘハ犯人ニ二子アリ、犯人其次子ニ與フルニ、公債證書ヲ以テセシニ、次子タル者ハ、實ニ財産ヲ相續セシモノナリト雖モ、更ニ返還賠償ノ責ニ任スルコトナシ、而シテ其長子ハ、假令ヒ一錢ノ相續ヲ受クルコトナキモ、家名ニ相續スルニ於テハ、返還賠償ノ責ニ任セサルコトヲ得ス、如此ク財産ヲ相續スルモノハ、却テ責ヲ免カレ、而シテ家名ノミヲ相續シテ財産ニ相續セサルノ長子ハ、其子々孫々ニ至ル迄、皆連帶ノ責ヲ負ハサル

ヲ得サルナリ、不公平モ亦甚シカラスヤ、故ニ是等ノ事件ニ就テハ、唯相續法ノ改正アラシキヲ希フノミ、(六年七月廿二日第二六三號布告)

〔第四四〇號〕 數人共犯ニ係ル裁判費用、贓物ノ還給、損害ノ賠償ハ、法律ニ於テ、共犯人ヲシテ、當然之ヲ連帶セシム、如此ク法律ニ於テ、當然連帶セシムト雖モ、連帶トハ如何ナルコトヲイフヤ、分明ナラス、又我國ノ法律ニ連帶ノ語ノ見エタルハ、刑法第四十七條ヲ以テ始ト爲ス、古來未ダ曾テ法律其他ノ慣例等ニ於テモ、如此キモノアルヲ聞カサルナリ、蓋シ連帶ノ語ハ、佛語ノそりだりてノ翻譯ヨリ、出テタルモノニシテ、そりだりてハ、彼此共ニ束縛セラル、ノ謂ナリ、即チ數人連合一結シテ、義務ヲ負擔スルコトヲイフ、然レモ我國ニ於テ

ハ、他ニ其規則ナキガ故ニ、連帶ノ效力如何ハ、據テ斷定スヘキモノナシ、故ニ佛國民法第千二百條以下ノ條規ヲ援引シ、以テ之ヲ論定セントス、又此等ノ事ハ、刑法中ニ在リト雖モ、固ヨリ其性質、民法ニ屬スヘキモノナレハ、他國ノ法律ト雖モ、其道理ニ適スルモノハ、之ヲ比附シテ、決シテ妨ナカルヘキナリ、

〔第四一號〕 總テ連帶ノ義務ニハ、必ス左ノ條件アルヘキナリ、第一、數人中ニテ、各人皆義務ノ全部ニ就キ、其責ニ任スルヲ、第二、一人義務ヲ盡スルハ、各人皆其義務ヲ免カル、第三、各人互ニ代理ヲ任シ、又互ニ代理ヲ爲スヲ、如此クナラサレハ、以テ連帶ストイフヘカラサルナリ、義務者中ニ於テ、連帶スルヲハ、通例皆約束ニ由ルト雖モ、偶例外ニシテ、法

律ニ於テ、當然連帶セシムルヲアリ、即チ我刑法第四十七條、

佛國刑法第五十五條ノ如キ是レナリ、

〔第四二號〕 連帶スルキハ、義務者皆互ニ代理ヲ托シ、又互ニ代理ヲ爲シテ、連合團結シ、數人アリト雖モ、猶ホ一人ノ如クナルガ故ニ、其團結中ニ在ル者、一人ニシテ全體ノ爲メニ、責ニ任セサルヲ得ス、故ニ又其一人義務ヲ盡スルハ、各人皆義務ヲ免カルヘキナリ、是ニ由テ權利者ノ爲メニハ、左ノ效力ヲ生スヘシ、第一、權利者、即チ被害人ハ、義務者中ノ甲乙ヲ論セス、何人ト雖モ、己レノ意ニ隨ヒ、之ヲ被告ト爲シ、之ニ義務ノ全部ヲ盡クサンヲ求ムルヲ得、第二、權利者ハ、先ツ義務者タル甲ヲ被告ト爲シ、而シテ後更ニ其乙ヲ被告ト爲スヲ得ヘシ、又或ハ全體ノ義務者ヲ舉ケテ、皆之ヲ被告ト爲

スヲ得ヘシ、第三、權利者、若シ義務者中ノ一人ニ係リ、訴ヲ爲スルハ、他ノ諸義務者ニ對シテモ、亦期滿免除ヲ中斷スルモノトス、第四、義務者中ノ一人ニ、義務ヲ盡クサント責メ、而シテ其者之ヲ盡クスヲ遲延スルルハ、全體ノ義務者、皆義務ヲ盡クスヲ遲延セシ者ト看做サレ、而シテ其遲延ノ時ヨリ起算シ、全體ノ義務者ヲシテ、利息ヲ拂ハシムルヲ得ヘシ、此場合ニ於テハ、義務者ハ利息ニ就テモ、亦連帶シテ其責ニ任スルナリ、第五、義務者中ノ一人ノ過失ニ由リ、物件ノ毀損シ、若クハ失亡シタルハ、又ハ義務者ノ遲延シタル場合ニ於テ、意外ノ變災ニ由リ、物件ノ毀損シ、失亡シテ、而シテ若シ已ニ其物件、權利者ノ手ニ在ルニ於テハ、如此キノ毀損失亡ヲ來タスヘキノ事情ナキハ、各義務者、皆其責ニ任セサルヘカラ

サルナリ、是レ連帶義務ノ大畧ナリ、而シテ此ニ論セシ所ハ、今刑事ノ連帶義務ニモ、亦之ヲ適用スルヲ得ヘキナリ、
 [第四四三號] 或曰ク、刑法第四十五條ニ、刑事ノ裁判費用トアリ、又刑法附則第四章ニモ、刑事裁判費用トアリ、而シテ治罪法第三百七條ニハ、公訴裁判費用ト、私訴裁判費用トヲ區別シ、公訴裁判費用ハ、被告人刑ノ言渡ヲ受ケタルト、無罪免訴ノ言渡ヲ受ケタルトニ從ヒ、或ハ被告人ニ之ヲ拂ハシメ、或ハ官ニ之ヲ擔當セシメ、而シテ私訴裁判費用ハ、民事ノ規則ニ從ヒ、敗訴者ヲシテ、常ニ之ヲ擔當セシムルトセラレタリ、故ニ公訴ノ裁判費用ト、私訴裁判費用トハ、法律上自ラ其區別アルヘシ、而シテ刑事裁判費用ハ、即チ公訴ノ裁判費用ナレハ、此公訴ノ裁判費用ハ、刑法第四十七條ニ從ヒ、共犯人

連帶シテ、之ヲ拂フヘシト雖モ、私訴裁判費用ハ、民事ノ規則ニ從フカ故ニ、共犯人ヲシテ、連帶シテ拂ハシムヘキモノニアラサルカ如シ、如何、余曰ク、然ラス、刑法ニ所謂ル、刑事ノ裁判費用トハ、公訴私訴ノ裁判費用ヲ總稱スルモノナリ、故ニ公訴ノ裁判費用ヲ、連帶シテ拂ハシムルトハ、固トヨリ論ナク、私訴ノ裁判費用モ、亦連帶シテ之ヲ拂ハシムヘキナリ、已ニ返還賠償ノ義務ヲ、連帶セシムルニ於テハ、其裁判費用モ、亦連帶シテ之ヲ拂ハシムヘキハ、蓋シ理ノ當然ナリ、又法文ニ就テモ、第四十八條ヲ視ハ、刑事ノ裁判費用中ニ、私訴ノ裁判費用ヲ包含スルノ意ヲ知リスヘシ、若シ私訴ノ裁判費用ヲ除クノ意ナランニハ、第四十八條ニ、被害者ノ請求ニ因リ云々ト、記載スヘキ理ナカルヘシ、公訴裁判費用ハ、已ニ第四

十五條ニ於テ、當然其全部又ハ幾部ヲ犯人ニ科スルトセリ、故ニ此費用ハ、被害者ヨリ請求スヘキモノニモアラサルナリ、或曰ク、然ラハ、民事原告人數人アリテ、其敗訴シタルモ、亦此原告人ニ、連帶シテ費用ヲ拂ハシムヘキヤ、余曰ク、民事原告人、數名連合シテ、私訴ヲ爲スカ如キトハ、恐クハ實際是レナカルヘシ、然レモ賣藥人ヲ誹譏シタルヲ以テ、賣藥人一同連合シテ、民事ノ訴ヲ爲シタルカ如キ例モ、已ニ是レアリシトナレハ、民事原告人ノ數名連合スルトモ、亦或ハ是レアラシ、假令ヒ數名連合シテ、敗訴スルトアルモ、民事原告人ハ、連帶シテ費用ヲ償却スルノ義務ヲ負フトナカルヘシ、第四十七條ノ規則ハ、數人共犯ニ係ル場合ニ於テ、被告人タル者ニ、連帶ノ義務ヲ負ハシメタルモノニシテ、而シテ、民事原告

人ニ、此義務ヲ負ハシメタルモノニアラス、且ツ此規則ハ、一
 個ノ變則ニシテ、連帶シテ義務ヲ負ハシメサルヲ常則トス、
 常則ハ、解釋シテ廣ク適用スヘシト雖モ、變則ハ、解釋シテ廣
 ク適用スヘキモノニアラス、故ニ民事原告人ハ、數名連合シ
 テ、敗訴スルキト雖モ、連帶ノ義務ヲ負フナカルヘサナリ、
 [第四四四號] 總テ徵償處分ノ規則ハ、刑事裁判所ニ於テノ
 ミ、適用スヘキモノニシテ、民事裁判所ニ於テハ、適用スヘキ
 モノニアラス、故ニ民事裁判所ニ、私訴ヲ爲シタルキハ、共犯
 人ト雖モ、賠償費用共ニ、連帶シテ、其責ニ任スルナカルヘ
 キナリ、又刑事裁判所ニ於テモ、共犯人タル者ハ、連帶ノ義務
 ヲ負フト雖モ、共犯人タラサル者ハ、連帶ノ義務ヲ負フナ
 シ、故ニ附帶犯罪ノ場合ニ於テハ、一公訴ニ就キ、數名ノ被告

人アルヘシト雖モ、其被告人ノ所爲、各異ナルヲ以テ、之ヲ共
 犯人トスルナリ、又連帶シテ民事ノ責ニ任セシムルナ
 リ、

[第四四五號] 又刑事裁判所ニ於テ、徵償處分ノ規則ヲ、適用
 スルキニテモ、共犯人中ニ於テ、無罪免訴ノ言渡ヲ受クル者
 アルキハ、裁判費用ト損害賠償トニ就キ、區別ヲ爲サ、ルヘ
 カラス、裁判費用ニ就テハ、刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノミ、連帶
 シテ之ヲ償却シ、無罪免訴ノ言渡ヲ受ケタル者ハ、唯連帶ノ
 義務ヲ免カル、ノミナラス、全ク其費用ヲ拂フナカルヘ
 シ、是レ治罪法第三百七條ニ其明文アレハナリ、然レモ損害
 賠償ニ就テハ、無罪免訴ノ言渡ヲ受クルキト雖モ、賠償ノ義
 務ヲ免カル、ナリ、

免カ、ル、トナ得サルヘキナリ、

〔第四四六號〕 裁判費用、贓物ノ還返、損害ノ賠償ハ、何レノ裁判所ニ於テ、之ヲ裁判スルヤ、曰ク、第四十八條ニ曰ク、裁判費用、贓物ノ還給、損害ノ賠償ハ、被害者ノ請求ニ因リ、刑事裁判所ニ於テ、之ヲ審判スルヲ得、若シ贓物犯人ノ手ニアル時ハ、請求ナシト雖モ、直チニ之ヲ被害者ニ還付スト、然レモ此規則ノミニテハ、大簡ニシテ其詳細ヲ知ルヲ得ス、治罪法ノ諸條規、並ニ刑法附則ノ賠償處分ノ諸條規ヲ併セテ、始メテ其用ヲ爲スヘキナリ、治罪法第四條ニ曰ク、私訴ハ、其金額ノ多寡ニ拘ハラズ、公訴ニ附帶シテ、刑事裁判所ニ、之ヲ爲スヲ得ト、私訴即チ民事ノ訴ニハ、金額ノ多寡ニ從ヒ、其管轄ヲ異ニスルハ、是レ其通例ナリ、故ニ第四十八條ノミニ據ル

キ

キハ、民事ノ通例ニ循ヒ、私訴金額ノ多寡ニ從テ、刑事裁判所ノ管轄モ、亦之ヲ定ムヘキニ似タリト雖モ、治罪法ニ據ルキハ、公訴ニ附帶スルキハ、金額ノ多寡ニ拘ハラズ、刑事裁判所ハ、私訴ヲ審判スルヲ得ヘキナリ、故ニ百圓以下ハ勿論、百圓以上、幾萬圓ノ金額ニ至ルノ私訴ナリモ、治安裁判所、即チ違警罪裁判所ニ於テ、之ヲ審判スルヲ得、但シ明治十四年十二月二十八日第八十號布告ヲ以テ、違警罪ハ、當分ノ内、府縣警察署、及ヒ其分署ニ於テ、之ヲ裁判セシムルヲ定メラレタレハ、本然ノ違警罪裁判所ニ於テハ、之ヲ裁判スルヲナシ、故ニ私訴モ亦違警罪ノ公訴ニ附帶シテ、此ニ爲スヲナキヲ以テ、金額ノ多寡ニ拘ハラズ云々ノ規則ハ、今日ニ在テハ、水泡ニ屬シタルナリ、警察署ハ、違警罪ハ上文ノ布告ニ依リ、

之ヲ管轄スト雖モ、私訴ハ之ヲ管轄スルヲ得ス、故ニ違警罪ニ就テハ、公訴ニ附帶スルノ私訴ナシ、若シ私訴ヲ爲サントスルキハ、常ニ民事裁判所ニ、民事ノ訴ヲ爲スヘク、而シテ此場合ニハ、百圓以上以下ノ區別ニ從テ、其管轄ヲ定ムヘキナリ、

〔第四四七號〕 又第四十八條ノミニ據ルキハ、犯罪ニ因リ生シタル費用、還給、賠償ナレハ、常ニ刑事裁判所ニテ、之ヲ審判スルヲ得ルカ如シト雖モ、公訴ニ附帶シテ、私訴ヲ爲シタルキノ外ハ、決シテ刑事裁判所ハ、之ヲ審判スルヲ得サルナリ、故ニ公訴未タ起コラサルカ、又ハ刑事ノ審判已ニ終リタルキハ、民事裁判所ニアラサレハ、其請求ヲ爲スヲ得ス、然レモ公訴ニ附帶スル私訴ハ、必シモ直チニ刑事裁判所ニ、

其申立ヲ爲スニ及ハス、即チ治罪法第百十條ニ據リ、告訴ト共ニ檢察官、司法警察官、又ハ豫審判事ニ、其申立ヲ爲スヲ得ヘキナリ、又刑事附帶ノ私訴ハ、通常ノ文書、又ハ言語ヲ以テ、之ヲ爲スヲ得ルト雖モ、其民事裁判所ニ請求スル者ハ、民事訴訟ノ程式ニ從ハサルヘカラサルナリ、〔附則六一條〕且ツ民事裁判所ニ於テスルト、刑事裁判所ニ於テスルトナ問ス、私訴裁判費用ハ、民事ノ規則ニ從ヒ、敗訴者之ヲ擔當スヘキナリ、又公訴裁判費用ハ、他ノ請求ニ因ルヲナク、刑事裁判所ニテ、當然其審判ヲ爲スヘキナリ、之ニ反シテ、私訴裁判費用ハ、敗訴者之ヲ擔當スヘシト雖モ、原被中ノ者ヨリ、請求スルニアラサレハ、刑事裁判所ハ、之ヲ審判スルヲナシ、

〔第四四八號〕

又贓物、犯人ノ手ニ在テ、之ヲ差押ヘタルキハ、

直チニ被害者ニ還付スト雖モ、若シ輾轉シテ他人ノ手ニ在
 ルモハ、被害者ノ請求ニ因リ還付セシム、茲ニ又注意スヘキ
 所アリ、即チ第四十八條並ニ附則第五十四條ノミニ據ルモ
 ハ、贓物犯人ノ手ニ在ルモハ、贓物ノ性質如何ヲ論セス、又差
 押ヘタルト否トヲ別タス、且ツ被害者ノ請求ナシト雖モ、裁
 判所ヨリ直チニ被害者ニ還付スルモノニ似タリ、然レモ如
 此クナルニハアラサルヘシ、先ツ贓物ニ其確定物タルモノ
 アリ、不確定物タルモノアリ、之レカ區別ヲ爲シ、其確定物ニ
 係ルモノハ、還付スヘシト雖モ、其不確定物ナルモハ、假令ヒ
 請求アルモ、還付スヘキニアラス、但シ全ク還付セサルニハ
 アラス、唯其名義ヲ異ニスルノミ、即チ不確定物ニハ、物權ナ
 キヲ以テ、其所有權取戻ノ訴ハ、之ヲ爲ス能ハス、其現在スル

モ、之ヲ還付スルハ、是レ賠償ノ名義ニ出ルナリ、賠償ノ名
 義ニ出ルヲ以テ、又他ニ權利者アルモハ、被害者ハ、通常ノ人
 權ヲ有スルモノト同ク、其權利ノ價額ニ應シテ、分配ヲ得ル
 ニ過キス、先取特權ヲ以テ、己レ獨リ之ヲ全有スル能ハサル
 ナリ、請求アリト雖モ、如此ク區別シテ、之レカ處分ヲ爲サ
 ルヘカラス、況ンヤ其請求ナキモニ於テヤ、
 【第四四九號】 又請求ナクシテ、直チニ還付スルハ、贓物犯人
 ノ手ニ在リ、而シテ之ヲ差押ヘタルモハ、限ルヘシ、故ニ他人ノ
 手ニ在リテ、差押ヲ爲シタルモ、又ハ犯人ノ手ニ在リト雖モ、
 差押ニ係ラサルモハ、直チニ還付スヘカラス、此區別モ第四
 十八條ノミニテハ、分明ナラスト雖モ、附則第五十四條、治罪
 法第三百八條トチ參照スルモハ、分明ナルヘキナリ、

〔第四五〇號〕 已ニ犯人ノ手ニ在リ、而シテ差押ヲ爲シタルハ、被害者ノ請求ヲ待タズ、直チニ還付スヘシ、然レモ玆ニモ亦一ノ注意ヲ爲サ、ルヘカラサルナリ、私訴ノ權ハ、被害者ノ財産ニシテ、民法ニ循ヒ、被害者ニ屬スルモノナレハ、被害者ハ、固トヨリ隨意ニ棄權ヲ爲スヲ得ヘシ、而シテ其棄權ヲ爲スヲ得ルコトハ、分明ニ治罪法ニモ規定セル所ナリ、且ツ其私訴ヲ起サ、ル場合ニ於テハ、被害者ヲ推測シテ、其棄權ヲ爲シタルモノナリトシテ可ナルヘシ、實際ニ於テハ、私訴ノ起スヘキヲ知ラサル者モアルヘシト雖モ、法律上ヨリ論スル所ハ、法律ヲ知ラサル者ハ、アルヘキニアラズ、然レハ起訴セサル者ハ、即チ棄權シタル者ナルヘク、又眞ニ棄權スル者モ、實ニ多カルヘキナリ、然ルチ其請求ヲ待タズシテ、常ニ還

付スル所ハ、是レ棄權シタル者ニ、強ヒテ其棄權ヲ取消サシメ、而シテ其場合ニ由リテハ、大ニ之ニ妨害ヲ加フルコトアルニ至ルヘシ、即チ些少ノ價額モアラサル物件ヲ、遠隔ノ地ノ被害者ニ遞送シテ、之ニ其遞送費用ヲ拂ハシメ、又遠隔セサル地ノ被害者ナリモ、些少ノ物件ヲ領受スルカ爲メ、日時ヲ刻シテ、裁判所ニ召出サル、所ハ、俗ニ所謂ル盜人ニ追錢ニシテ、損害ノ上ニ又損害ヲ加フルニ至ルヘシ、且ツ遠路ヲ遞送シタル場合等ニ於テ、被害者若シ棄權シタ旨ヲ述ヘ、之ヲ領受セサルニ於テハ、強ヒテ之ヲシテ、其遞送費用ヲ拂ハシムルコトヲ得サルヘシ、然ル所ハ官モ爲メニ亦損害ヲ被フルニ至ラン、如此キノ事情アルカ故ニ、贓物犯人ノ手ニ現在シテ、之レヲ差押ヘタル所ト雖モ、濫ニ還付スヘキニアラズ、檢

察官ハ、其事情ヲ審按シ、且ツ公益保護ノ職權ヲ以テ、遠路ノ被害者等ニハ、照會シテ、之レカ處分ヲ爲スヘキナリ、又贓物ノ還給損害ノ賠償ハ、犯人ノ財産ニ係リテ、請求スルモノナレハ、犯人死去スト雖モ、其相續人アルニ於テハ、之ニ對シテ之ヲ要求スルヲ得ヘク、又犯人若クハ其相續人、贓物ノ還給損害ノ賠償ノ宣告ヲ受ケ、而シテ尙ホ之ヲ還給賠償セサルモ、被害者ハ、更ニ民事裁判所ニ、身代限ノ處分ヲ請求スルヲ得ヘキナリ、(附則六二條、六三條)

刑期計算

〔第四五一號〕 刑期計算ハ、刑期ノ始終ヲ定メタルモノニシテ、而シテ有期ノ刑ニ就テハ無論、無期ノ刑ニ就テモ亦必要ノモノナリ、有期ノ刑ハ、何年何月何日ヨリ始リ、何年何月何日

ニ至テ終ルヤ、審ニ之ヲ定メサルヘカラス、然ラサレハ、裁判官ノ意見ヲ以テ之ヲ定ムルカ故ニ、裁判所毎ニ其計算ヲ異ニシ、或ハ受刑ノ初日ト放免ノ日トヲ、刑期ニ算入シ、或ハ初日ヲ算入シテ放免ノ日ヲ算入セス、或ハ裁判ノ確定セサルニ、假ニ刑ヲ執行シ、或ハ裁判確定ノ後ニ於テ其執行ヲ始メ、又或ハ一年一月ヲ計算スルニ、月ノ大小、年ノ閏年平年ヲ別チ、或ハ之ヲ別タスシテ、三十日ヲ以テ一月トシ、三百六十五日ヲ以テ一年トスル等、總テ裁判官ノ意見ヲ以テ之ヲ定メ、人ニ由テ大ニ幸不幸アルニ至ルヘシ、又無期ノ刑ニ就テモ、剝奪公權、禁治產等ヲ、始ムルノ時ヲ定メサレハ、犯人ノ能力ヲ失フノ時ヲ知ルヲ能ハサルヲ以テ、唯刑人ノ爲メノミナラス、餘人ノ爲メニモ、大ニ障礙アルヘキナリ、即チ此時ヲ知

ラスシテ、刑人ト契約其他ノ事ヲ爲サハ、後ニ至テ之ヲ取消
サレ、爲メニ損害ヲ受クルニ至ルヘキナリ、是レ刑期計算ノ
法ナカルヘカラサル所以ナリ、

〔第四五二號〕先ツ刑期ヲ計算セシムハ、幾時ヲ以テ一日ト
シ、幾日ヲ以テ一月トシ、又幾月ヲ以テ一年トスヘキヤ、之ヲ
定メサルヘカラス、而シテ刑法ニ於テハ一日ト稱スルハ、二十
四時ヲ以テシ、一月ト稱スルハ、三十日ヲ以テシ、一年ト稱ス
ルハ、曆ニ從フコトセラレタリ、(四九條)故ニ朝ヨリ暮ニ至ル
ヲ以テ、一日トスルニアラス、月ノ大小ニ從フニアラス、年ノ
平年閏年ヲ別ツニアラサルナリ、今刑期ヲ計算スルニハ、例
ヘハ十日ノ刑ニ處シタルキハ、十日ニ二十四時ヲ乘シ、五月
ノ刑ニ處シタルキハ、五月ニ三十日ヲ乘シテ、其刑期ヲ定ム、

然レモ年ヲ以テ計算スヘキキハ、曆ニ從フカ故ニ、今年ノ今
月今日ヨリ、明年ノ同月同日ニ至ルヲ以テ一年トス、二年三
年其他皆此例ニ準シテ、其刑期ヲ定ムヘシ、新律綱領明清律
等ニハ、一年ト稱スル者ハ、三百六十日ヲ以テストアリ、如此
ク今モ亦一年ト稱スル者ハ、三百六十五日ヲ以テストセハ、
最モ權衡正カルヘキナリ、然レモ舊律ノ例ヲ用ヒスシテ、曆
ニ從フコトセラレシハ、舊律ノ時ニハ、大陰曆ナルヲ以テ、閏
年ニハ一月ノ差アリト雖モ、今ハ大陽曆ナルヲ以テ、閏年ニ
モ僅ニ一日ノ差アルノミナレハナリ、年ヲ以テ數フルモノ
ナレハ、一日ノ増減ハ、アレモ猶ホナキカ如シ、故ニ寧ロ曆ニ
從フトスルノ簡便ナルニ如カサルヘキナリ、

〔第四五三號〕刑期ヲ計算スルコトハ、如此クナレモ、受刑ノ初

日ハ、時間ヲ論セス、一日ニ算入シ、放免ノ日ハ、刑期ニ算入セ
 ス、是レ亦時ニ少差ナキニアラサレト、簡便ニ從フナリ、例ヘ
 ハ三月一日午後第三時ニ、裁判宣告アリテ、三十日ノ禁錮ニ
 處センニ、一日ト稱スル者ハ、二十四時ヲ以テスルカ故ニ、一
 日ノ午後第三時ヨリ起算シテ、二日ノ午後第三時ニ至ルヲ
 以テ、一日ト爲シ、而シテ三月三十一日ノ午後第三時ニ至テ終
 ルヘキナリ、然レトモ今初日ハ、時間ヲ論セス、全一日ト爲スカ
 故ニ、三月一日ノ午前第一時ヨリ起算シテ、二日ノ午前第一
 時ニ至ルヲ以テ、一日ト爲シ、而シテ三月三十一日ノ午前第一
 時ニ至テ終ル、然レトモ此刑期ノ終リタル時刻、即チ三十日ノ
 午後第十二時ノ滿ルキニハ、放免セスシテ、其翌日、即チ三月
 三十一日ニ放免ス、故ニ此放免ノ日ハ、刑期外ニアルナリ、法

文ニ所謂ル、放免ノ日ハ、刑期ニ算入セストハ、是レノ謂ナリ、
 最初ノ日ハ、其實一日ナラサレト、之ヲ一日トスルカ故ニ、放
 免ノ日ハ、刑期外ノモノナレト、刑期中ノモノ、如クニシ、而
 シ其翌日ニ至テ放免ス、是レ後ノ有餘ヲ以テ、初ノ不足ヲ補
 フノ理ナリ、放免ハ、刑期滿限ノ翌日ニ於テスト雖モ、此日ハ
 己ニ刑期中ノモノニアラサレト、濫ニ放免スルコトヲ遲延ス
 ヘカラサルヲ以テ、監獄則第三十一條ニ於テ、其制限ヲ定メ
 テレタリ、該條ニ曰ク、刑期滿限ノ者ヲ解放スルハ、滿期ノ翌
 日午前第十時ヲ過シヘカラスト、

〔第四五四號〕 刑法第四十九條ノ法意ハ甚タ善シ、然レトモ其
 法文ニハ解スヘカラサルモノアリ、受刑ノ初日トイヒ、並ニ
 放免ノ日ハ、刑期ニ算入セストイヘルノ語是レナリ、受刑ノ

初日トイヒテハ、刑ノ執行ヲ受クルノ初日ト、イフカ如クニ
 聞ユヘシ、刑ノ執行ハ、裁判確定スルニアラサレハ、之ヲ受ク
 ルコトナシ、今法文ニイヘル所ハ、刑期ヲ起算スルノ初日ナリ、
 故ニ受刑ノ初日トイハシヨリ、刑期起算ノ初日トイフヘキ
 ナリ、如此クナレハ、上訴セズシテ、裁判ノ確定シタルキハ、其
 裁判宣告ノ日ニ當ルヘク、又上訴シタルキハ、或ハ其前判、或
 ハ其後判ノ日ニ當ルヘキナリ、此日ハ皆是レ刑期起算ノ初
 日ナリ、

〔第四五五條〕 又放免ノ日ハ、刑期ニ算入セストアレヒ、放免
 ハ、刑期満限ノ後ニ於テスレハ、放免ノ日ヲ刑期ニ算入セサ
 ルハ、固トヨリ當然ノコトニシテ、イハスシテ可ナリ、且ツ此語
 ノミニ依レハ、却テ法意ニ背クニ至リヌヘシ、前ニ掲ケタル

例ニ就テイハシニ、放免ノ日ハ、三月三十一日ナリ、此三十一
 日ハ、刑期中ニアラサルモノナレハ、刑人ハ三十一日ノ午前
 第一時ニハ、解放ヲ求ムルコトヲ得ヘク、官モ亦第一時ニハ、解
 放セサルヘカラサルカ如クニ聞ユヘシ、故ニ第四十九條第
 二項ハ、當ニ左ノ如クナルヘキナリ、曰ク、刑期起算ノ初日ハ、
 時間ヲ論セス、一日ニ算入シ、刑期満限ノ日ノ翌日放免ス、但
 シ放免ハ、其日ノ午前第十時ヲ過クヘカラスト、如此クナラ
 シニハ、語弊ナクシテ、而シテ監獄則第三十一條ノ意モ、亦盡ス
 ヘキナリ、

〔第四五六號〕 然レヒ一日二日三日等ノ拘留ニハ、甚タ不都
 合ナル所アリ、例ヘハ三月一日午後第三時ニ、拘留一日ニ處
 スルコトヲ言渡サンニ、刑期ヲ計算スルニハ、其初日ハ時間ヲ

論セス、一日ニ計算スルヲ以テ、一日ノ午前第一時ヨリ始リテ、其午後第一時ニ至テ終リ、而シテ放免ハ、二日ノ午前第十時ヲ過クルヲ得サルナリ、故ニ違警罪ニハ、今上訴ヲ許サズ、直チニ其刑ヲ執行スルモ、尙ホ一日ノ拘留ハ、殆ント有名無實ナリ、況ンヤ又治罪法ニ從ヒ、上訴ヲ許スルニ於テヤ治罪法ニ依ルルハ、上訴期限ヲ過キサレハ、裁判確定セス、裁判確定セサレハ、刑ヲ執行スルヲ得ス、刑ヲ執行スルヲナケレハ、放免スルヲモ亦ナカルヘシ、而シテ裁判宣告ノ日ヨリ、刑期ヲ起算スルカ故ニ、刑人ハ、曾テ刑ヲ受クルヲナク、唯裁判宣告ヲ受ケタルノミニシテ、放免セラル、ナリ、又其實放免スルモ、是レ未決ノ勾留ヲ解クマテノコトニシテ、刑ノ拘留ヲ解クニハアラサルナリ、故ニ又一二日ノ拘留ニハ、假令ヒ其

囚徒逃走スルモ、常ニ未決ノ囚徒ノ逃走ヲ以テ論シ、已決囚ノ逃走罪ハ、決シテ之レナキニ至ルヘキナリ、拘留ニハ、服役ナキヲ以テ、未決ノ拘留モ、已決ノ拘留モ、同一ナルカ如クナレトモ、亦法律上如此ク其結果ヲ異ニスルコトアリ、是レ豈ニ不都合ノコトナラスヤ、故ニ違警罪ニ上訴ヲ許スニ至ルルキハ、別ニ刑期計算ノ方ヲ設ケサルヘカラサルナリ、但シ今モ不都合ナル所ナキニハアラサレトモ、僅ニ數時間タリトモ、初日ハ之ヲ全一日ト爲シ、一日ノ刑ナレハ、其翌日、二日ノ刑ナレハ、其翌々日ノ午前第十時迄ニ放免スヘキナリ、何トナレハ數日間ノ刑ニ處セラル、者ノミ、利益ヲ得テ、而シテ僅少ノ日時ノ刑ニ處セラル、者ノ、利益ヲ得サルヘキ理ナケレハナリ、

〔第四五七號〕 刑ヲ執行スルハ、何レノ時ニ始マルヤ、曰ク、凡

ヲ刑ハ裁判確定シタル後ニアラサレハ、之ヲ執行スルコトヲ
 得ス、其裁判言渡ニ對スル上訴ノ期限内、又上訴アルキハ、其
 判決アルマテ、裁判執行ヲ停止ス、刑五〇條、治三〇九條、四五
 九條、如此ク裁判確定セサル間ハ、刑ノ執行、即チ裁判執行ヲ
 停止スルハ、是レ治罪法ニ於テ、上訴ヲ許セハナリ、既ニ上訴
 ナリ許スニ於テハ、訴訟關係人ハ、上訴スルノ權ヲ有スルカ故
 ニ、此期限内ハ、此權ヲ行フモ知ルヘカラス、而シテ若シ關係人
 之ヲ行ヒテ、其上訴正當ナラシムニハ、最初ノ裁判ハ、無効ニ屬
 スヘシ、然ルニ執行ヲ停止セシメテ、刑ヲ執行セハ、上訴ヲ許
 スト雖モ、猶ホ上訴ヲ許サ、ルカ如シ、是レ裁判確定ヲ待テ、
 刑ヲ行フ所以ナリ、古昔ハ何レノ國ニ於テモ、裁判言渡アル
 キハ、直チニ刑ヲ執行セシカレ、今日ハ上訴ヲ許ルシテ、冤ヲ

伸ヘ枉チ直クスルコトヲ得シム、至公如鑑、至平如衡、無偏無黨、
 不重不輕、惟中惟和、眞ニ聖人明德慎罰ノ意ヲ致シテ、而シテ中
 正元吉ノ實アラシムコトヲ欲スルキハ、上訴ヲ許シテ而シテ、裁判
 確定スルヲ待テ、刑ヲ行ハサルヘカラス、路鼓、肺石、服
 念、覆奏ノ法ノ如キハ、尙ホ未ダ盡サ、ルモノナリ、豈ニ能ク
 浸潤之譖、虜受之愆アルコトヲ免レンヤ、

附言 周禮曰、大司寇、以肺石(赤石也)達窮民、凡遠近惛(無兄
 弟)獨(無子孫)老幼之欲有復於上、而其長弗達者、立於肺石三
 日、士聽其辭、以告於上、而罪其長、又曰、大僕、建路鼓于大寢之
 門外、而掌其政、以待達窮者與遽令、聞鼓聲則速逆御僕與御
 庶子、康誥曰、要囚、服念五六日、至于旬時、丕蔽(斷也)要囚、唐太
 宗貞觀五年詔曰、在京諸司、比來奏決死囚、雖云五覆、一日即

了、都未暇審思、五奏何益、縱有追悔、又無所及、自今後、在京諸司、奏決死囚、宜三日中五覆奏、天下諸州三覆奏、

〔第四五八號〕 總テ刑ハ、上訴期限ノ終リシ時、又上訴アリシ
 片ハ、其上訴ノ判決アリシ時ヨリ、之ヲ執行ス、是レ刑法ノ一
 大原則ナリ、故ニ犯人ヲ刑場ニ移シ、公權ヲ剝奪停止シ、治産
 チ禁シ、沒収ノ物件ヲ官ニ入レ、其他刑ノ期滿免除ニ就キ、其
 執行ヲ遣レタルノ日時等、皆本條ニ據リ、之ヲ定ムヘキナリ、
 然レモ死刑罰金科料ニ就テハ、一變例アリ、即チ死刑ハ其裁
 判確定スト雖モ、司法卿ノ命令アルニアラサレハ、之ヲ行フ
 一ヲ得ス、又婦女懷胎ナル片ハ、其執行ヲ停止シ、分娩後一百
 日ヲ經ルニアラサレハ、之ヲ行フ一ヲ得ス、又罰金科料ニ就
 テハ、裁判確定ノ日ヨリ、罰金ハ一月、科料ハ十日ノ猶豫期限

アルヲ以テ、亦即時ニ之ヲ執行スル一ヲ得サルナリ、
 〔第四五九號〕 刑ハ上告ノ期限ヲ過キ、又上告アリシ片ハ、其
 裁判ヨリ哀訴期限三日ヲ過キ、又ハ哀訴シテ其判決アル片
 ハ、裁判確定シテ、茲ニ刑ノ執行ヲ始ム、然ルニ上告期限哀訴
 期限三日ノ計算ハ、治罪法第十八條ニ從ハサルヘカラス、故
 ニ上訴期限ノ初日ハ、之ヲ算入セス、又最終ノ日休暇ニ當ル
 片ハ、最終ノ日モ亦期限ニ算入セサルナリ、故ニ通常ハ上告
 哀訴ノ裁判言渡ノ日ヲ除キテ、滿三日ヲ過キ、即チ裁判言渡
 ノ日ヨリ第五日ニ至テ、刑ヲ執行スヘク、又第四日ノ休暇ナ
 ル片ハ、第六日ニ至テ執行スヘシ、然レモ上告期限内、又ハ上
 告中ニ休暇免役ノ日アルモ、此日ハ期限ニ算入ス、之レカ爲
 メニ執行ヲ延ハス一ヲナシ、如此クナルカ故ニ、前ニモ論セシ

カ如ク、違警罪ニ就キ、上訴ヲ許スルハ、未タ其裁判確定セサル前ニ、刑期ノ終ルコアルヘキナリ、但シ今日ハ十四年第十四號布告ニ從ヒ、實際ニ於テハ、違警罪ニハ、總テ上訴ヲ許サ、ルカ故ニ、其裁判ハ即時ニ確定スヘシ、故ニ裁判宣告ノ翌日ヨリ拘留ヲ行ヒ、又之ヨリ起算シテ、十日内ニ科料ヲ納還セシムルナリ、

〔第四六〇號〕 實際ニ於テハ、違警罪ニハ、決シテ上訴ヲ許サル、コナシ、刑ノ執行モ、其裁判言渡ノ翌日ヨリ、之ヲ始ム、如此クナレハ、上訴限内ニ刑期ノ終ルカ如キ、不條理ノコトハ是レナシト雖モ、第四十四號布告ハ、如此ク決シテ上訴ヲ許サルノ主意ニハアラサルヘシ、今事實ニ就テ論ゼンニ、一事ニハ便ナルモ、若シ他事ニ不便ナル所アランニハ、其事ノ輕

重大小ヲ計較シ、而シテ大事ニ便ナラシメサルヘカラス、小事ニ不便ナルハ、蓋シ已ムコトヲ得サルナリ、豈ニ小利ノ爲メニ、大利ヲ顧ミサルコトアランヤ、假令ヒ刑ノ執行ニハ、不便不利ナル所アルモ措テ論セス、他ノ重大ナル所ニ於テ、便且ツ利ナラシメサルヘカラスナルナリ、加之法文法理ヨリ論スルモ、決シテ世人ノ思フカ如ク、違警罪一切ノ上訴ヲ禁シタルニアラサルナリ、先ツ左ニ第四十四號ノ布告文ヲ示サン、
十四年九月二十日第四十四號布告、 違警罪ノ審判ニ關スル一切ノ手續ハ、治罪法ニ從フヘシト雖モ、實際已ムコトヲ得サル場合ニ於テハ、當分ノ内便宜取計ヒ、其裁判言渡ニ付テハ、總テ上訴ヲ許サス、此旨布告候事、

〔第四六一號〕 此布告ノ主タル目的ハ、已ムコトヲ得サル場合ニ

限リ、治罪ノ手續ハ、便宜取計フコトヲ許ルスニ在リ、其上訴ヲ許サ、ルハ、是レ客タル事ニシテ、イハスシテモ可ナルモノナリ、故ニ十四年第五十六號、小笠原島東京府出張所ヲシテ、違警罪裁判ヲ爲サシムルノ布告、同年七十九號、北海道、沖繩縣、所轄官廳ニ、裁判權ヲ與フルノ布告等ニハ、唯治罪ノ手續ニ付キ、便宜ノ取計ヲ爲スコトヲ許ルシタルノミニシテ、其裁判ニ對シ、上訴ヲ禁スルコトハ、之ヲ明言セサルナリ、假令ヒ之ヲ明言シテ禁セサルモ、一方ニ向フテ、便宜ノ取計ヲ許ルス以上ハ、他ノ一方ニ向フテ、上訴ヲ禁スルハ、イハスシテ知ルヘキナリ、何トナレハ若シ上訴ヲ禁セサルニ於テハ、便宜ノ取計ヲ許ルスモ、結局之ヲ許ルサ、ルニ異ナルコトナカルヘケレハナリ、故ニ上訴ヲ禁スルハ、固ト明言セスシテ可ナル

モノナリ、第四十四號ニ之ヲ明言シタルハ、主タル目的ノ結果ヲ表示シタルマテノコトニシテ、是レ一附言トモイフヘキモノナリ、先ツ以上ノ諸布告ニ參照シテ、第四十四號布告ノ主タル目的ヲ知ルヘキナリ、

〔第四六二號〕此目的ヲ知ルニ於テハ、亦該布告ニテ、上訴ヲ禁シタル所ニ、自ラ區別アルヲ知ルヘキナリ、總テ上訴ヲ許サストアリト雖モ、區別ナシ如何ナル上訴ニテモ、悉皆之ヲ許ルサストイフノ意ニハアラス、唯治罪ノ手續、法律ニ違フコトヲ原由トシテハ、故障控訴上告等、皆之ヲ許サストイフニ過キサルコトナリ、他事ニ原由スルノ上訴マテモ、一切之ヲ禁ストイフ意ニハ、決シテアテサルヘキナリ、尙ホ十四年十月六日第五十四號布告ヲ引證セハ、其意更ニ明瞭ナルヘシ、該

布告ニ曰ク、刑法治罪法實施ノ儀云々(中略)但本文ノ場合ニ於テ、訟廷内治罪ノ手續ハ、便宜可取計、且其手續上ニ付テハ、上訴ヲ許サスト、是レ訟廷外ニ於テスル手續ハ、治罪法ニ據ルヘシト雖モ、訟廷内ノ手續ニ限り、便宜ノ取計ヲ許ルシ、而シテ之ヲ許ルスカ故ニ、又其手續上ノ事ニ限り、上訴ヲ禁シタルナリ、決シテ他事ニ係ル上訴ヲ禁シタルニアラス、第四十四號布告ノ意モ、固トヨリ之ニ外ナラサルヘキナリ、

〔第四六三號〕 或曰ク、第五十四號ノ布告ヲ參照スルキハ、却テ違警罪ニハ、手續ニ係ルト、本案ニ係ルトヲ論セス、一切上訴ヲ許ルサ、ルノ意、顯ハルヘシ、何トナレハ、第五十四號布告ニハ、場合ヲ定メ、且ツ其手續ニ就テ、上訴ヲ禁スルカ故ニ、他ノ場合、他ノ事件ニハ、之ヲ許ルスヘシト雖モ、第四十四號

布告ニハ、場合ヲ定メス、又其裁判言渡ニ付テハ、總テ上訴ヲ許ルサストアルカ故ニ、何レノ場合ヲ論セス、總テ裁判言渡ニ就テ、上訴ヲ許ルサ、ルノ意ナルヲ明ナリト、

〔第四六四號〕 是レ或ハ一理アルモノ、如シト雖モ、決シテ然ラサルヘキナリ、既ニ前ニ論シタルカ如ク、第四十四號布告ノ目的ハ、治罪ノ手續ニ就キ、便宜法ヲ設クルニ在リテ、其上訴ヲ許サ、ルハ便宜法ヨリ生スルノ結果ナレハ、徹頭徹尾、該布告ハ治罪ノ手續ノミニ係ルモノナリ、又第五十四號布告モ、治安裁判所ニ輕罪ヲ裁判セシムル便宜法ニシテ、而シテ其治罪ノ手續ニ就キ、上訴ヲ禁シタルマテノモノナレハ、之ニ其場合ヲ定メテ、手續上トアリ、而シテ違警罪ニハ、別ニ手續上ノ語ナキヲ以テ、廣ク總テ上訴ヲ禁シタリトハイヒ難

キナリ、余ハ第五十四號布告ニモ、治罪ノ手續云々トアルヲ
 觀テ、違警罪ノキニモ、亦其手續上ノモノニ限ルヲ知ルナリ、
 而シテ所謂ル手續トハ、令狀、檢證處分等ニ係ル、取扱方法ナリ、
 此取扱方法ニ於テ、式ニ違フ所アルキハ、治罪法ニ於テハ、異
 議ノ申立ヲ爲シ、其棄却セラル、キハ、控訴上告等ヲ爲スナ
 許スノ規則ナリト雖モ、第四十四號布告ニ於テ、此手續ニ原
 由スル上訴ハ、便宜法ヲ設ケタルヲ以テ、故障控訴上告ニ論
 ナク、總テ之ヲ禁シタルナリ、該布告ニ總テ上訴云々トアル、
 總テノ語モ、手續ニ係ルモノト、本案ニ係ルモノトヲ問ハス、
 總テノ裁判言渡ニ就テ、上訴ヲ許ルサストイフニハアラス
 シテ、殊ニ手續ニ係ルモノニ限リ、其上訴即チ故障控訴上告
 ハ、總テ之ヲ許サストイフノ意ナリ、若シ總テ裁判言渡トア

ラシニハ、或ハ論者ノ說ノ如クナルモ、知ルヘカラスト雖モ、
 總テ上訴トアリテ、總テ裁判言渡トアルニアラス、亦其用語
 ニ別アルヲ視ルヘキナリ、

〔第四六五號〕 又法理上ヨリ論スルキハ、本案ノ上訴ハ、決シ
 テ禁スヘキニアラス、例ヘハ違警罪裁判所ニ於テ、其裁判ス
 ヘカラサルノ重罪輕罪ヲ、違警罪ト誤認シテ裁判シ、又ハ十
 二歳未滿ノ幼者ノ罪ヲ論シ、又ハ期滿免除、其他公訴消滅ノ
 原由アルニ、刑ノ言渡ヲ爲シ、又ハ私訴ノ裁判ハ、警察署ノ爲
 スヲ得サルモノナルニ、其裁判ヲ爲シ、其管轄規則ニ違フテ、
 他管ノ者ヲ裁判スル等ノコトアランニハ、如何ニ便宜ノ處分
 ナレハトテ、之レカ上訴ヲ許サ、ルノ理アランヤ、若シ果シ
 テ是等ノ上訴マデモ、之ヲ禁スルノ意ナランニハ、分明ニ違

警罪ニ就テハ、總テ上訴ヲ許ルサスト記載アルヘキナリ、然レハ其文簡ニシテ、而シテ其意モ亦甚タ明ナルヘシ、
 「第四六六號」或又曰ク、控訴ニ係ル規則ハ、十四年第七十四號布告ヲ以テ、當分之ヲ實施セサルカ故ニ、假令ヒ第四十四號布告ニ於テハ、上訴ヲ許ストスルモ、控訴スルヲ能ハサレハ、從テ上告モ亦之ヲ爲ス能ハサルヲ如何セシ、何トナレハ上告ハ、終審ノ對審裁判ニ對スルキニアラサレハ、之ヲ爲スヲ得サルカ故ニ、違警罪ノ始審裁判ニ對シテハ、上告モ亦自ラ之ヲ爲スヲ得サレハナリト、余思フニ是レ亦深ク法意ヲ考ヘサルノ說ナリ、始審終審ノ語ハ、固ト相對スルモノニシテ、始審アレハ終審アリ、終審アレハコソ始審アレ、既ニ第七十四號布告ニ於テ、控訴ノ規則ヲ實施セサル以上ハ、始審モ

ナク終審モナシ、何レノ裁判モ、皆始審ニシテ、而シテ又皆自ラ終審ナリ、故ニ上告ヲ爲スニ於テ、決シテ妨ナカルヘシ、若シ果シテ論者ノ說ノ如クナラシムニハ、輕罪重罪ニモ、亦皆上告ヲ許サ、ルヘキナリ、然ルニ輕罪重罪ノ上告ハ、實際比々是レアリ、此上告ヲ爲スヲ得ルハ、則チ當分ノ内ハ其裁判ハ、始審ニシテ即チ又終審ナルヲ以テナリ、然レハ違警罪ニ就テ、上告ヲ爲スモ、亦何ノ妨カ是レアラシ、故ニ法理ニ依リ、法文ニ從テ、論スルキハ、違警罪ノ本案、即チ刑名、罪名、人違等ノ事ニ就テハ、上告ヲ許サ、ルヘカラス、又其刑ノ執行ハ、上告期限内ハ、之ヲ停止セサルヘカラサルナリ、如此クナルキハ、上告期限内ニ、刑期ノ終ルカ如キ不都合ハ、免カルヘカラスト雖モ、人ニ冤罪ヲ負フスルカ如キノ不都合ハ、是レナカルヘ

キナリ、

〔第四六七號〕如此ク刑ヲ執行スルハ、裁判確定ノ翌日ヨリ
スト雖モ、其刑期ヲ起算スルハ、刑名宣告ノ翌日ヨリス、刑期
ヲ計算スルニハ、裁判確定ノ日ヲ以テセスシテ、裁判宣告ノ
日ヲ以テシタルハ何ソヤ、蓋シ法律ハ、被告人ニ與フルニ、上
訴伸理ノ權ヲ以テシ、之ヲシテ冤柱ニ屈スルノ憾ナカラシ
ム、然ルニ若シ其上訴ノ期限後、即チ裁判確定ノ日ヨリ常ニ
刑期ヲ計算スルコトセハ、是レ陽ニ被告人ヲ保護シテ、陰ニ
之ヲ阻害スルナリ、豈ニ上訴ノ權ヲ與ヘタルノ實アラソヤ、
是レ裁判確定ノ日ヲ以テ、刑期計算ノ初日ト爲サスシテ、裁
判宣告ノ日ヲ以テ、其初日ト爲シタル所以ナリ、以上論セシ
所ハ、上訴ナキ場合ニ係ル、上訴ヲ爲シタル場合ニハ、法律ニ

於テ區別ヲ爲シ、以テ刑期計算ノ初日ヲ定メタリ、(五一條)

〔第四六八號〕第一、犯人若クハ其辯護人、上訴シテ、其上訴正
當ナルキハ、前判宣告ノ日ヨリ起算ス、正當ナルトハ、結局正
當ナルキヲイフ、例ヘハ、先ツ控訴ヲ爲シ敗ヲ取り、而シテ上告
ヲ爲シテ勝ヲ得タルキノ如キ、一敗一勝相半ハスト雖モ、尙
ホ之ヲ正當ナリトシ、始審ノ裁判宣告ノ日ヨリ、刑期ヲ計算
ス、如此キ場合ニ於テハ、始審裁判宣告ノ日ト、大審院判決ノ
日トハ、其相去ルコト甚タ遠クシテ、或ハ全ク刑期ヲ過キ、曾テ
實地ニ刑ノ執行ヲ受ケサル如キコトアルヘシ、然リト雖モ、犯
人ハ拘留ヲ受ケテ、已ニ監倉ニ在ルヲ以テ、刑ノ執行ヲ受ケ
タルモノト、殆ント相同シカルヘキナリ、是レ上訴正當ナル
キハ、前判後判ノ間ノ日數、如何ニ拘ハラヌ、常ニ前判ノ日ヨ

リ、刑期ヲ計算スル所以ナリ、

〔第四六九號〕 第二、犯人若クハ其辨護人上訴シテ、其上訴不當ナルキハ、後判宣告ノ日ヨリ起算ス、是レ亦不當ナルトハ、結局不當ナルキチイフ、例ヘハ檢察官先ツ控訴シテ勝チ得タルヲ以テ、犯人其控訴ノ裁判ニ服セスシテ、上告ヲ爲シ、而シテ上告ニ於テ敗訴セリ、此場合ニ於テハ、後判宣告ノ日、即チ大審院判決ノ日ヨリ計算ス、況ンヤ犯人自ラ控訴上告ヲ爲シ、總テ敗訴シタルキニ於テチヤ、然リ而シテ前判ト後判トノ間、幾十日幾百日ヲ經ルト雖モ、之ニ拘ハラズ、亦常ニ後判宣告ノ日ヨリ、刑期ヲ計算スルナリ、

〔第四七〇號〕 犯人ノ上訴ニ係ルキハ、如此ク其結果ノ正否ニ由リ、刑期起算ノ日ヲ異ニセリ、是レ上訴ノ正當ナルキハ、

其曲前裁判ニ在リ、法律ノ許シタル上訴ノ權ヲ行ヒ、前裁判ノ曲ヲ訴ヘタルカ爲メニ、刑期起算ノ日ヲ、後ニ延ハスヘカラサレハナリ、然レモ上訴ノ不當ナルキハ、其曲犯人ニ在リ、然レハ後判宣告ノ日ヨリ起算セラル、モ、自業自得ニシテ、即チ己レカ過ナリ、如此ク結果ノ正否ニ由リ、起算ノ日ヲ異ニスルハ、是レ濫ニ上訴スルノ弊ヲ、防カンカ爲メナリ、

〔第四七一號〕 主刑ト附加刑トニ就キ、上訴シテ、兩ナカラ正當ニ、又兩ナカラ不當ナルキハ、總テ前例ニ據テ處分スヘシト雖モ、其一正當ニシテ、其一不當ナルキハ如何、曰ク、附加刑ハ固トヨリ主刑ニ附屬スルモノナレハ、從ハ則チ主ニ從ヒ、總テ其上訴ノ正否ニ拘ハラズ、主刑ニ從テ其刑期起算ノ日ヲ定ムヘキナリ、故ニ剝奪公權停止公權禁治産ハ、其主刑ヲ

起算スルキヨリ、之ヲ起算スヘキナリ、且ツ主刑ノミニ就キ
 上訴シ、又ハ附加刑ノミニ就キ上訴シタルキモ、亦同様ナリ
 トス、又罰金ハ常ニ第二十七條ニ據リ、裁判確定ノ日ヨリ起
 算シテ、一月内ニ之ヲ徴収スヘキナリ、沒収ニ就テハ、別ニ法
 文ナシト雖モ、此刑ニハ期限ナク、止タ之ヲ執行シテ、其物件
 ナ官ニ入ル、ノミナレハ、亦刑期ノ計算スヘキナシ、故ニ第
 五十條ニ據リ、裁判確定シタル後ニ非サレハ、沒収スルヲ
 得サルナリ、但シ監視ハ第四十條ニ據リ、主刑ノ終リタル日
 ヨリ起算スヘシト雖モ、單ニ監視ニ付シタル場合ニ於テ、上
 訴ヲ爲スキハ、其當否ヲ區別シ、刑期ヲ計算スヘキナリ、第三
 五四號ヲ看ルヘシ

〔第四七二號〕 又禁治産ノ期限ハ、其主刑ノ期限ヲ起算スル

日ヨリ、之ヲ起算スルカ故ニ、過去ニ遡リテ、刑ヲ執行セシモ
 ノト看做スト雖モ、上訴中、即チ裁判未タ確定セサリシ前ニ、
 犯人カ結ヒタル契約ノ如キハ、刑ノ執行ヲ遁レ、法律ヲ犯シ
 タルモノナリトシテ、之ヲ取消スヲ得サルヘキナリ、前ニ
 遡リテ刑期ヲ計算スルハ、犯人ノ爲メニ設ケタル便宜法ナ
 リ、犯人ナリトシ、其爲メニ設ケタル便宜法ナレハ、之ヲ以テ之
 ニ不便ヲ與フヘキニアラス、又況ンヤ此便宜法ヲ以テ、他ノ
 結約者ノ既得ノ權利ヲ害スヘケンヤ、

〔第四七三號〕 第三、検査官ノ上訴ヲ爲シタル場合ニハ、其上
 訴ノ當否ニ拘ハラズ、常ニ前犯宣告ノ日ヨリ起算ス、是レ犯
 人ノ得テ關係スル所ニアラサルヲ以テナリ、即チ其上訴正
 當ナランカ、其過、裁判官ニ在リ、其上訴不當ナランカ、其過、檢

察官ニ在リ、如此ク裁判官檢察官ノ過ニシテ、犯人ノ關係セサル所ナレハ、之レカ爲メ、犯人ニ其害ヲ被ラシムヘカヲサルナリ、是レ此場合ニ於テハ、常ニ前決宣告ノ日ヨリ、刑期ヲ計算スル所以ナリ、

〔第四七四號〕 此場合ニ於テモ、一ノ疑義アリ、即チ犯人控訴シテ勝ヲ得、其上訴正當ナリ、然ルニ檢察官ハ、此控訴ノ裁判ヲ不當ト爲シテ上告シ、而シテ其上告ニ或ハ勝テ、或ハ敗ル、コアルヘシ、如此キ場合ニハ、何レノ日ヨリ刑期ヲ計算スヘキヤ、曰ク、檢察官ノ上訴ヲ爲シタル日ハ、其上告ノ當否ニ拘ハラズ、總テ前判、即チ始審裁判宣告ノ日ヨリ、起算スヘキナリ、且ツ犯人控訴ニ敗シ、而シテ檢察官上告シタル日ハ、犯人ノ上訴ニ就キ、檢察官附帶ノ上訴ヲ爲シタル日ノ如キ、總テ

檢察官ニ於テ、上訴ニ干預シタル所アルニ於テハ、假令ヒ犯人ノ上訴不當ナルモ、常ニ始審裁判宣告ノ日ヨリ起算スヘキナリ、何トナレハ、檢察官カ上訴ヲ爲セシキハ、其當否ニ就キ、必ス檢察官、若クハ裁判官ノ過ニ歸スヘキ所アレハナリ、又律ニ明文ナクシテ、疑義ヲ生スルキ、犯人即チ被告人ノ爲メニ、便ナルノ解釋ヲ下スヘキハ、亦法律ノ一原則ナレハナリ、是レ此ニ總テ初審裁判宣告ノ日ヨリ、起算スヘキコトヲ斷言スル所以ナリ、但シ前判後判ノ語ハ、分明ヲ闕クニ似タリ、之ヲ改メテ、最初ノ判決、上訴ノ判決ニ作ラハ、其意殊ニ分明ナルヘキナリ、

〔第四七五號〕 或曰ク、上訴ヲ遂ケタル日ハ、其當否ニ從テ刑期起算ノ日ヲ異ニスヘキハ、法律ニ明文アリト雖モ、上訴ノ

願下ヲ爲シタルキニハ如何スヘキヤ、法律ニ明文ナシ、例ヘ
 ハ、茲ニ一犯人アリ、其裁判ニ服セスシテ、上告ヲ爲シ、而シテ後
 ニ自ラ其非ヲ悔悟シテ、上告ノ願下ヲ爲サンニ、此場合ニ於
 テハ、刑期ハ裁判宣告ノ日ヨリ、計算スヘキヤ、將タ願下ヲ爲
 シタル日ヨリ、計算スヘキヤ、是レ明瞭ナラサルナリ、余曰ク、
 十五年十月二十八日司法省内訓ニ曰ク、上告趣意書ヲ差出
 シタル後五日內ニ、其取消ヲ願出ル者、刑期起算方ノ儀ニ付、
 長崎縣令内海忠勝ヨリ、別紙甲號ノ通伺出候處、乙號ノ通指
 令ニ及ヒ候條、爲心得、此旨及内訓候也、○甲號(十五年十月十
 六日伺)上告書類趣意書差出シ後、其期限五日內ニ取消ヲ願
 フ時、刑期ハ宣告ノ日ヨリ起算スヘキヤ、○乙號(同年同月二
 十六日)本月十六日附伺ノ件、被告人上告ヲ爲シタル場合ニ

於テ、上告書類、未タ大審院ニ送致セサル前、其願下ヲ申出タ
 ル時ハ、原裁判所長、之ヲ聞届ケ、其聞届ノ日ヨリ、刑期ヲ起算
 スト、故ニ趣意書差出シノ後、五日內ニ願下ヲ爲スルキ、即チ上
 告書類、尙ホ檢察官ノ手ニ在テ、未タ大審院檢事長ニ差出サ
 サル前ニ、願下ヲ爲スルキハ、願下ヲ聞届ケタル日ヨリ、刑期ヲ
 計算シテ、裁判宣告ノ日ヨリ、計算スルニアラサルナリ、實際
 ハ多クハ此内訓ニ從テ、處分スルナルヘシ、

〔第四七六號〕然レハ此内訓ノミニテハ、未タ盡サ、ル所ア
 リ、又如何ナル法意ニ據リ、如此ク定メラレタルヤ、解シ難キ
 所アルナリ、即チ此内訓ハ、趣意書ヲ差出シタル後、五日內ニ
 願下ヲ求ムル場合ニ係ルモノナリ、然レハ已ニ上告スト雖
 モ、其期限三日內、又ハ趣意書差出ノ期限內ニ、願下ヲ申立ル

其ハ如何、又已ニ檢察官ヨリ大審院ニ、上告書類ヲ送致シタ
 ル後ニ、願下ヲ申立ルルハ如何、是レ内訓ニテハ、未タ盡サ、
 ル所ナリ、又刑法ニハ、刑名宣告ノ日ヨリ起算スルヲ原則ト
 シ、而シテ上訴ノ場合ニハ、其當否ヲ別ニテ、或ハ刑名宣告ノ日
 ヨリ起算シ、或ハ上告判決ノ日ヨリ起算スルトス、故ニ此
 法意ヲ推シテ、刑名宣告ノ日ヨリ起算スルカ、又ハ上告判決
 ノ日ヨリ起算スルカ、此二箇中ノ一ニ從ヒ、法意ヲ解釋シテ、
 計算ノ方法ヲ定メサルヘカラス、法律ヲ創定シ、又ハ之ヲ改
 定スル立法官ナレハ、願下開届ノ日ヨリ起算スルト定ム
 ヘク、又如此クスルルハ、第五十一條ノ起算方法ニ比シテ、權
 衡ヲ得ルヲナルヘケレト、法律ヲ解釋スル者ハ、準據スヘキ
 ノ法律アルルルハ、必ス之ニ準據スヘシ、法文外ニ出テ、新方

法ヲ設クヘカラサルナリ、

「第四七七號」今按スルニ、上告ヲ爲スト雖モ、未タ其判決ア
 ラサルニ願下ヲ爲シタルルハ、是レ恰モ初ヨリ上告ヲ爲サ
 サルニ同シカルヘキナリ、然レハ其願下ハ、上告期限内ニ於
 テスルモ、又趣意書差出ノ期限内ニ於テスルモ、又已ニ檢察
 官ノ上告書類ヲ送致シタル後ニ於テスルモ、之レカ區別ヲ
 爲スヘキニアラス、總テ大審院ノ判決ヲ爲サ、ルノ前ニ於
 テスルルハ、上告ヲ爲サ、ルモノト看做シ、最初ノ刑名宣告
 ノ日ヨリ起算シテ、刑期ヲ定ムヘキナリ、然レト願下ヲ爲ス
 ト雖モ、其上告期限内ニ係ルルハ、其求ムル所ヲ變更シテ、更
 ニ上告ヲ爲スコアルヘク、又本人ニ於テ更ニ上告ヲ爲ササ
 ルコトヲ明言スルモ、未タ上告期限ノ終ラサル間ハ、其上告ヲ

爲スト否ト、一ニ本人ノ意見ニ任スヘキトナレハ、刑ノ執行ハ上告期限ノ終リ、裁判確定スルノ時ヲ待テ、之ヲ爲サ、ルヘカラス、已ニ上告期限ヲ過キテ、願下ヲ爲スルハ、更ニ上告スルコトヲ許サ、ルカ故ニ、此場合ニ於テハ、刑ノ執行ハ、其願下ノ時ヨリ、之ヲ始ムヘキナリ、上告ノ權利ヲ拋棄スルハ、固ト本人ノ自由ニ在ルコトナレハ、大審院カ之ヲ聞届クルト否トハ、論スルニ及ハス、又聞届ケサルコトヲ得サルナリ、故ニ其時ヨリ刑ヲ執行シテ、決シテ妨ナカルヘキナリ、

〔第四七八號〕 第四、犯人ノ上訴正當ナルキ、並ニ檢察官ノ上訴ニ係ルキハ、前判宣告ノ日ヨリ起算スト雖モ、若シ其上訴中、保釋ヲ得、又ハ責付セラレタルキハ、保釋責付ノ日數ハ、刑期ニ算入セス、是レ犯人、身體ノ拘束ヲ受クルコトナキカ故ナ

リ、此場合ニハ、多クハ裁判確定シテ、實地刑ヲ執行スル日ヨリ、刑期ヲ起算スヘシト雖モ、上計中、保釋責付ノ先後ニ於テ、拘束ヲ受ケタルキハ、其日數ハ、前三箇ノ區別ニ從ヒ、刑期ニ算入スヘキナリ、

〔第四七九號〕 或曰ク、闕席裁判ニ係ルキハ、其刑期ヲ計算スル如何、余曰ク、對審裁判ニ於ケルカ如ク、第五十一條ニ從ヒ、刑名宣告ノ日ヨリ起算シ、若シ故障ヲ爲シタルキハ、其故障ノ當否ヲ分チ、或ハ前判ノ日、或ハ後判ノ日ヨリ起算スヘシ、然レモ被告人逃走シタルキハ、其逃走ノ日數ハ、刑期ニ算入スルコトナカルヘシ、(五二條)故ニ闕席裁判ノキニハ、概シテ就捕ノ日ヲ以テ、刑期計算ノ初日トスルナルヘシ、何トナレハ、逃走セサレハ、闕席裁判ヲ受クルコト、實地ナカルヘケレハナ

「第四八〇號」或曰ク、刑期ヲ計算スルコトハ、如此クナルヘケ
 レト、刑ノ執行ハ、裁判確定セサレハ、之ヲ爲スヘカラス、然ル
 ニ闕席裁判ノキニハ、刑ノ期滿免除ニ至ル迄何時ニテモ、故
 障ヲ爲スコトヲ得ルカ故ニ、被告人捕ニ就クモ、直チニ刑ヲ執
 行スルコトヲ得ス、又其故障正當ナラシニハ、前判宣告ノ日ヨ
 リ計算セサルヘカラス、然レハ或ハ已ニ刑期滿限ニ至リテ、
 全ク執行ヲ免カル、コトアラシ如何、余曰ク、一概ニハ論シ難
 シ、先ツ重罪輕罪違警罪ノ三罪ニ就キ、區別ヲ爲スヘシ、違警
 罪ノ闕席裁判ナレハ、治罪法第三十二條ニ據ルヘシ、該條ニ
 曰ク、闕席裁判ヲ受ケタル者、故障ヲ爲サントスル時ハ、言渡
 書ノ送達アリタルヨリ三日内ニ、其申立書ヲ、書記局ニ差出

ス可シト、又罰金ニ該ル輕罪ノキモ、之ニ準スヘシ、治三五五
 條即チ其言渡ノ送達ヨリ三日内ニ、故障ノ申立ヲ爲スヘキ
 ナリ、禁錮ニ該ル輕罪ナレハ、治罪法第三百五十六條ニ據ル
 ヘシ、該條ニ曰ク、闕席裁判ニ因リ、禁錮ノ刑ノ言渡ヲ受ケタ
 ル被告人ハ、左ノ場合ヲ除クノ外、刑ノ期滿免除ニ至ルマテ、
 故障ヲ爲スコトヲ得、一被告人本案ノ裁判前、豫メ裁判ス可キ
 事件ヲ、申立タル時、二裁判言渡書ヲ、本人ニ送達シタル時、三
 被告人裁判執行ニ因リ、刑ノ言渡アリタルコトヲ知リタルノ
 證アル時、第一ノ場合ニ於テハ、言渡書ノ送達アリタルヨリ、
 第二第三ノ場合ニ於テハ、言渡アリタルコトヲ知リタルヨリ、
 三日内ニ故障ヲ爲スコトヲ得ト、又重罪ナレハ、治罪法第四百
 七條ニ據ルヘシ、該條ニ曰ク、闕席裁判ニ因リ、刑ノ言渡ヲ受

ケタル者ハ、刑ノ期滿免除ニ至ルマテ何時ニテモ、故障ヲ爲
 スコトヲ得、但捕ニ就キタル時ハ、十日内ニ故障ヲ爲ス可シト、
 〔第四八一號〕 故ニ違警罪並ニ罰金ニ該ル輕罪ナレハ、言渡
 書ノ送達ヨリ、三日ヲ過クルキハ、裁判確定スヘク、又禁錮ニ
 該ル輕罪ナレハ、言渡書ヲ送達シ、又ハ言渡アリシコトヲ知リ
 シ時ヨリ、三日ヲ過クルキハ、裁判確定スヘシ、又重罪ナレハ、
 就捕ノ時ヨリ、十日ヲ過クルキハ、裁判確定スヘキナリ、刑ノ
 執行ハ此期限ヲ過キテ、裁判ノ確定セシキヨリ、之ヲ始ムヘ
 シ、故ニ夫ノ罰金科料如キモ、故障期限ヲ過キタル時ヨリ、十
 日内、又ハ一月内ニ納完セシメ、而シテ此限内ニ納完セサルキ
 ハ、之ヲ體刑ニ換フルコトヲ得ヘキナリ、又此故障ノ期限内、又
 ハ刑ノ期滿免除ノ期限内ニ、故障ヲ爲シ、而シテ其故障正當ナ
 シ、

ルキハ、前ニ論セシカ如ク、前判宣告ノ日ヨリ、刑期ヲ起算シ、
 逃走ノ日數ヲ除キテ、前後刑期中ニ入ルヘキノ日數ヲ合シ
 テ、全體ノ刑期ヲ定ムヘシ、若シ又其故障不當ナルキハ、故障
 ノ判決ノ日ヨリ、刑期ヲ計算スヘキナリ、如此ク逃走ノ日數
 ナ除クカ故ニ、故障ノ當否ニ拘ハラズ、實地多クハ故障ノ判
 決ノ日カ、若クハ就捕ノ日ヨリ、刑期ヲ計算スルニ至リヌヘ
 シ、

〔第四八二號〕 罰金科料ヲ禁錮拘留ニ換ヘタルキハ、其禁錮
 拘留ノ期限ヲ計算スル如何、又罰金科料ニ處セラレタル者
 ハ、身體ノ拘束ヲ受ケサルカ故ニ、裁判官ノ命令書、檢察官ノ
 指揮書ヲ刑人ニ送達スルニ際シ、刑人家ニ在ラスシテ、直チ
 ニ禁錮拘留ヲ執行スル能ハサルコトアルヘシ、此場合ニ於テ、

禁錮拘留ノ期限ヲ計算スル如何、曰ク、凡ソ刑期ハ裁判確定
 シテ、刑ヲ實地ニ執行スルキヨリ、之ヲ計算スヘキ理ナリ、故
 ニ佛文原稿第六十三條ニハ、自由ヲ奪フ刑ノ期限ハ、確定裁
 判ヲ以テ、刑人ヲ逮捕シタル日、即チ之ヲ監禁シタル日ヨリ、
 起算ストアリ、又佛國刑律第二十二條ニモ、有期ノ刑ノ期限
 ハ、其裁判ノ確定シタル日ヨリ、起算ストアリ、刑期計算ノ原
 則ハ、實ニ如此クナラサルヘカラサルナリ、然ルニ今第五十
 一條ノ規則ヲ設ケ、裁判宣告ノ日ニ遡リテ、刑期ヲ計算スル
 ハ、是レ刑人ノ爲メニスル一個ノ便法ナリ、而シテ罰金科料ヲ
 禁錮拘留ニ換フルルキハ、一圓チ一日ニ折算スルコトナレハ、禁
 錮拘留ヲ執行スル日ヨリ、起算セサルヘカラス、又便法ハ法
 律ニ明文アル場合ノミニ適用シテ、他ノ明文ナキ場合ニハ、

適用スヘカラサルモノナリ、故ニ上文二個ノ場合ニ於テハ、
 禁錮拘留ヲ執行シタル日ヨリ起算シテ、其期限ヲ定ムヘシ、
 罰金科料ヲ禁錮拘留ニ換フルノ命令アリシ日ニ遡リテ、起
 算スヘキニアラス、但シ其執行ヲ始ムルノ日ハ、時間ニ拘ハ
 ラス、一日ニ計算シ、而シテ其満期ノ日ノ翌日、午前第十時迄ニ、
 放免スヘキナリ、

〔第四八三號〕 刑ヲ執行シ、期限ヲ計算スルコトハ、前ニ論スル
 カ如シ、然レモ刑期限内ニ逃走スルルキハ、其逃走ノ日數ヲ除
 キ、前後受刑ノ日ノミヲ計算シテ、刑期ヲ定ム、是レ逃走シ外
 ニ在テ、刑ヲ受ケサレハナリ、(五二條)此逃走ノ日數ヲ、刑期ニ
 算入セサルコトハ、律ニ明文アレハ、論ヲ待タサルコトナレモ、逃
 走ノ當日ト、就捕ノ當日トハ、刑期ニ算入スヘキモノナルヤ

否ヤ、分明ナラサルナリ、然レモ立案者ノ註釋書ニハ、之ヲ明
言セリ、曰ク、時刻ヲ計算スルコトナキ、原則ナルヲ以テ、逃走ノ
日ト、就捕ノ日ヲ全日ニ計算セサルヲ得スト、然レハ此兩日
ハ、時刻ノ如何ニ拘ハラズ、全一日トシテ、受刑ノ日數中ニ算
入スヘキ、法意ナルコト明ナリ、

〔第四八四號〕 又此ニ注意スヘキ所アリ、刑期限内ト刑期限
外トノ別是レナリ、刑期ハ刑名宣告ノ日ヨリ起算ス、故ニ裁
判確定シ、刑ノ執行ヲ始メタル以後、既決囚ノ逃走シタル者
ノミナラス、裁判確定セズシテ、曾テ刑ノ執行ヲ受ケサル、未
決囚ノ逃走シタル者モ、亦其逃走、刑名宣告ノ日以後ニ係ル
キハ、其逃走前ノ日數ハ、刑期ニ通算スヘキナリ、刑期ノ始ニ
於テ、其限内ト限外トハ、上訴ナキキハ、常ニ刑名宣告ノ日ヲ

以テ、之ヲ分チ、上訴アルキハ、其當否ニ從ヒ、或ハ前判ノ日、或
ハ後判ノ日ヲ以テ、之ヲ分ツ、故ニ刑名宣告ノ日ヨリ、數日ヲ
經テ逃走シタル者、上訴セス、又ハ上訴シテ、其正當ナルキハ、
其實、刑ノ執行ハ、之ヲ受ケシコトナシト雖モ、刑期限内ニ在テ、
逃走前ニ係ル日數ハ、之ヲ受刑ノ日ト看做シ、刑期中ニ算入
スルナリ、又逃走ハ關席裁判前ニ於テスルモ、上訴シテ其正
當ナルキハ、就捕ノ時ヨリ以後ノ日數ハ、刑期ニ算入スヘキ
ナリ、然レモ上訴シテ其不當ナルキハ、上訴ヨリ其判決マテ、
身體ノ拘束ヲ受クルト雖モ、其日數ヲ刑期ニ算入セサルナ
リ、故ニ第五十二條ニハ、刑期限内逃走シトアレモ、刑期限内
ニ至テ、逃走スル者ノミナラス、又刑期限外、即チ刑名宣告前
ニ於テ逃走スル者ヲモイヒ、又前後受刑ノ日トアレモ、必シ

モ刑ノ執行ヲ受ケタル日ニ限ルニアラス、未決拘留ノ日ヲ
モイフナリ、佛文原稿第六十四條ニ曰ク、刑人若干ノ時間、逃
走セルキハ、其時間ハ、刑ノ期限ニ計算セス、此原稿ノ如ク
ナレハ、渾然トシテ語弊ナカルヘシ、

〔第四八五號〕囚徒逃走シタルキハ、第三百三十二條以下ニ從
ヒ、其逃走ノ罪ヲ問ヒ、而シテ第五十二條ニ據テ、初度ノ罪ノ刑
期ヲ計算シ、又第九十五條ニ從テ、初度ノ罪ト逃走罪トノ刑
ニ就キ、定役ノ有無、刑名ノ輕重ヲ定メ、以テ其執行ヲ爲シ、而
シテ逃走罪審問ノ爲メニ、拘留シタル日數ヲモ、初度ノ罪ノ刑
期ニ算入スヘシ、故ニ例ヘハ禁錮百日ノ刑ヲ受ケタル囚徒
アリ、其第九十日ニ逃走シ、外ニアルコト亦十日ニシテ、捕ニ就
ク、捕ニ就テヨリ審問セラレ、三十日ヲ經テ、逃走罪ノ裁判ア

リ、此場合ニ於テ受刑ノ九十日ニ、審問中ノ十日ヲ算入シテ、
禁錮百日ノ刑ヲ免ス、但シ審問中剩餘ノ二十日ハ、逃走罪ノ
刑期ニハ算入セス、何トナレハ、逃走罪ニ就テハ、此二十日ハ、
刑期起算前ノ日數、即チ豫審中ノ日數ニ係レハナリ、又第百
四十二條、第百四十四條、已決囚ノ逃走ト、未決囚ノ逃走トニ
就キ、注意スヘキ所アリ、已決未決ハ裁判確定ノ前後ヲ以テ、
之ヲ分チ、裁判宣告ノ先後ヲ以テ、之ヲ分ツニアラサルコト、是
レナリ、裁判宣告後ニ逃走スト雖モ、未タ裁判ノ確定セサル
前ニ係ルキハ、其逃走ノ罪ハ、第百四十四條未決囚ノ逃走ヲ
以テ論シ、其原犯ノ刑期ノミ、前ニイヘルカ如ク、裁判宣告ノ
日ヨリ起算シテ、逃走迄ノ日數ハ、之ヲ刑期ニ算入スルナリ、
刑期ハ、裁判宣告ノ日ヨリ計算スルヲ以テ、刑期限内已決囚

ノ逃走ヲ以テ、論スヘキニアラサルナリ、已決囚逃走ノ罪モ、未決囚逃走ノ罪モ、其刑ニ至テハ、同一ナルカ故ニ、故ラニ之ヲイフヲ要セサルカ如シト雖モ、此ニ之レカ注意ヲ促シタルハ、是レ唯擬律ニ就キ第四百二十二條ニ據ルト、第四百二十四條ニ據ルトノ別アルノミナラス、再犯ノ罪ニ就キ、大ニ異ナル所アルヲ以テナリ、尙ホ逃走罪ノ處ニ於テ、更ニ之ヲ再説スヘシ、

〔第四八六號〕 監視ノ刑ヲ遁レタル者ハ如何、第五十二條ニハ、刑期限内逃走シ云々トアルノミ、而シテ監視ノ執行ヲ遁レ、其規則リ背ク者ハ、第一百五十五條ニ於テ、別ニ其罪ヲ問フ、如此クナルカ故ニ第五十二條ハ、止テ囚徒ノ逃走シタル者ノミヲイフモノニシテ、夫ノ監視ノ刑ヲ遁レタル者ニハ、適用

シ難キニ似タリ如何、曰ク、然リト雖モ、監視ノ刑ヲ遁レタル者ノ爲メニ、其遁レタル日數ヲ、監視ノ刑期ニ算入スルコトヲ得シメ、ハ、監視ノ刑ハ、有名無實、徒法ニ屬スヘキナリ、上訴中保釋ヲ得、又ハ責付セラレタル者ニテスラ、其日數ヲ刑期ニ算入スルコトヲ許サ、レハ、如何シ、監視ヲ遁レタル者ノ爲メニ、算入スルコトヲ許スヘケン、故ニ監視ノ刑ヲ遁レタル者ニモ、亦第五十二條ヲ適用シ、其遁レタル日數ハ、之ヲ除キテ、前後受刑ノ日ノミヲ、計算スヘキナリ、又刑期限内、再ヒ罪ヲ犯シ、初犯再犯共ニ監視ニ付ス可キ時、又ハ監視ノ期限間、再ヒ罪ヲ犯シ、更ニ監視ニ付ス可キ時ハ、竝ニ主刑滿限ノ後、前後ノ期限ヲ通算シテ、監視ヲ執行ス可シ、又罰金ヲ禁錮ニ換ヘタル者、監視ニ付ス可キ時ハ、其禁錮ノ日數ヲ、監視

ノ期限ニ算入ス可シ(附則三四條三五條)

假出獄

〔第四八七號〕 假出獄ハ、一種ノ恩典ニシテ、過テ改メ善ニ移ラシムルノ一方法ナリ、無期ノ刑人ハ勿論、有期ノ刑人ナリトモ、受刑ノ日ヨリ以後、滿期ニ至ル迄テハ、絶エテ天日ヲ觀ルヲ得ルノ途ナクシテ、何チ苦ンテカ勞作シ、又何ノ爲メニカ悛改セシ、然ルニ無期ノ刑ヲ受ケタル囚人ナリトモ、獄則ヲ謹守シ、悛改ノ狀アルニ於テハ、此恩典ヲ得テ、假ニ出獄スルヲアルヲ以テ、自ラ勵ミ自ラ勉メテ、過チ改メ善ニ移ルヘキナリ、然レモ此法ハ未ダ東洋ニ是レナキノミナラス、西洋ニモ、昔日ハアラサリシモノナリ、唯近世新法ヲ設定セル國ノミ此法アリ、獨逸刑法第二十三條、伊太利新刑法第五十

八條ニ假出獄アリ、又英吉利ニモ是レアリ、英法小言ナルモノニ、此法ニ同シキモノ見エタリ、

〔第四八八號〕 假出獄ト責付トハ、其形相類スト雖モ、互ニ異ナルモノナリ、假出獄ハ受刑ノ後ニ於テスルモノニシテ、責付ハ、受刑ノ前、即チ豫審並ニ上訴中ニ於テスルモノナリ、保釋モ亦同シ、而シテ保釋ニハ、保證金、又ハ保證人アリト雖モ、假出獄ニハ、保證ナシ、又保釋責付ハ、裁判上ノ處分ナリト雖モ、假出獄ハ、行政上ノ處分ナリ、

〔第四八九號〕 今此恩典ヲ設クト雖モ、若シ濫ニ之ヲ與フルニ於テハ、終ニ之ヲ設クル所以ノ旨趣ヲ失フニ至ルヘシ、故ニ第五十三條ニ於テ、假出獄ヲ許スノ年限ヲ定メラレタリ、其年限ハ、有期ノ刑ナレハ、宣告セラレタル刑期ノ四分ノ三

ニシテ、無期ノ刑ナレハ十五年ナリ、十五年ハ、有期徒刑ノ長期ナリ、此年限ヲ經過スルキハ、行政ノ處分ヲ以テ、假出獄ヲ許スコトアリ、然レモ亦唯年限ヲ、經過シタルノミノ一事ヲ以テ、之ヲ許スニハアラス、又夫ノ保釋ノ如キハ、囚人之ヲ請求スルノ權アリト雖モ、假出獄ハ、囚人之ヲ請求スルノ權ナシ、獄則ヲ謹守シ、悔改ノ狀顯ハレタルヤ否ヤヲ審按シテ、之ヲ許否スルハ、行政官ノ權内ニ在リ、若シ然ラスシテ、唯年限ヲ經過スルノミヲ以テ、輒チ之ヲ許サハ、宣告ノ刑期ハ、終ニ其效ヲ失フニ至ルヘキナリ、是レ行政官ニ、之ヲ許否スルノ權ヲ、與ヘタル所以ナリ、(五三條)

〔第四九〇號〕 行政官カ、假出獄ヲ許スノ手續ハ、刑法附則第三十八條以下ニ在リ、茲ニ其概畧ヲ示サン、凡ソ假出獄ヲ許

ス可キ者アルキハ、典獄ヨリ、其犯人ノ行狀、及ヒ刑名入獄ノ年月ヲ記載シ、假出獄ヲ許サレノコトヲ、内務司法兩卿ニ、上申シテ、其許可ヲ受クヘシ、其許可アレハ、典獄ヨリ其證票ヲ犯人ニ下付ス、假出獄證票ニハ、左ノ條件ヲ記載ス、

- 一 本人ノ屬籍氏名年齢住所罪名刑名及ヒ處刑ノ年月日、
- 二 殘期何年何月何日間假出獄ヲ許ス事、
- 三 假出獄中ハ、特別監視ニ付ス可キ事、
- 四 假出獄中、更ニ重罪輕罪ヲ犯シタルキハ、直チニ出獄ヲ停止シ、出獄中ノ日數ヲ刑期ニ算入セサル事、

〔第四九一號〕 假出獄ヲ許ス可キ者アルキハ、之ヲシテ、豫メ其住所ヲ定メシメ、出獄ノ日、典獄ヨリ其證票ノ謄本ヲ添へ、最近ノ警察所ニ、犯人ヲ護送シ、其警察所ヨリ、住居ノ地ノ警

察所ニ送致シテ、特別監視ヲ受ケシム、十五年八月十二日四
 二號布告改正刑法附則四二條犯人ハ、刑期滿限ノ日ニ至レ
 ハ、假出獄證票ヲ、警察所ニ還納シ、警察所ヨリ、證票ヲ渡シタ
 ル典獄ニ遞送ス、若シ其犯人、主刑滿限ノ後、尙ホ監視ニ付ス
 ヘキモノタルキハ、刑法第三十七條、刑法附則第二十一條以
 下ノ規則ニ從ヒ、之レカ處分ヲ爲ス、又假出獄ヲ許ス可キ者、
 住所ナク、及ヒ引取人ナキキハ、其期限間、懲治場ニ留置シ、工
 業ヲ爲サシメ、又ハ使役ニ供ス、住居遠地ニ在テ、歸着スル資
 力ナキ者亦同シ、身ヲ寄スヘキ所ナキ者ハ、假出獄ヲ許スト
 雖モ、亦濫ニ放出シ、再ヒ罪辟等ニ陷ルコトナカラシメノコト
 期ス、

〔第四九二號〕 流刑ハ、第二十一條ニ於テ、無期ノモノニハ、五

年、有期ノモノニハ、三年ヲ經過スレハ、幽閉ヲ免シ、島地ニ於
 テ、地ヲ限り、居住セシムルコトセリ、此免幽閉ハ、是レ即チ假
 出獄ニ齊シキモノナルヲ以テ、流刑ニハ、別ニ假出獄ヲ許ス
 コトナキナリ、徒刑流刑ハ、至重ノ刑ナルヲ以テ、他刑ニ於テ、假
 出獄ヲ許サレタル者ノ如ク、己レノ住所ニ歸リ來ルコトヲ許
 サス、皆島地ニ在テ、居住セシムルナリ、但シ徒刑ノ假出獄ト、
 流刑ノ免幽閉トヲ許スノ年限ニハ、大差アリテ、無期流刑ニ
 ハ、其年限五年ナレトモ、無期徒刑ニハ、十五年、有期流刑ニハ、三
 年ナレトモ、有期徒刑ニハ、刑期四分ノ三ナリ、如此ク大差アル
 ハ、是レ已ニ論セシカ如ク、一ハ國事犯罪ニ係リ、一ハ常事犯
 罪ニ係ルヲ以テナリ、

〔第四九三號〕 流刑ノ囚カ、免幽閉ヲ得タルキト同ク、徒刑ノ

囚ハ、假出獄ヲ許サル、ト雖モ、亦仍ホ島地ニ於テ居住セシメ、本地ニ歸ルヲ許ルサ、ルナリ、何トナレハ、假出獄ハ、一時ノ恩典ニシテ、若シ重輕罪ヲ犯スルハ、直チニ出獄ヲ停止シ、其刑ヲ執行スルカ故ニ、若シ内地ニ歸ラシムルキハ、更ニ復島地ニ發遣セサルヲ得ス、而シテ是レ甚ダ煩難ノコトニシテ、且ツ其費用等モ亦甚ダ大ナレハナリ、(五四條)

〔第四九四號〕 假出獄ヲ許サレタル者、島地ニ於テ居住スヘキノ家ナキハ、官ヨリ屋舎ヲ貸與フ、又配偶者其他ノ親屬ヲ招キ、同居セント請フキハ、典獄、將來營生ノ方法ヲ取亂シ、之ヲ許否ス、而シテ典獄ハ、之ヲ許可シタルキハ、配偶者又ハ親屬ノ現住スル地ノ戸長ニ通告シ、戸長ハ、亦之ヲ配偶者親屬ニ通知シ、島地ニ行カシム、其費用ハ、免幽閉ノ時ト同ク、犯人

ノ自辦スル所ナルヘシ、又島地内ニ在テ、嫁娶セントスルキハ、監署ニ申告シ、典獄ノ許可ヲ受ケテ、之ヲ行フヲ得、概シテ皆免幽閉ノ時ニ同シ、然レモ免幽閉ト假出獄トハ、亦自ラ異ナル所アリ、免幽閉ヲ得タル者ハ、地ヲ限リテ、居住セシメラル、ヲ以テ、他處ニ出ルヲ得ス、其監視ハ、典獄之ヲ行フ、然レモ假出獄ヲ許サレタル者ハ、之ニ異ナリテ、仍ホ島地ニ在リテ居住スト雖モ、其居住ノ地ヲ限ラル、ニアラサレハ、其所好ノ地ニ居住スルヲ得ヘキナリ、故ニ又監視モ典獄之ヲ行フニアラスシテ、第五十五條ニ循ヒ、本刑期限内、特別ノ監視ニ付シ、警察官之ヲ行フナリ、

〔第四九五號〕 假出獄ヲ許サレタル者ハ、特ニ身體ノ自由ヲ得ルノミナラス、家族ヲ招キ、又ハ嫁娶スル等ノコトヲ爲スヲ

得へク、又然ラサルモ、已ニ身體ノ自由ヲ得タル上ハ、自活ノ道ヲ立テサルヲ得サルナリ、故ニ必ス治産ノ禁ノ幾分ハ、之ヲ免セサルヘカラス、然リト雖モ、亦全ク治産ノ禁ヲ解キテ、十分ニ財産ヲ處分セシムルキハ、又或ハ弊害ヲ生スヘシ、是レ第五十五條ニ、禁治産ノ幾分ヲ免スルヲ得トアル所以ナリ、但シ免スルヲ得トアルカ故ニ、其語ニ拘泥スルキハ、幾分タリトモ、免セサルヲモ、亦アルヘキカ如シト雖モ、幾分ハ必ス免セサルヘカラスナリ、若シ然ラサルニ於テハ、假出獄ヲ得ルト雖モ、其效ナク、却テ糊口スル能ハサルノ困難ニ陥ルヘケレハナリ、故ニ律文ニ拘ハラズ、幾分ハ必ス之ヲ免スヘキナリ、(五五條)

〔第四九六號〕 又禁治産ノ幾分ハ、行政ノ處分ヲ以テ、之ヲ免

ストアレヒ、所謂ル行政ノ處分トハ、内務司法兩卿ノ許可ヲ受クヘキヲナルヤ、將タ親屬ヲ招キ嫁娶スル等ノ時ノ如ク、典獄ノ許可ヲ受クルノミノヲナルヤ、刑法附則監獄則等ニモ、明文ナキカ故ニ、疑義ナキニアラサレヒ、是レ蓋シ別ニ明文アルヲ要セサルヲナルヘシ、當然内務司法兩卿ノ許可ヲ受クヘキヲナリトス、何トナレハ、禁治産ヲ免スルヲハ、假出獄ヲ許可スルト同ク、裁判言渡ノ效ヲ殺シ、至重ノ處分ナレハナリ、嫁娶ノ如キハ、已ニ假出獄ヲ許シタル後ノ處分ニシテ、其事輕キモノナレハ、典獄ノ許可ヲ受ケシムルノミニテ可ナルヘシ、治産ノ禁ヲ解クヲハ、前ニイヘルカ如ク、假出獄ニ密着シタル事件ニシテ、此禁ヲ解カサレハ、假出獄ヲ許サルモ、同様ナルヘキヲ以テ、必ス假出獄ノ許可ト、同時ニ此

禁ヲ解クノ許可ナカルヘカラス、夫ノ嫁娶ノ如キハ、之ヲ許
サ、ルモ、假出獄ニ大關係アルニアラス、又法律ニ於テモ、必
ス之ヲ許サンコトヲ命シタルニアラサルナリ、故ニ嫁娶ハ、典
獄ノ許否ニ任スヘシト雖モ、禁治産ヲ解クコトハ、内務司法兩
卿ノ命ニ依ラサルヘカラス、

〔第四九七號〕 假出獄ヲ許サレタル者ハ、免幽閉ヲ得タル者
トハ異ナリテ、典獄ノ監督ヲ受ケテ、定限ノ地内ニ在テ、居住
スルニアラス、何レノ地ニ於テモ、自由ニ居住スルコトヲ得、故
ニ典獄ヲシテ之ヲ監督セシムル能ハサルナリ、然レモ亦全
ク自由ヲ與フヘキニハアラサルナリ、何トナレハ、全ク刑期
滿限ノ後ニ至リテモ、尙ホ附加刑ノ監視ヲ受クヘキホドノ
モノナレハ、刑期内ニ在テハ、假令ヒ獄則ヲ謹守シ、改悛ノ狀

顯ハル、ト雖モ、未タ其心實行狀ニ於テ、其眞偽ヲ保スル能
ハサルヘク、又刑期限内ニ、全キ自由ヲ與フルモ、假出獄ノ
名ニ背クヘシ、若シ全キ自由ヲ與フヘキ事由アラシムニハ、假
出獄ヲ許サスシテ、特赦ヲ與フヘキナリ、是レ法律ニ於テ、本
刑ノ期限内ハ、尙ホ特別ノ監視ニ付スル所以ナリ、

〔第四九八號〕 此特別ノ監視ハ、法律ニ於テ、當然行フモノナ
ルカ故ニ、通常ノ監視ノ如ク、附加刑ニ似タリト雖モ、是レ附
加刑タルニハアラサスシテ、夫ノ免幽閉ニ就キ、獄司ノ爲ス監
督ト同ク、行政上取締ノ處分ナリ、故ニ或ハ特別監視ノ規則
ニ背ク等ノコトアルモ、刑法第一百五十五條ニ據リ、監視ニ付セ
ラレタル者、其規則ニ違背シタルヲ以テ論スヘカラサルナ
リ、但シ監獄則ニ據リ、之ヲ懲罰スヘキハ、論ヲ待タサルコトナ

リ、監獄則第一百十三條ニ曰ク、假出獄免幽閉ヲ受ケタル徒刑
 流刑ノ者、監署ノ命令ニ違背シタルモ、七日以下之ヲ拘留
 スルコトヲ得ト、故ニ特別ノ監視規則ニ違背シタルモ、此條
 規ニ循ヒ、典獄ニ於テ七日以下ノ拘留ニ處スヘキナリ、又附
 加ノ監視ナレハ、其情狀ニ因リ、行政ノ處分ヲ以テ、假ニ監視
 ナ免スルコトアリト雖モ、特別ノ監視ニハ、如何ナル情狀アル
 モ、之ヲ免スルコトナシ、是レ假出獄ヲ許スト雖モ、仍ホ本刑ノ
 期限内ニ在ルカ故ナリ、

〔第四九九條〕 又特別ノ監視ト、通常ノ監視トハ、其遵守スヘ
 キ條件ニモ差異アリ、左ニ之ヲ示サン、刑法附則第四十四條
 ニ曰ク、特別監視ニ付セラレタル者ハ、其期限間、左ノ條件ヲ
 遵守スヘシ、

- 一 毎週間一度(通常監視ナレハ毎月二度)所轄ノ警察所
 ニ到リ、其謹慎ナルコトヲ表シ、監視ノ票ヲ出シ、官吏ノ認印
 ナ受ク可シ、但疾病又ハ已ムコトヲ得サル事故アリテ、警察
 所ニ到ルコト能ハサルモ、其事由ヲ届出ツ可シ、
- 二 酒宴遊興ノ席ニ會シ、又ハ群集ノ場所ニ、參會スルコ
 トヲ許サス、
- 三 事故アリテ、住居ヲ轉移セントスルモ、警察所ニ申
 請シ許可ヲ受ク可シ、但他ノ府縣ニ轉移スルコトヲ許サス、
 (通常監視ナレハ、他府縣ニモ轉移スルコトヲ許ス、)
- 四 往復、一日程ヲ過クル地ニ旅行スルコトヲ許サス、(通常
 監視ナレハ、擅ニ他ノ地方ニ旅行スルコトヲ許サ、ルノミ
 ニシテ、往復ノ日時ニ程限ナシ、)

〔第五〇〇號〕 假出獄ヲ許スハ、改悛ノ狀顯ハル、ヲ以テナ
 リ、然ルニ改悛セサルノミナラス、重罪輕罪ヲ犯スニ於テハ、
 是レ已ニ之ヲ許ルシタルノ主意ニ違ヘハ、固トヨリ之ヲ取
 消サ、ルヲ得ス、故ニ犯罪ノ日ヨリ、法律上當然之ヲ取消
 シ、而シテ假出獄中ノ日數ハ、之ヲ刑期ニ算入スルヲ許サス、
 如此ク之ヲ取消シ、且ツ其日數ヲ刑期ニ算入スルヲ許サ
 、ルハ、是レ罪ヲ犯シタルノ制裁ニシテ、又再ヒ罪ヲ犯ス
 ナカラシメントスル、懲戒ノ一方法ナリ、其日數ハ刑期ニ算
 入スルヲナシト雖モ、時ヲ以テ計算スルノ方法ハ、法律中ニ
 ナキ所ナルヲ以テ、犯罪ノ日ハ、之ヲ刑期ニ算入セサルヘカ
 ラス、(五六條)

〔第五〇一號〕 又假出獄ヲ取消スハ、重罪輕罪ヲ犯シタル
 ニ、限ルニアラス、特別監視ノ規則ニ背ク等ノヲアルモ、亦
 之ヲ取消スヲ得ヘキナリ、是レ假ニ出獄ヲ許ルストアル
 所以ナリ、然レモ此場合ニ在テハ、法律ニ於テ當然之ヲ取消
 スニアラサレハ、之ヲ取消サントスルモ、行政ノ處分ヲ以
 テ、故ラニ之ヲ取消サ、ルヘカラス、又出獄中ノ日數ハ、之ヲ
 刑期ニ算入セストイヘル法文ナキヲ以テ、其日數ハ、刑期ニ
 算入スヘキナリ、是レ疑義アルモ、被害人ノ便宜ニ解釋ス
 ルノ原則ニ循フナリ、

〔第五〇二號〕 又未ダ出獄ヲ許サレサリシ前ニ於テ、重罪輕
 罪ヲ犯セシト、假出獄中ニ於テ、之ヲ犯セシト論セテ、總テ
 刑期限内ニ在テ、再ヒ重罪輕罪ヲ犯セシモ、假令ヒ改悛ノ
 狀アルモ、更ニ復假出獄ヲ許スヲナシ、是レ再犯人ナレハ、僅

ニ獄則チ謹守シ、法律ノ定メタル年限ヲ經過スルモ、其悔改ノ真偽測リ難キヲ以テナリ、夫ノ免幽閉ハ、之ニ異ナリ、已ニ一回之ヲ與ヘタル以上ハ、亦之ヲ取消スヲナシ、又重輕罪ヲ犯スヲアルモ、再ヒ免幽閉ヲ與ヘサルニアラス、是レ亦常事犯ト國事犯トノ異ナル所以ナリ、(五七條)

〔第五〇三號〕 假出獄ハ、舊律ノ時ノ犯人ニモ、亦之ヲ許スヲ得ヘキヤ、曰ク、舊律ノ時ノ犯人ニモ、亦皆之ヲ許スヲ得ヘシ、或ハ舊律ノ時罪ヲ犯シ、新法頒布前、已ニ判決ヲ經テ、刑ノ執行ヲ受ケ、刑期內ニ在ル者アリ、或ハ舊律ノ時罪ヲ犯シ、新法頒布後ニ至リ、判決ヲ受ケタル者アルヘシト雖モ、之レカ區別ヲ爲スヲナク、總テ假出獄ヲ許スヲ得ヘキナリ、犯時ノ如何ニ拘ハラヌ、十五年以後ハ、皆新法ヲ適用スルヲ得

得ヘシ、然レハ刑法第五十三條ノ四分ノ三、十五年ノ期限ハ、如何シテ計算スヘキヤ、受刑ノ時ヨリスヘキヤ、將タ十五年一月一日ヨリスヘキヤ、曰ク、受刑ノ時ヨリ計算シテ、無期終身ノ刑ニハ、十五年、有期ノ刑ニハ、其四分ノ三ヲ過キテ後、之ヲ許スヘキナリ、假出獄ハ、行政ノ處分ニシテ、而シテ此法ヲ頒布以前ニ及ホスモ、決シテ人ニ害ヲ加フルヲナク、又裁判ノ效力ヲ滅スルヲモ是レナキモノナレハ、受刑ノ日ヨリ計算シテ可ナルヘシ、

〔第五〇四號〕 舊律ノ刑人ニシテ、而シテ刑期限內、更ニ重罪輕罪ヲ犯シタルキハ、假出獄ヲ許サ、ルヤ、曰ク、此場合ハ、司法省ノ内訓ニ、之ヲ定メラレタリ、十六年八月二十三日、宮城縣伺ニ曰ク、刑法第五十七條ニ曰ク、刑期限內、更ニ重罪輕罪ヲ

犯シタル者ハ、假出獄ヲ許サストアリ、就テハ、舊法ニ處セラレ、該刑期中、新法實施後ニ至リ、重罪輕罪ヲ犯セシ者モ、亦假出獄ヲ許サ、ル儀ニ可有之哉、將タ許ストヲ得ヘキ哉、若シ是レヲ許スモノトセハ、其刑期四分ノ三、計算方ノ如キハ、舊刑殘日數ト、新刑ニ處セラレタル日數トヲ、合算スル儀ト、相心得可然哉、此段相伺候也ト、十六年九月八日、司法省指令ニ曰ク、伺之趣、前段見込ノ通ト、故ニ新法頒布後ニ於テ、重罪輕罪ヲ犯シタル者ハ、第五十七條ヲ適用シテ、假出獄ヲ許ストナカルヘシ、犯人巳ニ法律ヲ知り、而シテ其施行中ニ於テ、又新法ヲ犯シタルトナレハ、假出獄ヲ許サ、ルヲ當然トス、然レモ新法實施前ニ於テ、犯シタル者ハ、此例ニハアラサルヘシ、實施前ナレハ、新法ハ全ク其效力ヲ有セサル時ナレハ、再犯

ノ刑ヲ受ケタル時ヨリ計算シ、而シテ第五十三條ノ期限ヲ經過スルモ、假出獄ヲ許ストヲ得ヘキナリ、

刑ノ消滅ノ原由

〔第五〇五號〕 凡ソ始アルモノハ、終アラサルハナシ、乃チ是レヨリ刑ノ終ル所以ヲ論セン、主刑附加刑ハ、左ノ原由アルモ、消滅スヘシ、一刑ノ執行終リタルモ、二犯人死去シタルモ、三數罪俱發、一ノ重キニ從フタルモ、四治罪法ノ規即ニ從ヒ、再審ヲ以テ、前判ヲ廢シタルモ、五期滿免除ヲ得タルモ、六復權ヲ得タルモ、七特赦ヲ得タルモ、八大赦ヲ得タルモ、是レナリ、此原由ハ、刑法草案第六十八條ニハ、明示セラレタルモノナリシカモ、頒布ノ刑法ニハ、刪除セラレタリ、刪除セラレタリト雖モ、此原由アルモ、刑ハ必ス消滅スヘシ、是レ事理

ノ當然ナリ、蓋シ頒布ノ刑法ニ、刪除セラレタルモ、亦是レ此
原由ノ刑ヲ消滅セシムルハ、事理ノ當然ナレハ、イハスシテ
明ナルヲ以テノヲナルヘシ、唯其中ニ就テ、期滿免除ノ如キ
ハ、期限等ノ規則ナカルヘカラサルヲ以テ、故ラニ其規則ヲ
掲ケラレシノミ、故ニ此原由ハ、法文ニハ、刪除セラレタリト
雖モ、自然ノ事理ニ於テ、今モ尙ホ依然トシテ、存在スルモノ
ナルヘシ、左ニ此各原由ヲ論ゼン、

〔第五〇六號〕 第一、刑ノ執行終リタルキ、〇無期徒刑ハ、犯
人ノ身ヲ終フル迄テハ、執行中ニシテ、其身ヲ終ラサレハ、執
行モ亦終ルヲナシ、死刑ハ、嘗テ論セシカ如ク、絞スルキハ、執
行終ルヘシ、刑人ノ蘇生スルト否トニハ拘ハラズ、徒流刑ノ
如キハ、長ク犯人ノ身體ヲ檢束スルニ在リ、死刑ハ、死ニ處ス

ルニ在リ、刑人ノ蘇生スルハ、徒流刑ノ檢束ノ實效ナキキト
一般ナリ、已ニ其處分ヲ終フルキハ、實效ノ有無ハ、茲ニテ論
スヘキコニアラス、或ハ獄内ニ幽閉シ、或ハ勞作ヲ爲サシメ
テ、其期限ヲ過クルキハ、假令ヒ犯人ハ、安然獄内ニ在テ、詩ヲ
賦シ歌ヲ詠スル等ノヲ爲シ、又勞役ニ服スルモ、身體強壯
ニシテ、勞役ヲ以テ勞役トセス、却テ衣食ヲ求ムル等ノ煩ナ
キヲ喜フカ如キコアルモ、再ヒ其執行ヲ改メ爲スヘキニア
ラス、死刑ニ於ケルモ亦然リ、已ニ絞架ニ掛ケ、死相ヲ檢査シ
テ、其時間ヲ過クルキハ、假令ヒ眞ニ其生命ヲ絶タサルモ、執
行已ニ終リタレハ、再ヒ之レカ執行ヲ、改メ爲スヘキニアラ
サルナリ、其他ノ體刑モ、亦皆之ニ同シ、金刑ハ、之ヲ納完セシ
ムルカ、又ハ禁錮拘留ニ換ヘテ、刑人獄内ニ在テ、其期限ヲ過

シルニアラサレハ、終ハルヲナシ、故ニ犯人納完スルヲナク、
官亦之ヲ禁錮拘留ニ換ヘサルキハ、期滿免除、其他ノ原由ヲ
以テ、消滅セサル限リハ、罰金科料ヲ追徴スヘキナリ、

〔第五〇七號〕 第二、犯人死去シタルキ、○凡ソ刑ハ一身ニ止
ルヘキモノナレハ、犯人死去スルキハ、體刑ハ勿論、金刑モ亦
消滅ス、故ニ死刑ノ執行ヲ爲シ、犯人巳ニ死シテ後、之ヲ埋葬
スルニ、式ヲ用フルヲ許サ、ルノ規則ノ如キハ、原則ニ違
ヒ、道理ニ悖ルモノナリトイハサルヲ得ス、故ニ式ヲ用ヒ
テ葬ルヲ許サ、ルノ規則ハ、廣ク解釋スヘカラス、又廣ク
適用スヘカラサルモノナリ、舊律ノ時ニハ、止タ墓石ニ氏名
年月日ヲ記スルヲ得テ、式ヲ用ヒテ葬ルヲ許サストア
リシカ故ニ、式ヲ用ヒテ葬ルヲ得サルノミナラス、墓石モ、

僅ニ氏名年月日ヲ記スルノミニシテ、華麗壯大ノ墓石ヲ建
ルヲハ、許サ、リシナリ、如此キノ明文アルキハ、格別ナレモ、
其明文ナキ時ニ於テハ、壯大華麗ノ墓石ヲ建ルモ、法律ニ悖
リタルトシテ、之ヲ禁止スルヲ得サルナリ、而シテ墓石ヲ
建ルカ如キハ、犯人ノ所爲ニ係ルニアラサレハ、或ハ其所
爲、政府ヲ蔑如シ、法律ヲ侮慢スルカ如キノ形情アルモ、法律
ニ明文ナキニ於テハ、禁止スヘキニアラサルナリ、又刑期限
内ニ於テ、犯人死去スルキハ、壯麗ノ墓石ヲ建ルヲハ、固トモ
リ論ナク、式ヲ用ヒテ遺骸ヲ埋葬スルヲアルモ、決シテ禁止
スルヲ得サルナリ、

〔第五〇八號〕 又金刑ハ、犯人ノ財産ニ係リテ、科スルモノナ
レハ、犯人死去スト雖モ財産ノアラン限リハ、財産ニ就テ、之

ヲ徴収スルコトヲ得ヘク、又西洋各國ノ法律ニモ、其例アリ、我
 刑法草案第六十八條ニモ、罰金科料沒收ハ、犯人ノ死去ニ由
 リ、消滅スルコトナシト、明言セラレシガハ、今ハ罰金科料ハ、犯
 人死去スルキハ、消滅スルコトセラレタリ、故ニ其財産相續
 人ニ對シテハ、之ヲ徴収スルコトヲ許サ、ルナリ、(附則二〇條)
 然レモ沒收ハ之ニ異ナリ、沒收ノ裁判確定スルキハ、其物件
 ノ所有權ハ、政府ニ屬スルヲ以テ、犯人死去スト雖モ、政府ハ
 物件ノ所在ニ就テ、之ヲ徴収スルコトヲ得ヘシ、然レモ裁判確
 定スルノ前ニ於テ、犯人ノ死去セルキハ、別段ナリ、此場合ニ
 於テハ、所有權未タ政府ニ屬セサルヲ以テ、政府ハ之ヲ徴収
 スルコトヲ得ス、但シ所有ヲ禁制セル物件ハ、此限ニアラス、此
 物件ハ、何人ノ所有ヲ問ハス沒收ス、

〔第五〇九號〕 第三、數罪俱發、一ノ重キニ從フタルキ、〇數罪
 俱發シテ、一ノ重キニ從テ論スルキハ、其輕キモノハ消滅ス、
 (一〇〇條)然レモ是レ罪ノ消滅スルコトヲ、イフニハアラスシ
 テ、刑ノ消滅スルコトヲイフナリ、法文ニ就テ考フルキハ、罪ノ
 消滅スルモノ、如クナレモ、是レ然ルニハアラス、若シ之ヲ
 以テ、罪ノ消滅スルモノナリトセハ、普通犯罪ト軍事犯罪ト
 俱發シ、軍事犯罪重クシテ、軍律ニ從ヒ處斷シタルカ如キキ
 ハ、後普通犯罪アルモ、再犯ヲ以テ論スルコトヲ得サルナルヘ
 シ、(九六條)然ルニ此場合ニ於テモ、仍ホ再犯ヲ以テ論スルハ、
 是レ刑ノ消滅スルノミノコトニシテ、其罪ハ今モ仍ホ依然ト
 シテ存スレハナリ、又已ニ處斷シテ、其科スヘキノ刑、定マレ
 ハコソ、刑ノ消滅スルコトアルヘケレ、若シ曾テ處斷セシコトナ

ク、其科スヘキノ刑ナクシハ、亦消滅スルモノモナカルヘシ、
今之ヲ消滅スルモノトスルハ、實地刑ノ執行ハ、之ヲ受ケス
ト雖モ、處斷ハ已ニ之ヲ經タルモノナリトスレハナリ、數罪
俱發ノキ、佛語ニテハ、きみみる、で、ペーぬヲ爲サストイヘリ、きみ
みるハ、累ヌルヲナリ、でハ之ナリ、ペーぬハ刑ナリ、きみみる、で、
ペーぬヲ爲サストハ、刑ヲ併科セストイハンカ如シ、刑ヲ併
科セサルハ、錢ハ圓ノ中ニアリ、日ハ月ノ中ニアリ、又月ハ年
ノ中ニアリテ、大ハ小ヲ包ヌルヲ以テナリ、故ニ輕刑ハ、重刑
ノ中ニ、包容セラレテ、消滅スルナリ、然レハ是レ已ニ其處斷
ヲ爲シタルナリ、處斷シタルモノナレハ、又其罪ヲ初犯トシ
テ、後ニ罪ヲ犯スルハ、再犯ヲ以テ論スヘキナリ、

〔第五一〇號〕 唐律明律清律、竝ニ我舊律ノ如キモ、亦此意ナ

リ、唐律ニ曰ク、諸二罪以上俱發、以重者論ト、注ニ曰ク、謂非應
累者、唯具條其狀、不累輕以加重、若重罪贖、輕罪應居作官當者、
以居作官當爲重ト、當時ハ罪ト刑トヲ混シタルヲアルヲ以
テ、其文或ハ妥當ナラサルモノアレトモ、具條其狀(即チ具ニ犯
狀ヲ條スルナリ)ノ語ニ據リ、以テ其輕キモノモ、處斷中ニア
ルヲ知ルヘシ、其下文亦罪ヲ以テ言ヲ爲スト雖モ、其實刑
ヲ累子サルノ意ナルヲハ、應贖、居作官當等ノ語ニ據リ、以テ
之ヲ知ルヘキナリ、如此クナルカ故ニ今ノ刑法ニイフ所モ、
亦其實刑ヲ併科セサルノ意ナルヲ明ナルヘシ、刑ヲ併科セ
サルカ故ニ、其輕キモノ、即チ其輕キ刑ハ、重キ刑中ニ包容セ
ラレテ消滅スルナリ、故ニ數罪俱發ハ、罪ノ消滅ニハアラス
シテ、刑ノ消滅ナリ、

〔第五一一號〕 第四、治罪法ノ規則ニ從ヒ、再審ヲ以テ前判ヲ
 廢シタルモ、○再審ノ訴ハ、治罪法第四百三十九條以下ニ規
 定スル所ニシテ、此訴ハ裁判確定ノ後ニ於テ、多クハ無罪ナ
 ルヲ示シ證明シテ、其刑ノ言渡ヲ取消サンカ爲メニスルモノ
 ナリ、刑期限内ト刑期滿限ノ後トヲ論セス、再審ノ訴ヲ以テ、
 全ク前判ヲ廢シテ、刑ヲ取消シタルモ、其刑ハ即チ消滅シ
 テ、刑人ハ純白無罪ノ人ト爲ルヘシ、茲ニテハ唯刑ノ消滅ス
 ルノミナラス、罪モ亦消滅スルナリ、而シテ其實罪ノ消滅スル
 ニハアラス、何トナレハ嘗テ罪アレハ、其消滅スルコトアルヘ
 ケレト、茲ニハ罪ナケレハ、其消滅スヘキモノモ、亦是レナケ
 レハナリ、又前判ヲ全ク廢シタルモ、刑ハ消滅スト雖モ、僅
 ニ前判ノ不當ナル所ノミナ、取消シタルモ、刑ハ消滅スル

コトナシ、即チ治罪法第四百三十九條第四第五ノ場合ニ於テ
 ハ、僅ニ前判ノ不當ナル所ノミナ取消シテ、刑ヲ全廢セサル
 コトアルヘキナリ、又再審ノ訴ハ、他ノ原由ニテ、已ニ刑ノ消滅
 シタル後ニ於テ、爲スコトヲ得ルモノナルカ故ニ、已ニ消滅シ
 タル刑ノ痕跡タモ、遺サ、ラシメンカ爲メニ、之ヲ爲スコトア
 ルヘシ、此場合ニ於テハ、刑ヲ消滅セシムルカ爲メニハアラ
 システ、全ク無罪ナルコトヲ證スルカ爲メニスルモノナリ、
 〔第五一二號〕 第五、期滿免除ヲ得タルモ、○東洋ニ於テハ、曾
 テ期滿免除ナルモノ、アルヲ聞カサルナリ、改定律例ニ所謂
 ル、舊惡減免ナルモノハ、略、期滿免除ニ似ルト雖モ、固トヨリ
 大ニ異ナルモノナリ、我國ニ於テ、期滿免除ナルモノ、法律
 ニ見エシハ、實ニ刑法治罪法ヲ以テ、其初ト爲ス、刑法治罪法

ニハ、期滿免除ヲ以テ、刑罰並ニ公訴私訴消滅ノ原由トセラレタリ、又近頃ハ、世間ニモ權利義務ニ關シテ、此事ヲ論スル者アリ、然レモ名正シカラサルキハ事成ラス、期滿免除ノ名ノ正シカラサルヨリシテ、世間住々誤解ヲ爲シ、而シテ法律ノ本旨ヲモ、失フニ至ルノ間、是レアリ、故ニ今先ツ其名義ヲ正サ、ルヘカラサルナリ、

〔第五一三號〕 期滿免除ハ、佛國法律ニ所謂ル、*discription*ト云ふヨリ來リシモノナリ、而シテ此*discription*ト云ふヨリハ、又羅馬ニ出テシモノナリ、羅馬語ニ之ヲ*discription*ト云ふトイフ、*discription*ト云ふハ前ナリ、頭ナリ、*discription*ト云ふハ、書ナリ、*discription*ト云ふハ、即チ前書又ハ頭書トモイフヘキモノナリ、

然ルニ期滿免除トイフカ如キト爲リシハ、是レ羅馬ノ故事ニ因リシトナリ、羅馬ニテハ、詞訟ヲ爲ス者アルキハ、先ツ訴狀ヲ裁判所長(*procurator*)ニ呈セリ、裁判所長ハ、其訴狀ノ首ニ、左ノ語ヲ記シテ、之ヲ裁判官(*judex*)ニ下付セリ、其語ニ曰ク、歲月ヲ經ルト、久シキモノハ、受理スヘカラスト、此頭書ヲ*discription*ト云ふヨリ、裁判官其訴ヲ審案シ、果シテ歲月ヲ經ルト、久シキモノナレハ、權利ハ之ヲ得タルモノト看做シ、義務ハ、之ヲ免カレタルモノト看做シテ、其訴狀ヲ却下セリ、是レ*discription*ト云ふヨリ出處ニシテ、即チ又期滿免除ノ出處ナリ、其本義出處、如此クナレハ、期滿免除ナル譯語ニテハ、唯原語ノ本義ニ當ラサルノミナラス、又事理ニ於テモ、盡クサ、ル所アルヘシ、

〔第五一四號〕 期滿免除ニハ、自ラ二種ノ別アリ、混スヘカラ
 ス、其一ハ權利ヲ得ルモノニシテ、其一ハ義務ヲ免カル、モ
 ノナリ、期滿免除トイヒテハ、義務ヲ免カル、モノニハ、當ル
 ヘケレト、權利ヲ得ルモノニハ、當ラサルナリ、原語ニテハ、
 色そくりぶ玄よんトイフノミノコナレハ、權利ヲ得ルモノ
 ナルヤ、將タ義務ヲ免カル、モノナルヤ、之レカ區別ナク、其
 本義前書トイフコナレハ、其何ノ前書ニ係ルヤ、知ルヘカラ
 ス、之ヲ知ルヘカラサルカ故ニ、其處ニ從ヒ、其事ニ依リテ、或
 ハ義務ヲ免カル、モノト解シ、或ハ權利ヲ得ルモノト解シ、
 又或ハ渾然權利ヲ得、義務ヲ免カル、コト、廣ク指スモノト
 リト解スヘシ、是レ猶ホ單ニ罪トイフトハ、渾然トシテ、廣ク
 三罪ヲ總稱シ、而シテ、其處ニ從テ、或ハ重罪ノミチ指シ、或ハ輕

罪ノミチ指シ、或ハ違警罪ノミチ指シ、又或ハ二罪三罪ヲ指
 スコアルカ如シ、然レトモ若シ重罪トイハ、輕罪ハ其中ニ在
 ラス、輕罪トイハ、重罪ハ其外ニ在ルヘシ、期滿免除トイヒ
 テハ、義務ヲ免カル、モノ、ミニ係リテ、權利ヲ得ルモノニ
 ハ係ラサルナリ、

〔第五一五號〕 然ラハ之ヲ譯スル如何、曰ク、渾然トシテ得ト
 免トニ、偏セサル譯語ヲ用フヘシ、經久又ハ時効等ノ譯語ハ、
 已ニ刊行ノ書中ニモ、用ヒタルモノニシテ、余ヲ以テ之ヲ觀
 レハ、是レ渾然トシテ、語弊ナク、又善ク事實ニモ、適スルモノ
 ニ似タリ、佛國ニテハ、色そくりぶ玄よんノ語ヲ用ヒ、而シ
 權利ヲ得ルニ係ルモノト、義務ヲ免カル、ニ係ルモノトナ、
 區別セントスルトハ、色そくりぶ玄よんノ語ニ、他ノ語ヲ

添へテ、之レカ區別ヲ爲セリ、即チ權利ヲ得ルニ係ルキハ、
 色をくりぶよん、あきぢちう(獲得ノ時効ト譯ス)トイヒ、義
 務ヲ免カル、ニ係ルキハ、ぶをくりぶよん、りべらどあ
 る(卸脱ノ時効ト譯ス)トイフ、今我國ニ於テモ、如此クニシテ、
 廣ク指スルニハ、時効トイセ、區別スルキニハ、獲得ノ時効、卸
 脱ノ時効トイハ、語弊ナクシテ、事實ヲ盡クスヲ得ン、(時
 効ノ譯ハ、余カ筆記セル性法講義ヲ始トス、而シテ此譯語ハ、余
 カ意見ヲ以テ、下シタルモノニハアラズ、期滿免除、期滿得免
 等ノ譯語ノ穩ナラサルヲ以テ、嘗テ之ヲボアソナード氏ニ
 質セリ、氏曰ク、佛語ヲ以テ、之ヲ解スルキハ、えふ、ち、たん
イフヘキナリ、此意ニ據リ、譯語ヲ填スヘシト、えふハ効、ち
ハ之、たんハ時、即チ時之效ナリ、由テ譯シテ時効トイヒシナ

リ、而シテ又此解ハ、ボアソナード氏ニ始マリシモノニモアラ
 ス、已ニオルトランノ刑法原論等ニモ、此語ヲ以テ、ぶをくり
りぶよんノ解ヲ爲セリ)

〔第五一六號〕 刑法治罪法ノ期滿免除ハ、多クハ義務ヲ免カ
 ル、ニ係ルモノナレハ、期滿免除ニテ、事實ニモ適スルナル
 へシ、然レハ治罪法ニテ、私訴ノ期滿免除トイフキハ、其意ヲ
 盡サ、ルナリ、又刑法第六十條ニハ、剝奪公權停止公權ハ、期
 滿免除ヲ得ストアレハ、其意ニ於テ解スヘカラサル所アル
 へシ、此等ノ場合ニ於テハ、私訴ノ時効ト記シ、其剝奪公權停
 止公權ハ、時効ヲ得スト記シテ、讀者ヲシテ、其處ニ就キ、其事
 ニ從テ、獲得ノ時効ニ係ルト、卸脱ノ時効ニ係ルトヲ、識別セ
 シムルノ簡明ナルニ如カサルナリ、公權ヲ剝奪セラル、モ、

自五八條至六〇條

刑人ハ社會ニ對シテ、盡クスヘキノ義務アルニアラスシテ、
 己レカ行フヘキノ權利ヲ失フナリ、故ニ期滿免除ヲ得スト
 アルモ、盡クスヘキノ義務ナケレハ、又自ラ免除セラレヘキ
 モノモ、ナカルヘシ、故ニ期滿免除ヲ得ルト否トハイハスシ
 テ可ナリ、刑法ニ於テ剝奪公權ハ、期滿免除ヲ得ストセラレ
 タルハ、是レ身體ヲ檢束シ、自由ヲ剝奪スル刑ナレハ、其刑人
 ハ謹ンテ此刑ヲ受クヘキノ義務アレヒ、已ニ歲月ヲ經、社會
 モ其罪ヲ忘レ、人情愍諒スヘキノ所アルカ故ニ、受刑ノ義務ハ、
 之ヲ免除スト雖モ、剝奪シタル權利ノ如キハ、故ラニ之ヲ與
 ヘサルモ、刑人ニ於テ辛勞困苦スル所ナカルヘシ、又假令ヒ
 苦幸スル所アルモ、已ニ罪ヲ犯シテ、又其刑ヲ遁レタル者ヲ
 シテ、其失ヒタル權利マテモ、之ヲ得シムルキハ、惡ヲ積ミタ

ルカ爲メニ、却テ利ヲ得ルニ至ルヘケレハナリ、是レ剝奪公
 權等ニハ、時効ヲ與ヘサル所以ナリ、此意ヲ明瞭ナラシメン
 トスルキハ、剝奪公權ハ時効ヲ與ヘスト記スルカ、又ハ剝奪
 公權ハ期滿獲得ヲ許サスト記スヘキナリ、
 〔第五一七號〕 又私訴ニハ、贓物ノ返還ヲ要ムルモノト、損害
 ノ賠償ヲ要ムルモノトノ別アリ、損害ノ賠償ニ係ルキハ、義
 務ヲ免カル、トニ當レハ、期滿免除トイヒテ通スヘケレヒ、
 贓物ノ返還ニ係ルキハ、物權ヲ得ルトニ當レハ、期滿獲得ト
 イハサレハ、理ニ於テ通シ難カルヘキナリ、如此キノ語弊ア
 ルカ故ニ、治罪法ノ期滿免除モ、改メテ時効トセハ、渾然トシ
 テ權利ヲ得ルニ係ルモノト、義務ヲ免カル、ニ係ルモノト
 ニ通シテ、善ク其意ヲ盡クストナリ得ヘキナリ、

〔第五一八號〕前ニイヘルカ如ク、時効ニハ、刑法ノ時効ト治罪法ノ時効トノ二種アリ、刑法ノ時効ハ、刑罰ノ時効ニシテ、治罪法ノ時効ハ、訴權ノ時効ナリ、而シテ訴權ノ時効ニ、又二種アリ、一ハ公訴ノ時効ニシテ、一ハ私訴ノ時効ナリ、刑罰ノ時効ト、公訴ノ時効トハ、皆刑人被告人ニ在テハ、義務ヲ免カル、ノ原由ニシテ、社會ニ在テハ、權利ヲ失フノ原由ナリ、私訴ノ時効ハ、原告ニ於テハ、皆權利ヲ失フノ原由ナレドモ、被告ニ於テハ、或ハ權利ヲ得、又ハ義務ヲ免カル、原由ト爲ルモノナリ、又刑罰ノ時効ハ、專ラ社會カ、犯罪ヲ忘却シ、刑權ヲ拋棄スルニ基キ、且ツ或ハ證據モ亦自ラ湮滅スルコトアルヘキニ由テ、與フルモノニシテ、而シテ公訴私訴ノ時効ハ、專ラ證據ノ湮滅スルニ基キ、又社會原告人モ犯罪ヲ忘却シ、權利ヲ拋棄

スルコトアルニ由テ與フルモノナリ、
〔第五一九號〕時効ヲ與フルノ原由ニ於テ、如此ク異ナル所アルカ故ニ、其結果ニ於テモ、亦自ラ異ナル所アリ、刑罰ノ時効ハ、其期限甚々長シ、公訴私訴ノ時効ハ、其期限甚々短シ、又刑罰ノ時効ハ、中斷スルキハ、幾十年ヲ經ルト雖モ、之ヲ與フルコトナシ、公訴私訴ノ時効ハ、中斷スト雖モ、治罪法第十一條ニ定メタル、期限ノ二倍ヲ超過スルキハ、之ヲ與フルナリ、如此ク刑罰ノ時効ハ、其期限長クシテ、而シテ中斷スルキハ、幾十年ヲ經ルモ、之ヲ與フルコトナキハ、是レ確定裁判アリ、刑ノ執行アルカ故ニ、其證據ハ湮滅スヘキニアラス、且ツ實際ニ於テハ、裁判始末書等ノ散逸スルコトモアルヘケレドモ、裁判ノ效力ハ、千萬歳ノ後マテモ、存スルモノナリトモサレハ、カラス、

故ニ實際ハ、或ハ證據ノ湮滅スルヲモ、是レアルヘケレトモ、法律上ニ於テハ、概シテ、證據ハ、長ク湮滅スルヲナシトセサルヲ得ス、然レモ久ク年月ヲ經ルキハ、社會ハ犯罪ヲ忘却スルニ至ルヘク、又逮捕ノ處分ヲ爲サ、ルヲ以テ、之ヲ觀ルキハ、實ニ犯罪ヲ忘却セシメタルヘシ、如此ク社會カ犯罪ヲ忘却スルニハ、年月モ長カラサルヲ得ス、又中斷シテ、忘却セサルノ證、明ナルキハ、年月ハ長キモ、時効ヲ與フルヲ得サルナリ、

〔第五二〇號〕 公訴私訴ノ時効ハ、之ニ異ナリ、警察官檢察官豫審判事等ノ調書ノ類ハ、是レナキニシモアラサルヘケレトモ、其調書タル、裁判始末書ノ如ク、正確ナルモノニアラス、殆ント、尋常人民ノ私書ト一般ナリ、故ニ其調書ハ存在スルモ、

之ヲ作りタル人アラサルニ於テハ、或ハ其事ヲ辨スル能ハサルニ至ルヘク、又其人アルモ、年月ヲ經ルヲ久シキキハ、終ニ自ラ其事ヲ詳悉スル能ハサルニ至ルヘキナリ、故ニ社會ハ、假令ヒ犯罪ヲ忘却セシテ、起訴豫審公判等ニ着手シ、時効ノ經過ヲ中斷スルモ、久シキヲ經レハ、終ニ其證據正確ナルヲ得サルナリ、是レ其期限ノ短クシテ、而シテ中斷スルヲアルモ、仍ホ期限ノ二倍ヲ過クルキハ、時効ヲ以テ、訴權ヲ消滅セシムル所以ナリ、但シ民事裁判所ニ私訴ヲ爲スキハ、刑事ノ時効ノ期限ニ拘ハラズ、仍ホ物件ノ返還、損害ノ賠償ヲ要ムルヲ得ヘシ、是レ罪證湮滅スト雖モ、被害者其事件ヲ忘却セズ、其權利ヲ拋棄セサレハナリ、

〔第五二一號〕 刑ノ執行ヲ遁レタル者、法律ニ定メタル期限

自五八條至六〇條

キ經過スルキハ、其刑ヲ消滅セシム、其刑ノ消滅スルハ、時効ニ因テナリ、(五八條)然レモ其實ハ、刑ノ消滅スルニハアラサシテ、其執行ノ消滅スルナリ、刑ハ裁判ヲ以テ言渡シタルモノニシテ、其裁判ノ消滅セサル限リハ、消滅スルコトナカルヘキナリ、又法文ニモ刑ノ執行ヲ遁レタル者トアリテ、刑ヲ遁レタル者トハアラサ、亦以テ刑ノ消滅スルニアラサルコトヲ知ルヘキナリ、然レハ刑ノ執行ヲ遁ル、トハ如何、又法律ニ定メタル期限トハ如何、之ヲ詳ニセサルヘカラス、

〔第五二二號〕凡ソ刑ハ、裁判確定セサレハ、執行スルコトナキモノナリ、未ダ刑ヲ執行セサレハ、刑ノ執行ヲ遁ルヘキニアラサ、故ニ裁判宣告ヲ受クルト雖モ、其未ダ確定セサル前ニ於テ、被告人逃走スルキハ、此逃走ヲ以テ、輒チ直チニ、刑ノ執

行ヲ遁レタリトイフコトヲ得ス、裁判確定ノ日ニ至テ、始メテ刑ノ執行ヲ遁レタリトイフヘキナリ、而シテ裁判ハ、已ニ論セシカ如ク、上訴期限ヲ過キ、又ハ上訴シテ其判決アルキハ、確定ス、裁判確定ノ日ハ、即チ受刑ノ日ニシテ、而シテ受刑ノ日ヨリ以後ハ、刑ノ執行ヲ遁レタルモノトス、然レモ罰金科料ハ、之ニ異ナリ裁判確定スト雖モ、直チニ之ヲ執行シテ、罰金科料ヲ徴収スルニアラサ、裁判確定ノ日ヨリ一月、又ハ十日ヲ過キサレハ、徴収スルコトヲ得ス、此限内ハ、被告人納完セスト雖モ、金刑ノ執行ヲ遁レタルニアラサ、被告人ハ、之ヲ納完セサルノ權利アリテ、之ヲ納完スルノ義務ナシ、故ニ金刑ニ係ルキハ、此期限ヲ過キテ、始メテ其執行ヲ遁レタルモノトス、但シ沒収ハ、之レニ異ナリ、其裁判確定スルキハ、直チニ之ヲ

執行ス、

〔第五二三號〕 所謂ル法律ニ定メタル期限トハ、第五十九條第六十條ニ定メタル期限ナイフ、即チ左ノ如シ、

- 一 死刑ハ三十年、
- 二 無期徒刑ハ二十五年、
- 三 有期徒刑ハ二十年、
- 四 重懲役禁獄ハ十五年、
- 五 輕懲役輕禁獄ハ十年、
- 六 禁錮罰金ハ七年、
- 七 拘留料料ハ一年、
- 八 附加ノ罰金ハ、主刑ト共ニ時効ヲ得、
- 九 沒収ハ五年(禁制物ハ、時効ヲ得ス)

十 禁治産モ、主刑ト共ニ時効ヲ得、

〔第五二四號〕 此期限ハ、一定不動ノ事由アリテ、定メタルモノニハアラサス、又各國ノ法律ニ定ムル所モ、一樣ナラサルナリ、然レモ死刑ニ三十年ト定メラレタルカ故ニ、其以下ハ、之ニ五年ヲ遞減シテ、其期限トセラレタルナリ、而シテ死刑ニ三十年トセラレタルハ、二十一歳以上ノ者ニアラサレハ、死刑ニ處セラル、トナキヲ以テ、二十一歳ヨリ起算シテ、三十年ヲ過クレハ、五十歳ナリ、凡ソ五十歳ニモ、至リタル人ハ、概シテ刑法ヲ犯スカ如キ惡事ハ、爲ストナカルヘシ、惡事ヲ爲スノ懼ナケレハ、嘗テ其遁レタル刑ヲ執行スルノ要、亦ナカルヘキナリ、故ニ三十年ヲ以テ死刑ノ時効ノ期限ト定メ、其以下ノ刑ニハ、五年ヲ遞減スルトセラレシナリ、禁錮以下モ、

之ニ準シテ、草案ニハ、五年ヲ遞減セラレキ、即チ禁錮罰金ニハ五年、拘留科料ニハ、一年トセラレキ、今第五十九條ニハ、禁錮罰金ハ、七年トアリ、如此クセラレタルハ、何ノ事由ニ基キシコナルヤ、未ダ之ヲ詳ニセス、或ハ曰ク、七年ハ、禁錮ヲ加等スルキノ最長期ナルヲ以テナリト、又沒收ノ期限ヲ五年トセラレタル事由モ、未ダ詳ナラス、草案ニ五年ト、定メラレタルハ、三罪ニ通スルノ附加刑ナルヲ以テ、其中ヲ採リ、輕罪ノ時効ト、其期限ヲ同クセラレシコナルヘシ、今ハ此主意ハ立タサレヒ、舊ニ依リテ、草案ノ期限ヲ改メス、之ヲ以テ今ノ期限トセラレシコナルヘシ、

〔第五二五號〕 沒收ハ、違警罪ノ刑ニ附加スルキハ、其時効ノ期限ハ、主刑時効ノ期限ヨリモ長ク、而シテ重輕罪ニ附加スル

キハ、主刑ノ時効ヨリ、其期限短シ、即チ其主刑ハ、三十年ヨリ一年マテノ期限ニテ、時効ニ至レヒ、沒收ハ常ニ五年ニシテ、時効ニ至ル、從ハ主ト共ニ、消滅スヘキ理ナレヒ、沒收ハ變例ニシテ、主ト共ニ消滅セス、或ハ主ニ先チテ消滅シ、或ハ主ニ後レテ消滅ス、是レ時効ニ由テ、義務ヲ免カル、コハ、稀ニシテ、權利ヲ得ルコト殊ニ多キヲ以テナリ、是レ沒收ノミニ特例アル所以ナリ、又犯罪ニ因テ得タル物件、犯罪ノ用ニ供シタル物件ハ、五年ニシテ時効ニ至レヒ、禁制物ハ幾十年ヲ經ルモ、時効ニ至ルコトナシ、禁制物ハ、所謂ル不通易物ニシテ、又人ノ所有スルコトヲ得サルモノナレハナリ、

〔第五二六號〕 禁制物ニモ數種アリ、如何ナル禁制物ニテモ、皆時効ニ由リ、之ヲ得ルコトヲ許サ、ルヤ、曰ク、之レカ別チ爲

スヘシ、所有ヲ禁制シタル物件ナレハ、何人ト雖モ、得テ所有
 スヘカラサルモノナルカ故ニ、時効ニ由テ、之ヲ得シムヘカ
 ラスト雖モ、製造販賣ヲ禁止シテ、所有ヲ禁止セサル物件ナ
 レハ、時効ニ由テ、之ヲ得シメサルコトヲ得ス、法文ニハ、廣ク禁
 制物トアレハ、製造販賣ノ禁制物ナイフニハアラスシテ、所
 有ヲ禁止シタル物件ノミチイフノ意ナルヘシ、又犯罪ニ因
 テ得タル物件ノ如キハ、政府ニ對シテハ、五年ニシテ、時効ヲ
 得レハ、其所有者ニ對シテハ、時効ヲ得ルニアラス、所有者ハ、
 民法ノ時効ニ至ルマテハ、之ヲ取返ストヲ得ヘシ、又沒收ス
 ヘキ物件ノ種類ニ從ヒ、獲得ノ時効ト、卸脱ノ時効トヲ別ツ
 ヘシ、確定物ニ係ルキハ、獲得ノ時効ニ由テ、權利ヲ得、不確定
 物ニ係ルキハ、卸脱ノ時効ニ由テ、義務ヲ免カル、而シテ理ニ於

テハ、卸脱ノ時効ノ期限ハ短ク、獲得ノ時効ノ期限ハ長カル
 ヘキコトナレハ、沒收ニ係ルキハ、獲得ノ時効ト、卸脱ノ時効ト
 ノ別ナク、其期限ハ、常ニ五年ナルヘシ、故ニ例ヘハ、金若干圓
 ナ竊取セル犯人アリ、而シテ其所有者、知レサルヲ以テ、沒收ス
 ルノ言渡アリ、犯人ノ官ニ入レスシテ、沒收ノ執行ヲ免カ
 レ、其金ヲ消費シテ、一錢ヲ遺サ、ルコトアラシニ、政府ハ五年
 内ハ、犯人ニ要求シテ、此若干圓ヲ納完セシムルコトヲ得ヘキ
 ナリ、何トナレハ沒收ノ言渡ニ由テ、政府ハ刑人ニ對シテ、人
 權ヲ得レハナリ、恰モ尋常ノ債主カ、其負債主ニ對シテ、人權
 ナ有スルト一般ナリ、故ニ政府ハ、五年内ハ、犯人ニ對シテ、納
 完セシメンコトヲ、要ムルヲ得ヘキナリ、

〔第五二七號〕 附加ノ罰金ノ時効ノ期限ハ、其主刑ノ時効ノ

期限ニ同シ、即チ七年ニシテ、時効ニ至ル、法文ニハ、附加ノ罰金ハ、主刑ト共ニ期滿免除ヲ得トアレ、恐クハ主刑ト共ニ時効ニ至ルコトナカルヘシ、罰金ト禁錮トハ、時効ノ期限ヲ起算スルノ日ヲ異ニス、禁錮ハ裁判確定セル時ヨリ以後、刑ノ執行ヲ遁レタル日ヲ以テ、起算ノ日ト爲シ、罰金ハ裁判確定セル時ヨリ、三十日ヲ經テ、時効ノ期限ヲ起算ス、又數十日間禁錮ヲ受ケ、而シテ其執行ヲ遁カル、コトモ、是レアルヘシ、此場合ニハ、現ニ其執行ヲ遁レタル日ヨリ起算ス、如此ク期限ヲ起算スルノ日ヲ異ニスレハ、其期限ノ終ル日モ、亦必ス異ナラサルコトヲ得ス、又禁錮ノ時効ヲ中斷スルモ、之レニ依リ罰金ノ時効マテモ、中斷スルニアラス、又罰金ノ時効ヲ中斷スルモ、之レカ爲メニ禁錮ノ時効マテモ、中斷スルニハアラス、

罰金ハ罰金、禁錮ハ禁錮、各中斷セラレテ、互ニ相及フコトナカルヘシ、故ニ禁錮ハ時効ニ至レ、罰金ハ時効ニ至ラス、又罰金ハ、時効ニ至レ、禁錮ハ時効ニ至ラサルヘシ、主刑ト共ニ時効ヲ得トイヒテハ、語弊アルヘシ、草案第七十一條ニハ、附加ノ罰金ハ、主刑罰金ノ期滿免除ニ同シトアリ、主刑ノ罰金ハ、七年ニシテ時効ニ至レハ、附加ノ罰金モ、亦同ク七年ニシテ時効ニ至ルコトヲイフノミナリ、今ノ法律ノ主意モ、蓋シ亦如此クナルヘキナリ、

〔第五二八號〕 罰金ヲ禁錮ニ換ヘタル場合ニ於テ、刑人禁錮ノ執行ヲ遁ル、コトアラハ如何、曰ク、此禁錮モ亦罰金ノ如クニシテ、時効ニ至ルヘキナリ、即チ禁錮ノ執行ヲ遁レシ日ヨリ起算シテ、罰金ノ時効ノ期限七年ヲ過クルキハ、禁錮ハ時

效ニ由テ消滅スヘシ、法律ニハ明文ナケレトモ、其原刑スラ、時
效ニ由リ消滅スレハ、之ニ換ヘタル禁錮ノ、時効ニ由テ、消滅
セサル理ハ、是レナカルヘシ、已ニ時効ニ由テ消滅スルモノ
トスルキハ、其期限ハ、原刑ノ時効ノ期限ニ從テ、之ヲ定メテ
當然ナルヘキナリ、

〔第五二九號〕 禁治産ニモ、亦法律ニハ明文ナシ、然レモ其時
效ニ由テ消滅スルハ、蓋シ言ヲ待タサルコトナルヘシ、禁治産
ハ、主刑ノ終ルマテ、附加スルモノナレハ、已ニ其主刑ノ時効
ニ由リ終ルキハ、禁治産モ亦自ラ主刑ト共ニ終ルヘキナリ、
禁治産ハ、一ニ之ヲ停止私權トモイヘハ、時効ヲ得シムヘカ
ラサルモノニ似タリ、何トナレハ、罪ヲ犯シ刑ヲ遁レ、却テ之
レカ爲メ、時効ニ由リ、私權ヲ獲得セシムルニ至レハナリ、然

レモ、固トヨリ主刑ノ終ルマテ、私權ヲ行フコトヲ停止スルノ
ミノモノナレハ、其主刑ハ、如何ナル原由ヲ以テ終ルモ、其已
ニ終ル以上ハ、必ス停止ヲ解カサルコト得サルナリ、又禁治産
ニハ、時効ヲ得シメストスルモ、主刑ノ終ルキハ、此附加刑ヲ
施スニ、處ナカルヘキナリ、是レ禁治産ハ、主刑ト共ニ時効ニ
至ラサルコトヲ得サル所以ナリ、

〔第五三〇號〕 主刑ハ、盡ク時効ニ由テ消滅シ、附加刑モ、亦其
半ハ時効ニ由テ消滅ス、附加刑中ニテ、時効ニ由テ消滅セサ
ルモノ三アリ、剝奪公權、停止公權、監視是レナリ、剝奪公權ノ
時効ヲ以テ、消滅セサルコトハ、前ニモ論セシカ如ク、罪ヲ犯シ、
刑ヲ遁レテ、惡ニ惡ヲ重キタル者ナレハ、其義務ハ、之ヲ免カ
レシムルモ、其失ヒタル權利ハ、之ヲ復シ與フヘキニアラス、

是レ剝奪公權ニ時効ヲ與ヘサル所以ナリ、
 〔第五三一號〕 停止公權モ、亦剝奪公權ト同ク、法律ニ於テハ、
 之ニ時効ヲ與ヘサルナリ、然レモ法律ニ於テ、停止公權ニ、時
 効ヲ與ヘサルハ、何ノ主意ニ基キタルコトナルヤ、未ダ詳ナラ
 ス、或曰ク、剝奪公權、停止公權ハ、權利ニ係ル刑ニシテ、他ノ徒
 流刑、禁錮、罰金等ノ如ク、有形ノ執行ヲ爲スコトナク、偏ニ刑人
 ナシテ、剝奪停止ノ權利ヲ行ハシメサルノミノモノナレハ、
 此刑ノ性質ニ於テ、時効ヲ得シムヘカラサルナリ、法律ハ唯
 此意ヲ示サンカ爲メニ、剝奪公權、停止公權ノ時効ヲ得ヘカ
 ラサルコトヲ、明記セルノミト、法意ハ蓋シ如此クナリシコトナ
 ルヘシ、

〔第五三二號〕 然レモ今試ニ法理ヲ推シ、法文ニ據テ、之ヲ論

セシニ、停止公權ハ、其性質ニ於テ、時効ヲ得ヘカラサルモノ
 ナルヤ否ヤ、未ダ知ルヘカラス、又法律ノ權衡ニ於テモ、解ス
 ヘカラサルモノナキニアラス、凡ソ有形ノ執行ヲ受ケサル
 モノハ、時効ニ由リ、權利ヲ得、義務ヲ免ルヘカラサシカ、蓋
 シ必シモ如此クナルニハアラサルヘシ、夫ノ禁治産ハ、所謂
 ル有形ノ執行ハ、之ヲ受ケサレモ、其主刑ト共ニ時効ヲ得ル
 ニアラスヤ、然レハ是レ已ニ有形ノ執行ヲ受ケスシテ、時効
 ナ得ルモノアリ、若シ停止公權ハ、有形ノ執行ヲ受ケサルヲ
 以テ、其性質ニ於テ、時効ヲ得ヘカラサルモノトセハ、禁治産
 ニ比照シテ、其權衡解スヘカラサルナリ、或曰ク、禁治産モ、亦
 素ヨリ時効ヲ得ス、但法律ニ明示セサルコトヲ憾ルノミト、假
 令ヒ禁治産ニ時効ヲ許スヘカラストスルモ、禁治産ハ、止マ

主刑ノ刑期間、私權ヲ行フヲチ、停止スルノミノモノナレハ、
主刑滿限ノ後ニハ、其停止ハ自ラ解クヘキナリ、又其停止ヲ
解カズトスルモ、之ヲ解カサルノ效ナカルヘキナリ、故ニ時
效ヲ許サストスルモ、是レ止タ虛文ノミ、何ノ用チカ爲スヘ
キ、停止公權モ亦然リ、故ニ從ハ主ニ從フノ原則ニ據リ、停止
公權、停止私權、共ニ皆其主刑ト同ク、時效ヲ得ルヲトスルノ
優ルニ如カサルヘキナリ、

〔第五三三號〕 刑法草案ニハ、止タ主刑ノ刑期間、公權ヲ停止
スルノミナラス、仍ホ其情狀ニ因リ、主刑滿限ノ後ニ於テ、公
權ノ全部、又ハ幾部ヲ停止スルヲトセラレキ、(草案四二條四
三條)如此クナレハ、時效ヲ許サ、ルノ效アルヘシト雖モ、今
ノ如ク、主刑ノ刑期間ノミノ停止ニテハ、時效ヲ許サ、ルノ

效ナカルヘシ、又草案第七十一條ニハ、停止私權(即チ禁治産)
ハ、主刑ト共ニ期滿免除(即チ時效)ヲ得ルトアリ、是レニ由リ
之ヲ視レハ、禁治産ニ時效ヲ與ヘテ、停止公權ノミニ、之ヲ與
ヘス、又停止公權ニ時效ヲ與ヘサルハ、主刑滿限ノ後ニ於テ、
附加スルモノニ限ルヲコシテ、主刑ノ刑期間ノミ附加スル
停止公權ハ、其主刑ト共ニ、時效ヲ得シムルノ法意ナルヲ明
ナルヘシ、草案ニハ、如此キノ區別アリシヲナレト、今ノ法文
ニハ、此區別ナキカ故ニ、解スヘカラサルニ至リシナルヘシ、
又假令ヒ今停止公權ハ、時效ヲ得ストスルモ、主刑カ時效ニ
由テ消滅セシ後ニ於テ、公權ヲ行フキハ、附加刑ノ執行ヲ通
レシモノトシテ、第一百五十四條ニ據リ、罰スヘキコアラサル
ナリ、余竊ニ思フ、今ノ法文ニ、停止公權ハ、期滿免除ヲ得スト

アルハ、恐クハ是レ懲文ナルヘシ、
 〔第五三四號〕 或曰ク、人ノ身分能力ニ係ルモノハ、時効ヲ得
 ヘカラス、今剝奪公權、停止公權ハ、身分能力ニ係ルモノナリ、
 故ニ剝奪公權、停止公權ハ、其性質ニ於テ、時効ヲ得ヘカサ
 ルモノナリト、此說一理ナキニアラサレトモ、未タ盡サ、ルナ
 リ、天賦ノ身分能力ハ、時効ニ由テ得ヘキニアラス、又失フヘ
 キニモアラス、例ヘハ父タリ子タルノ身分、財産ヲ處置スル
 ノ能力ノ如キ、是レナリ、然レモ剝奪公權ハ、必シモ能力身分
 ヲ剝奪スルニアラス、又此能力身分中ニハ、剝奪セントスル
 モ、得ヘカササルモノ多シ、法律ニハ剝奪スルトアレトモ、其實
 ハ、止タ終身公權ヲ行フヲ禁止スルノミ、法律ニ於テ禁止
 スルモノハ、又法律ヲ以テ、其禁止ヲ解クヲ得ヘシ、而シテ夫

ノ復權ハ、則チ此禁止ヲ解クモノナリ、然レハ剝奪公權ト雖
 モ、其性質ニ於テ、時効ヲ得ヘカササルモノニハアラス、況ン
 ヤ停止公權ニ於テチヤ、又剝奪公權ハ、終身ノ刑ナレハ、時効
 ヲ與フヘカサストイフノ說アリ、然レモ是レ亦其當ヲ得サ
 ルモノナリ、死刑無期徒流刑ニテスラ、時効ヲ得レハ、附加刑
 タル剝奪公權ニ、時効ヲ與ヘサル理ハ、決シテ是レナカルヘ
 キナリ、剝奪公權ニ、時効ヲ與ヘサルハ、別ニ其事由ノアルア
 リ、前ニ論シタレハ、此ニハ贅セズ、〔第五三〇號〕

〔第五三五號〕 法律ニ於テハ、監視モ亦時効ヲ得シメズ、蓋シ
 監視ハ、取締ノ爲メニスルモノニシテ、而シテ、主刑ノ終ル日ヨ
 リ行フモノナリ、〔四〇條〕已ニ時効ニ由リ、主刑ノ執行ヲ遣レ
 テ、懲戒ノ主意十分ニ立タサレハ、假令ヒ初ヨリ監視ヲ附加

セサルキニテモ、主刑ノ執行ヲ遁レシ場合ノ如キハ、更ニ監視ニ付スルモ可ナリ、又已ニ無期刑ノ時効ニ由テ、消滅スル場合ニ於テハ、法律ニテ五年間、別ニ監視ニ付セリ、他ノ刑ト異ナリテ、法律ノ主意如此クナレハ、監視ニハ、時効ヲ與フヘカラサルナリ、是レ第六十條ニ明文ヲ掲ケテ、監視ニ時効ヲ得シメサル所以ナリ

〔第五三六號〕時効ノ期限ハ、何レノ時ヨリ、起算スルヤ、曰ク、對審裁判ト、闕席裁判トニ於テ異ナリ、又金刑ト、他ノ刑トニ於テ異ナリ、對審裁判ニ係ルキハ、刑ノ執行ヲ受ケ、之ヲ遁レシ日ヨリ起算ス、故ニ犯人、裁判確定セサル前ニ在テ、逃走セルキハ、其上訴期限ヲ過キ、裁判確定スル日ヨリ起算シ、又犯人、刑期中ニ於テ、逃走スルキハ、逃走ノ日ヨリ起算ス、蓋シ時

効ハ、其實、刑ノ消滅ノ原由ニハアテスシテ、其執行ノ消滅スル原由ナレハ、此執行ヲ遁レシ日ヨリ、時効ノ期限ヲ起算スルハ、是レ理ノ當然ナルヘキナリ、(六一條)

〔第五三七號〕闕席裁判ニ係ルキハ、常ニ其宣告ノ日ヨリ起算ス、理ヲ推シテ論スルキハ、刑ノ時効ハ、刑ノ執行ヲ消滅セシムルモノナレハ、常ニ刑ノ執行ヲ遁レシ日ヨリ、其期限ヲ起算スヘシ、又闕席裁判ト雖モ、其確定スル場合モ、亦多クレハ、刑ノ執行ヲ遁ルミノ日ナキニアラス、故ニ之ヲ遁レシ日ヨリ起算スルヲ能ハサルニアラサルナリ、然レモ闕席裁判ニハ、法律ニ於テ、常ニ其宣告ノ日ヨリ、時効ノ期限ヲ起算スルハ、是レ計算ノ煩ヲ省クト、時効マテ裁判ノ確定スルヲナキ場合モ亦是レアルトニ、職由スルヲナリ、

〔第五三八號〕 又罰金科料ニ係ルキハ、其裁判ノ確定セル時ヨリ、一月又ハ十日ヲ經サレハ、之ヲ執行スルヲナシ、之ヲ執行セサレハ、亦之ヲ遁ルヘキニモアラス、故ニ一月又ハ十日ノ滿限ノ時ヨリ、其時効ヲ起算ス、但シ沒收ニ就テハ、總テ前ニ論セシ所ニ從ヒ、裁判執行ヲ遁レシ日ヨリ起算ス、

〔第五三九號〕 又何レノ場合ニ於テモ、刑ノ執行ヲ遁レタル者ニ對シ、時効ノ經過ヲ中斷シタルキハ、其中斷ノ所爲アリシ日ヨリ起算シテ、更ニ法律ニ定メタル期限ヲ經過スルニアラサレハ、時効ヲ與フルヲナシ、中斷ノ所爲トハ、或ハ逮捕狀ヲ發シ、或ハ現ニ逮捕シ、又金刑沒收ニ係ルキハ、徵收處分ヲ行フヲナイフ、故ニ逮捕ヲ命シタルキハ、其最終ノ令狀ヲ發セシ日ヨリ起算シ、又犯人捕ニ就キ、再ヒ逃走シタルキハ、

其逃走ノ日ヨリ起算シ、又徵收處分ヲ行ヒシキハ、其最終ノ處分ヲ行ヒシ日ヨリ起算シテ、更ニ法律上ノ期限ヲ經過セサレハ、時効ニ由テ刑ヲ免ル、トナ得ス、又治罪法ニ定ムル所ノ公訴ノ期滿免除、即チ公訴消滅ノ原由ナル時効トハ、異ナリテ、刑ノ時効ハ、之ヲ中斷スルキハ、何十年ノ後ニ至ルモ、刑ノ執行ヲ免カレシムルヲナシ、是レ裁判ノ效力ヲ重ンスル所以ニシテ、如此クナラサルヲ得サルナリ、(六二條)

〔第五四〇號〕 刑ノ時効ヲ中斷シテ、犯人ヲ逮捕セントスルキハ、刑ノ執行ヲ爲ス地ニ始審裁判所アルキハ、其檢事ヨリ、又其地ニ始審裁判所ナキキハ、警部ヨリ逮捕狀ヲ發ス、(十四年十二月二十八日司丙二〇號達十五年四月十七日司丙一四號達)而シテ此逮捕狀ニハ、典獄ノ報知書ニ依リ、逃走人ノ本

籍身分、氏名人相等ヲ詳記ス、但シ管轄地ノ内外ニ拘ハラズ、急遽ノ際、巡查ヲシテ、令狀ヲ帶行セシムルキハ、人相ヲ記載セサルモ妨ナシ、又管轄内ナレハ、令狀ヲ、警察署又ハ警察分署ニ送致シテ、逮捕ノ處分ヲ爲サシムルト雖モ管轄外ニ係ルキハ、人相書ヲ作り、之ヲ其地ノ始審裁判所檢事ニ送致シテ、逮捕ノ處分ヲ囑託スルヲ得ヘシ、而シテ此囑託ヲ受ケタル檢事ハ、該人相書ニ依リ、自己ノ氏名ヲ以テ、更ニ逮捕狀ヲ作り、之ヲ其管内ノ警察署又ハ警察分署ニ配付シテ、逮捕ノ處分ヲ爲サシム、逃走人捕ニ就キタルキハ、警察官ヨリ其管轄檢事ニ送致シ、檢事ハ、其旨ヲ、囑託ヲ爲シタル檢事ニ照會シ、別段ノ事由アルニアラサレハ、逮捕ノ地ニ於テ、刑ノ執行ヲ爲ス、(十五年二月十四日司丙六號、逮捕狀人相書、皆其書式

アリ、茲ニ略ス)逮捕狀ハ、管轄檢事之ヲ發シ、又其囑託ヲ受ケタル檢事、之ヲ發スルヲアリト雖モ、總テ之レカ區別ヲ爲スヲナシ、時効ノ期限ハ、其中ニテ最後ニ令狀ヲ發シタル日ヨリ、之ヲ起算ス、

(第五四一號) 茲ニ注意スヘキモノアリ、刑ノ執行ヲ遁レタル者ニハ、二個ノ處分アリ、一ハ既決囚ノ逃走セル罪ヲ、罰セシカ爲メニスル、裁判上ノ處分ニシテ、一ハ刑ノ執行ヲ遁レタル者ヲ逮捕シテ、其刑ヲ執行セシカ爲メニスル、行政上ノ處分ナリ、故ニ此處分ハ、各其目的ヲ異ニシテ、互ニ相關スルヲナシ、即チ裁判上ノ處分ハ、豫審判事ノ爲スモノニシテ、公訴ノ時効ヲ中斷スト雖モ、刑ノ時効ハ中斷スルヲナシ、又行政上ノ處分ハ、檢事ノ爲スモノニシテ、刑ノ時効ヲ中斷スト

雖モ、公訴ノ時効ハ中斷スルコトナシ、故ニ例ヘハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者、逃走シ、刑ノ執行ヲ遁レタルヲ以テ、檢事ハ爾後數回逮捕狀ヲ發スト雖モ、逃走罪ノ公訴ハ、曾テ之ヲ起スコトナク、逃走ノ日ヨリ七八年ヲ經テ、逃走人ヲ逮捕セシニ、此場合ニ於テ、禁錮ノ刑ハ、仍ホ之ヲ執行スト雖モ、逃走罪ノ公訴ハ、時効ニ由テ已ニ消滅セルヲ以テ、此罪ハ之ヲ問フコトヲ得サルナリ、是レ檢事ノ逮捕狀ハ、禁錮ノ時効ヲ中斷スト雖モ、逃走罪ノ時効ハ、之ヲ中斷スルコトナキカ故ナリ、

〔第五四二號〕如此ク行政上ノ處分ト、裁判上ノ處分トハ、相關セスト雖モ、從ハ主ニ從フモノナレハ、主刑ノ時効ヲ中斷スルキハ、自ラ附加刑ノ時効ヲモ中斷スヘシ、例ヘハ禁錮ト罰金トニ處セラレ、禁錮ハ其執行ヲ受クルト雖モ、未ダ罰金

ハ之ヲ納完セスシテ逃走セシニ、此場合ニ於テハ、之ヲ逮捕セシカ爲メ、令狀ヲ發スルキハ、罰金徵收ノ處分ハ、別ニ之ヲ爲サスト雖モ、逮捕狀ニ由テ、罰金ノ時効モ、亦之ヲ中斷スヘキナリ、然レモ主ハ從ニ從フヘキノ理ナキカ故ニ、附加刑ノ時効ヲ中斷スルノ處分アリト雖モ、主刑ヲ中斷スルノ處分ナキニ於テハ、附加刑ハ時効ニ至ラスト雖モ、主刑ハ時効ニ至ルヘシ、

〔第五四三號〕又刑ノ時効ハ、公訴ノ時効ト異ナリテ、中斷ニ制限ナキヲ以テ、年々歳々中斷スルキハ、百年ノ後ト雖モ、時効ニ至ルコトナシ、是レ刑ノ時効ハ、專ラ社會カ、其事件ヲ忘却スルニ基キテ、與フルモノナレハ、社會カ之ヲ忘却セサルノ證據、分明ニシテ、實ニ之ヲ忘却セサルニ於テハ、時効ヲ以テ、

刑ヲ消滅セシムルヲ得サルナリ、是レ事理ノ當然ニシテ、如此クナラサルヲ得ス、然レモ如此クナレハ、終ニ時効ヲ與フルヲナキニ至ルノ懼ナキニアラス、又其結果ニモ穩テサルモノナキニアラス、即チ逃走罪ノ公訴ノ時効ニハ、制限アリテ、中斷スト雖モ、六年ヲ過クルモ、時効ヲ與ヘ、其公訴ヲ消滅セシムレモ、其曾テ遁レタル刑ハ、決シテ時効ニ由テ消滅スルヲナカルヘシ、是レ至重ノ刑ニ係ルモ、可ナレモ、最輕ノ刑ヲ遁レタルモ、穩テサルヘシ、故ニ公訴ノ時効ノ如ク、刑ノ時効ニモ、其中斷ニ制限ヲ付シ、法律ニ定メタル期限ノ幾倍ヲ過クルヲ得ストセハ、殊ニ可ナルヘシ、然レモ、個ハ是レ立法上ノ論ニシテ、今此制限ナキニ於テハ、幾數十年ノ後ト雖モ、中斷ノ處分アルモ、時効ヲ與フルヲ

ナカルヘシ、

〔第五四四號〕時効ハ、止テ普通犯罪ノ刑ニ、之ヲ適用スルノミナラス、特別犯罪ノ刑ニモ、亦之ヲ適用スヘキハ、言ヲ待タサルヲナリ、何トナレハ特別法ニ總則ヲ掲ケサレハ、刑法ノ總則ニ從フヘキハ、是レ當然ノヲナレハナリ、然レモ從前ノ特別法ノ刑名ト、普通刑法ノ刑名トハ、同シカラサルカ故ニ、刑法頒布前ニ宣告シタルモノハ、刑法第五十九條ノ刑名中、何レニ擬シテ、其時効ヲ與フヘキヤ、之ヲ知ルニ由ナキニ似タリ、然レモ特別犯罪ノ刑名ハ、十四年十二月二十八日第七十二號布告ニ依リ之ヲ定メ、其刑名ニ從ヒ、第五十九條ノ例ニ準シテ、其時効ノ期限モ、亦之ヲ定ムヘキナリ、即チ十一日以上ノ懲役禁獄ニ處セラレタル者、其執行ヲ遁レタルモ、

禁錮ニ準シ、十日以下ノ懲役禁獄ニ處セラレタル者ニ係ル
 キハ、拘留ニ準シ、二圓以上ノ罰金科料ニ處セラレタル者ニ
 係ルキハ、罰金ニ準シ、二圓未満五錢以上ノ罰金科料ニ處セ
 ラレタル者ニ係ルキハ、科料ニ準シテ、時効ノ期限ヲ定ムヘ
 キナリ、又新律綱領ノ時ノ犯人ニ係ルキハ、十四年十二月二
 十八日第八十一號布告、新舊比照法ノ例ニ準シテ、刑名ヲ定
 メ、時効ノ期限ヲ定ムヘキナリ、但シ何レノ場合ニ於テモ、時
 効ハ、十五年一月一日ヨリ起算スヘシ、(第一六三號)十五年以
 後、處斷ヲ經タル犯人ニ係ルキハ、其刑名ハ宣告ノ時、已ニ定
 リタルカ故ニ、別ニ論スルヲ要セス、又此場合ニ於テ時効ノ
 期限ハ、刑ノ執行ヲ遁レタル日ヨリ之ヲ起算ス、是レ亦論ヲ
 待タサルコトナリ、

〔第五四五號〕 以上論スル所ハ、刑ノ時効ナリ、裁判費用、贓物
 ノ返還、損害ノ賠償ニ係ルキハ、其時効ハ如何、曰ク、刑法草案
 第七十四條ニハ、政府又ハ人民ニ償フ可キ裁判費用、及ヒ返
 還賠償ノ期滿免除ハ、民法ノ規則ニ從フトアリシカモ、今ハ
 此個條ナシ、然レモ是レ固トヨリ民事ノ事件ニシテ而シテ治
 罪法第十二條第二項ノ規則モアレハ、其民法ニ從フヘキハ
 當然ノコトナリ、然レモ民法ノ規則モ、未タ備ハラサレハ、現今
 ニ在テハ、從フヘキノ規則ナシ、事實ヲ審案シテ、時効ヲ與フ
 ルト否トハ、一ニ裁判官ノ意見ニ任スヘキナリ、八年六月八
 日第百三號布告、第三條ニ曰ク、民事ノ裁判ニ、成文ノ法律ナ
 キモノハ、習慣ニ依リ、習慣ナキモノハ、條理ヲ推考シテ裁判
 スヘシト、

〔第五四六號〕第六復權ヲ得タルキ、○復權ハ、佛國治罪法ノ
 れあびりたまよんヨリ來リタルモノナリ、れあびりたまよ
 んトハ、最初ノ地位ニ復シ、剝奪セシ權利ヲ復スルヲイフ、
 佛國ノ外ハ、未タ此復權ナルモノアルヲ聞カス、又我國ニ
 於テモ、古來位記ヲ復スルノ例ハ、アリシカモ、未タ之ヲ法典
 ニ顯ハセルモノアルヲ見ス、支那ニ於テモ、法典ニ著シタル
 モノハ、未タ之ヲ見サレモ、復權ヲ與フルノ意ハ、已ニ古ニ見
 エタリ、漢章帝詔曰、書云、父不慈、子不祗、兄不友、弟不恭、不相及
 也、往者妖言大獄所及廣遠、一人犯罪、禁至三屬、莫得垂纓仕宦
 王朝、如有賢才、而沒齒無用、朕甚憐之、非所謂與之更始也、諸以
 前妖惡禁錮者、一皆蠲除之、以明棄咎之路、但不得在宿衛而已
 ト、如此ク復權ノ一端ハ、已ニ古ニ見エヌレモ、後世此意ヲ擴

充スルモノナクシテ、眞ニ所謂ル咎ヲ棄ルノ路ヲ明ニセシ
 トナキハ、遺憾ノトナリ、

〔第五四七號〕刑人過チ改メ、善ニ移リテ、懲戒ノ效顯ハル、
 キハ、剝奪公權ニ由リ、嘗テ其失ヒタル公權ヲ、之ニ復シ與フ
 ルハ、是レ當然ノトナリ、而シテ復權モ、亦他ノ免幽閉、免監視、假
 出獄等ト同ク、刑人ヲシテ、過チ改メ善ニ移ラシムル所以ノ
 一方法ナリ、若シ之ヲ與フルトナシハ、刑人ハ、終ニ自暴自
 棄ニ陥ルヘキナリ、今復權ノ方ヲ設クト雖モ、法律ハ容易ニ
 之ヲ許ストナシ、主刑ノ終リシ日、即チ刑期滿限ノ日、又ハ特
 赦ノ日ヨリ五年ヲ經過シ、而シテ悔悟悛改ノ情顯然タルニア
 ラサレハ、之ヲ許ストナシ、又主刑ノ時効ニ由リ、消滅セルキ
 ハ、監視ニ付シタル日ヨリ、五年ヲ經過シ、悛改ノ情顯ハル、

キコアラサレハ、之ヲ許スコトナシ、是レ容易ニ之ヲ許シテ、刑人ヲシテ再ヒ罪ニ陥ルカ如キコアラシメハ、唯懲戒獎勵ノ主意ヲ失フノミナラス、官モ亦輕忽無識ノ謗ヲ、免カルヘカラサレハナリ、(六三條)

〔第五四八號〕 故ニ復權ヲ許スコトハ、三個ノ要件アリ、第一主刑ノ終ルコト、第二主刑ノ終リヨリ、五年ヲ經過スルコト、第三改過自新ノ情、顯然タルコト、是レナリ、此條件具備セサレハ、復權ヲ許スコトナシ、故ニ改過自新ノ情、顯然タルモ、未ダ五年ノ期限ヲ、經過セサレハ、之ヲ許スコトヲ得ス、又五年ノ期限ハ、既ニ之ヲ經過スルモ、改過自新ノ情、顯然タラサレハ、亦之ヲ許スコトヲ得サルナリ、尙ホ左ニ各條件ヲ説明セン、

〔第五四九號〕 第一主刑ノ終ルコト〇主刑ハ、即チ今茲ニ論ス

ル所ノ、諸原由ヲ以テ終レト、第六十三條ニ所謂ル、主刑ノ終リシ日トハ、有期ノ刑ナレハ、刑期満限、其執行ノ終リシ日ト、特赦ヲ得シ日トニシテ、無期刑死刑ナレハ、特赦ヲ得シ日トニナリ、期満免除モ、亦固トヨリ刑ノ消滅ノ原由ナレト、期満免除ニ就テハ、第六十三條第二項ニ、別ニ其規則アリテ、期満免除ニ由リ、刑ノ消滅セシ日ヨリ、五年ノ期限ヲ計算スルニアラス、監視ニ付シ、日ヨリ、之ヲ計算シテ、五年ヲ經過スルコアラサレハ、復權ヲ許スコトナシ、是レ已ニ刑ノ執行ヲ遁レテ、檢束ヲ受ケサル者ナレハ、悔悟悛改ノ情狀ヲ知ルニ由ナク、又刑ノ執行ヲ遁レシ者ナレハ、概シテ悔悟悛改ノ心ナシトイフモ可ナルヘシ、是レ期満免除ニ由リ、刑ノ終リシ場合ニハ、其捕ニ就キ監視ニ付シ、日ヨリ、五年ノ期限ヲ計算ス

ル所以ナリ、

〔第五五〇號〕 犯人ノ死去モ、亦刑ノ消滅スル一原由ナリ、古來我國ニ於テハ、嘗テ犯罪等ニ由リ、位階ヲ剝奪セラレシ者ニ、其死後ニ至リテ、位階ヲ復スルコト、往々是レアリ、是レ亦復權ノ一種ナルヘシ、今後ハ公權ヲ剝奪セラレシ者、死去シテ後ニ、之レカ位階ヲ復セントスルキハ、亦其死去ノ日ヨリ、五年ヲ經過セサレハ、之ヲ復スルコトヲ得サルヘキヤ、曰ク、犯人死去スルキハ、唯主刑ノ消滅スルノミナラス、附加刑モ亦消滅ス、復權ノコトハ、イフニ及ハサルナリ、今ノ法律ハ、此社會ニ在ル人ヲ管理スルノミニシテ、死後ノ人ハ、管理セス、死去ニ由リ、刑ノ消滅スルモ、亦此理ニ外ナラス、死人ハ刑スルコトナク、又賞スルコトナク、又之ヲ赦スコトモナシ、復權ハ、死人ニ適用

スルモノニアラス、夫ノ位階ヲ復スルカ如キハ、是レ從來ノ慣習ニ由ル、一種ノ特例ニシテ、法律ニ於テ論スヘキコトニアラス、故ニ五年ノ期限ノ如キモ、亦イフニ及ハサルコトナリ、總テ舊慣ニ依ルノミ、

〔第五五一號〕 數罪俱發ノ場合、再審ヲ以テ前判ヲ廢シ、場合モ、亦主刑ノ終ル場合ナレハ、個ハ是レ論スルニ及ハサルコトナリ、何トナレハ附加刑ハ、其主刑ト共ニ、消滅スルモノナレハナリ、又免幽閉、假出獄ノ如キハ、之ヲ得ルモ、其主刑ノ終ルニアラサレハ、亦茲ニ之ヲ論スルニ及ハス、免幽閉假出獄ヲ得シ者ニ、復權ヲ許スコトナケレハ、他ノ場合ト比照シテ、或ハ權衡ヲ得サルコトモ、アルヘケレハ、是レ刑ノ消滅ノ原由ニアラサレハ、之レカ爲メニ、復權ヲ許スコトヲ得サルナリ、例ヘ

ハ無期刑ノ囚徒ハ、獄則ヲ謹守シ、改悛ノ情顯ハレテ、假出獄免幽閉ヲ得ルモ、復權ハ之ヲ得ルヲ能ハス、而シテ無期刑ノ囚徒ノ、逃走シテ期滿免除ヲ得シ者ハ、却テ復權ヲ得ルヲ得ヘキカ如キ、權衡ノ穩ナラサルモノナキニアラサレヒ、是レ如何トモスヘカラサルナリ、然レヒ假出獄免幽閉ヲ得シ者ニハ、特赦ヲ與フルヲ得ヘク、而シテ期滿免除ヲ得シ者ハ、必シモ復權ヲ得ルニアラサレハ、實際ノ處分ニ於テハ、權衡ヲ失ハシメサルヲ得ヘキナリ、

〔第五五二號〕 第二主刑ノ終リシ日ヨリ、五年ヲ經過スルヲ、
 ○法律ニ五年ト定メタレヒ、是レ必ス然ルヘキノ事由アルニハアラス、或ハ三年或ハ七年トスルモ、亦必シモ不可ナルニアラス、然レヒ必ス一定ノ期限ハ、ナカルヘカラサルナリ、

若シ之レナキニ於テハ、主刑ノ終ルト共ニ、復權ヲモ許スルアルヘクシテ、終ニ剝奪公權ヲ無用ノ刑ナラシムルニ至ルノ懼アリ、又假令ヒ悛改ノ狀アルモ、其情偽未タ明ナラサルニ、復權ヲ許サハ、亦復權ヲ許スノ主意ヲモ、失フニ至ルヘキナリ、如此キノ弊害ナカラシメントスルヒハ、一定ノ期限ナカルヘカラス、今法律ニ、此期限ヲ五年ト定メタレハ、必ス之ヲ經過スルニアラサレハ、悛改ノ情顯然タリト雖モ、復權ヲ許スヲ得サルナリ

〔第五五三號〕 第三改過自新ノ情、顯然タルヲ、○此條件ノ有無ハ、一ニ司法卿ノ認定スル所ニシテ、豫メ之ヲ明言スルヲ得ス、然レヒ是レ復權ヲ許ス所以ノ基礎ニシテ、必スナカルヘカラサルモノナリ、治罪法第四百七十一條ニ就キ、姑シ

其例ヲ擧ケンニ、假出獄、免幽閉、免監視ヲ得、贓物ヲ返還シ、損害ヲ賠償シ、裁判費用ヲ償却シ、生計ヲ營ムノ方立テ、一定ノ住所ヲ有シテ、又罪辟ニ陥ルコトナカルヘキカ如キハ、是レ所謂ル改過自新ノ情、顯然タルモノナルヘシ、如此キノ事情アルニアラサレハ、假令ヒ五年ヲ經過スト雖モ、復權ヲ與フルコトナカルヘシ、

〔第五五四號〕 以上ノ三件ノ具備スルキハ、剝奪公權ヲ取消シ、刑人ヲシテ、舊時ノ地位ニ復セシムルコトヲ得、法文ニハ、復權トアルカ故ニ、嘗テ剝奪セル公權ヲ返シ與フルカ如クニ聞エテ、語弊アリ、字書ニ、復ハ往來也、又返也、還也トアリ、故ニ位記官職等モ、皆舊ニ復シテ、嘗テ官吏タリシ者ハ其舊官ニ復シ、嘗テ位記ヲ有セシ者ハ、其舊位ニ復スルカ如キノ疑アリ、

リ、然レモ法律ノ主旨ハ、如此クナルニハアラスシテ、唯剝奪公權ヲ取消シテ、刑人ヲ舊時ノ地位ニ復シ、將來ハ、處刑前ト同一ノ權利能力ヲ有セシメ、嘗テ禁止セル所ヲ、解除スルノミナリ、決シテ舊官ニ復シ、舊位ニ復スルニハアラス、此意ハ、佛文原稿ニハ、明瞭ナリ、其第七十五條ニ曰ク、れおびりた玄よん(法文ニ所謂ル復權ナリ)ハ、主刑ヲ受ケ、又ハ特赦又ハ時効ニ由リ、其終リシキハ、公權ノ剝奪又ハ停止、並ニ監視ヲ終ラシムト、故ニ復權ハ、剝奪公權ヲ終ラシムルノミニシテ、舊位舊官ニ、復スルニアラサルコト明ナリ、今モ法文ニ將來トアリ、此語ニ注意セハ、此意自ラ明ナルヘキナリ、又法文ニハ、監視ヲ終ラシムルノ語ナシト雖モ、今無期刑ニハ、監視ヲ附加セズ、又有期ノ刑ニハ、其短期三分ノ一ニ等シキ時間、監視ヲ

附加スルノミナレハ、主刑ノ執行終リテ、五年ヲ經過スルキハ、監視モ、亦已ニ終ルカ故ニ、別ニ之レカ規則ヲ掲クヘキニアラヌ、又原稿ニハ、停止公權ニモ、復權アリシカモ、今ハ停止公權ニハ、復權ヲ與フルコトナシ、是レ亦今ハ主刑ノ刑期間ノミノモノナルヲ以テナリ、

〔第五五五號〕 刑期滿限ニ至リ、又ハ期滿免除ニ至リテ、主刑ノ終リシキハ、五年ヲ經過セサレハ、復權ヲ許サスト雖モ、特赦ニ由リ、主刑ノ終リシキハ、赦狀中記載アルニ於テハ、特赦ト共ニ、復權ヲ得ルコトアルヘシ、特赦ハ常ニ刑期限内ニ於テ、與フルモノナレハ、之ニ因リ復權ヲ得ルト雖モ、若シ監視ノ存スルキハ、復權ハ殆ント其效ナキニ至ルヘシ、故ニ此場合ニ於テハ、別ニ明文ヲ掲ケテ、監視ヲ免セラレタリ、即チ第六

十四條ニ曰ク、赦ニ因テ復權ヲ得タル者ハ、自ラ監視ヲ免シタル者トスト、

〔第五五六號〕 復權ハ、勅裁ニアラサレハ、之ヲ得ヘカラス、(六五條)而シテ其手續ハ、治罪法第四百七十條以下ニ在リ、五年ノ期限ヲ經過セシキハ、本人ヨリ、現住ノ地ノ始審裁判所檢事ヲ經由シテ、復權ノ願、竝ニ治罪法第四百七十一條ノ書類ヲ、司法卿ニ差出シ、司法卿ハ、其書類ヲ檢閲シテ、復權ヲ允許スヘキモノト認メラル、キハ、速ニ其旨ヲ上奏セラレ、勅裁ヲ以テ其許否ヲ定メラル、若シ勅裁又ハ司法卿ノ意見ヲ以テ、復權ノ願ヲ棄却セラレシキハ、刑法第六十三條ノ期限ノ半、即チ二年半ヲ經過スルニアラサレハ、更ニ復權ノ願ヲ爲スコトヲ許サス、

〔第五五七號〕 茲ニ一論題アリ、即チ復權ハ、特別法ニ定メタル無能力ニモ、其效力ヲ及ホスヘキヤ否ヤノ論題、是レナリ、例ヘハ、代言人規則ニハ、盜罪詐僞罪ニ就キ、刑ヲ受ケタル者、又ハ懲役禁獄一年以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ、代言人ノ免許ヲ得ルヲ得ストアリ、又府縣會規則ニハ、懲役一年以上、及ヒ國事犯禁獄一年以上、實決ノ刑ニ處セラレタル者ハ、議員タルヲ得ストアリ、此種ノ場合ニ於テ、復權ヲ得タル者ハ、代言人規則、府縣會規則ニ拘ハラズ、直チニ代言人ノ免許ヲ得、又府縣會ノ議員ト爲ルノ能力ヲ有スルヲ得ヘキヤ、如何、

〔第五五八號〕 甲說ニ曰ク、刑法ニ依リ、復權ヲ得タル者ハ、特別法ノ禁止ニ拘ハラズ、直チニ其能力ヲ復シテ、代言人ト爲リ、議員ト爲リ、又兵籍ニ入ル等ノ權ヲ有スヘシ、若シ然ラサルモノトセハ、奇怪ノ結果ヲ生スヘシ、即チ輕刑ニ處セラレシ者ハ、復權ヲ得ルヲナキヲ以テ、終身代言人ノ免許ヲ得ルヲ能ハス、又終身府縣會ノ議員ト爲ル等ノヲ得サルニ至ル、是レ豈ニ權衡ヲ失フノ甚シキモノナラスヤ、故ニ復權ノ效力ヲ及ホシテ、特別法ノ禁止ヲ解カサルヘカラス、又理ニ於テモ、之ヲ解カサルヘカラス、已ニ勅裁ヲ以テ、權利ヲ復スルニ於テハ、是レ之ヲ得タル者ハ、即チ純乎タル良民ナリ、然レハ、刑法第三十一條ノ權利ヲ行フヲ得ルノミナラス、代言人ト爲リ、議員ト爲ルヲ得ヘキハ、理ノ當然ナリ、復權ヲ得タル者ハ、即チ曾テ公權ヲ剝奪セラレサル者ト、一般ナリ、決シテ其差別ヲ爲スヘキニアラス、然ラサル

ハ、復權ヲ許スモ、何ノ効カ是レアラント、
 [第五五九號] 乙說ニ曰ク、特別法ノ禁止ニハ、復權ノ効力ヲ
 及ホスヘキモノト、及ホスヘカラサルモノトノ別アリ、一概
 ニハ論スヘカラス、特別法ニテ、刑法第三十一條中ノ權利ヲ
 剝奪スルキハ、復權ニ依リ、其權利ヲ復スヘケレト、然ラサル
 場合ニハ、其權利ヲ復スヘカラス、故ニ府縣會規則ニテ、禁止
 シタル議員ト爲ルノ權ハ、復權ニ依リ自ラ之ヲ復スヘシ、是
 レ此權利ハ、則チ第三十一條中ノ權利ナレハナリ、然レトモ代
 言人規則ニテ、禁止シタル代言人ト爲ルノ權ハ、復權ニ依リ、
 復スヘキモノニアラス、是レ此種ノ權利ハ、公權ニアラス、第
 三十一條中ノモノニアラサレハナリ、特別法ニテ、輕罪ノ刑
 人ニ、公權ヲ剝奪スルモ、其公權ヲ剝奪スルニ至テハ、重罪ノ

る

刑ニ異ナルヲナケレハ、復權ヲ以テ、其權利ヲ復スヘキハ、當
 然ノコトナリト、

[第五六〇號] 今按スルニ、甲說ハ、乙說ノ詳密ナルニ如カサ
 ルモノ、如シ、然レトモ乙說モ、亦未ダ全ク其當ヲ得シモノト
 ハ、思ヒ難シ、然レトモ余ハ、茲ニ之レカ說ヲ爲サス、特別法ノ禁
 止ニ關スルモノハ、唯復權ノミナラス、期滿免除、特赦、大赦ノ
 如キモ、亦特別法ノ禁止ニ關スルモノナリ、故ニ刑ノ消滅ノ
 原由ヲ論シ、後ニ至リ、此原由全體ニ就キ、其特別法ニ及フ
 モノナルヤ否ヤヲ論スヘシ、

[第五六一號] 第七特赦ヲ得タルキ、第八大赦ヲ得タルキ、○
 東洋ニテ赦ナイヘルコトハ、舜典ニ始マレリトイフ、舜典曰、眚
 災肆赦、丘濬曰、此萬世言赦罪者之始、夫帝舜之世所謂赦者、蓋

因其所犯之罪、或出於過誤、或出於不幸、非其本心固欲爲是事也、而適有如是之罪焉、非特不可以入常刑、則雖流宥金贖亦不可也、故直赦之、蓋就一人一事而言耳、非若後世概爲一札、併凡天下之罪人、不問其過誤故犯、一切除之也、然レハ是レ今ノ所謂ル、不論罪中ノ事ニシテ、而ノ特赦大赦トハ、全ク其主旨ヲ異ニセルモノナリ、或曰ク、秦漢以後ノ赦ハ、蓋シ周易ニ原由セシナルヘシ、周易曰、雷雨作解、君子以赦過宥罪ト、然レハ周易ノ本意ハ、後世赦ヲ行フカ如キトテ、イフニハアラサルナリ、後世ハ、易ノ本意ヲ解セヌシテ、濫ニ罪過ノ解ヲ爲セシナリ、程頤曰、天地解散而成雷雨、故雷雨作而爲解也、赦、釋之、宥、寬之、過失則赦之可也、罪惡而赦之、則非義也、故寬之而已、君子觀雷雨作解之象、體其發育、則施恩仁、體其解散、則行寬釋也、然レ

ハ易ノ本意ハ、唯天地ニ雷雨ノ解アルカ如ク、人君ニモ亦罪過ノ解アルヘキトテ、イヘルノミナリ、然ルニ後世ノ赦ヲ行フハ、之ニ異ナリテ、日食地震アリ、靈芝生シ、甘露降ル等ノトアレハ、輒チ赦ヲ行ヒリ、若シ易ニ基キシトトスルキハ、是レ易象ノ誤解ナリトイハサルヲ得ス、

〔第五六二號〕 後世ノ所謂ル赦ハ、決シテ古聖賢ノ意ニアラズ、然レハ其由リ來ル所ハ、甚ダ遠ク、已ニ春秋戰國ノ時ニ、其法アリシナルヘシ、管仲曰、凡赦者、小利而大害者也、毋赦者、小害而大利者也、故赦者、奔馬之委轡、毋赦者、座唯之礮石也、文有三侑、武毋一赦、惠者多赦者也、先易而後難、久而不勝其禍、法者先難而後易、久而不勝其福、故惠者民之仇讐也、法者民之父母也、之レニ由リ、其來ルコト久クシテ、而ノ其弊害モ亦已ニ古

自六三條至六五條

ヨリ是レアリシヲ知ルヘシ、赦ニ大赦、常赦、曲赦、(一地方ニ限リテ、行フモノヲ曲赦トイフ、)特赦(常赦ニ對スルノ名ナリ)等ノ名アリ、支那ニテハ、何レノ代ニモ、赦ヲ行ハサルハナシ、而シテ之ヲ行フハ、多クハ、國君ノ登極、昇遐、后妃太子ヲ冊立シ、其他冠婚、改元、封禪、郊祀等ノ時、並ニ日食、地震、火災アリ、靈芝生シ、甘露降ル等ノ祥瑞、災異ノ時、又ハ征伐事終ル時等ニ於テセリ、

〔第五六三號〕 我國ニ於テハ、孝德天皇大化二年、新宮ヲ造ルニ因リ、天下ニ大赦セシメ、其始トス、詔ニ曰ク、宜遣使者諸國、流人及獄中囚、一皆放捨ト、其後文武天皇ノ大寶四年五月ニ、西樓ノ上ニ慶雲見ル、因テ元ヲ改メテ、慶雲元年トイヒ、天下ニ大赦ス、同四年、元明天皇、太極殿ニ即位シ、又天下ニ大赦ス、

其詔ニ曰ク、自慶雲四年七月十七日昧爽以前、大辟罪以下、罪無輕重、已發覺未發覺、咸赦之ト、其以後即位改元アル毎ニ、大赦アリ、又我國ニモ、大赦、常赦、曲赦ノ三赦アリ、徳川氏ノ時マテモ、故事古例トナリテ、常ニ之ヲ行ヒシナリ、然レモ從來赦ナルモノハ、弊害ノミアリテ、世ニ益ナカリシモノナリ、支那ニ於テ、赦ノ害ヲ論シ、ハ、管仲ヲ始トシテ、後漢ノ吳漢、蜀ノ諸葛亮、其他尙ホ多シ、又近ク徳川ノ時ニモ、新井君美、封書ヲ奉リテ、其害ヲ痛論セリ、書經周禮等ニ載スル所ノ赦ハ、一人一事ノ上ニ就テ、罪ノ疑ハシク、憐ムヘキモノヲ、放捨セシモノニシテ、一國天下ノ罪囚ヲ、一切ニ放捨セシコラス、秦漢以後、並ニ我國ニ於テ、行ヒ來リシ所ノ赦ハ、之ニ異ナリ、一國天下ノ罪囚ヲ、咸ク放捨シ、已發覺未發覺、已結正未結正ヲモ

論セサリシナリ、古昔ハ大亂ノ後ニシテ、寇賊尙ホ多ク、逐一
之ヲ罰スルヲ能ハス、已ムヲ得スシテ、赦ヲ行ヒシトモ亦
多ケレト、後世ハ然ラス、唯故典ノ如クニシテ、常ニ之ヲ行ヒ
シナリ、其非ヲ論スルヲハ、新井君美ノ封事ニ詳ナレハ、茲ニ
贅セス、(折たく柴の記中十二丁)

〔第五六四號〕今ノ刑法ニ所謂ル、大赦特赦ハ、佛國ニ所謂ル
あむにすち、ぐらすナルモノナリ、西洋ニテ、あむにすち(大赦)
ハ、希臘羅馬ニ始マレリ、あむにすちハ、忘ル、ナリ、即チ世人
カ、罪ヲ忘ル、チイフ、ぐらす(特赦)ハ、恩惠ナリ、恩惠ヲ以テ罪
ヲ赦宥スルノ意ナリ、故ニぐらすハ、特赦ト譯セシヨリ、恩赦
ト譯スヘキモノナリ、西洋ニテモ、あむにすち、ぐらすニハ、弊
害アリシカ故ニ、其非ナルヲ論セシ者アリテ、佛國ニテハ、

千七百九十一年ノ刑法ニハ、終ニ之ヲ廢シ、ナリ、其說ノ略
ニ曰ク、法若シ嚴ニ過キハ、特赦ハ、實ニ法ヲ正スノ具タルヘ
ケレト、之ヲ以テ、之ヲ正スハ、尙ホ是レ惡事ナリ、法若シ善ナ
ラスンハ、須ク良法ヲ設クヘシ、惡法ヲ取消スノ具ハ、設ケス
シテ可ナリ、又若シ刑ヲ以テ、必要ナルモノトセハ、之ヲ免ス
ヘカラス、若シ之ヲ以テ、必要ナラサルモノトセハ、之ヲ言渡
スヘカラサルナリト、蓋シ如此キノ論ヲ生セシハ、是レ當時
王侯貴紳ノ寵ヲ受クル者ハ、其罪赦スヘカラスト雖モ、特赦
ノ典ヲ得テ、而シテ其寵ナキ者ハ、其罪赦スヘキモ、特赦ノ典ヲ
得ルヲナク、偏枯ノ處置、多キニ由リシヲナリ、孟光曰ク、夫赦
者偏枯之物、非明世所宜有也ト、支那西洋何レトモ、昔時ハ、赦ニ
弊害アリシヲ知ルヘキナリ、新井君美ノ封事ニ、イヘルヲア

リ、曰ク、赦スヘキ者トイフ共、其親戚ノ歎申モノアラサルハ、死ニ至ルマテ、恩ニ潤フコトアタハスト、蓋シ偏枯ハ古近世界ノ通弊ナルヘシ、

〔第五六五號〕 夫レ如此ク赦ハ、偏枯ノ物ニシテ、古近世界ニ通弊アルモノナリ、然ルニ道漸ク明ナルノ今日ニ至テ、之ヲ用ヒシハ何ヤ、曰ク、孟光カ所謂ル、赦者偏枯之物トハ、是レ實ハ皮相ノ論ナリ、赦ノ偏枯ナルニハアラスシテ、君ノ偏枯ナルナリ、明世ニ在テ、明君之ヲ行ハ、赦ハ決シテ偏枯ナルニアラス、赦ノ偏枯ナルヲ咎メシヨリハ、君ノ偏枯ナルヲ責ムヘキナリ、余カ所謂ル、偏枯ハ古近世界ノ通弊ナリトハ、赦ノ謂ニアラスシテ、君ノ謂ナリ、故ニ明治ノ明世ニ在テハ、赦ハ必要、ナカルヘカラサルモノナリ、假令ヒ刑法ハ、善ヲ盡シ美

ヲ盡ストイフト雖モ、人ノ制定スル所ニシテ、而シテ今日ノ社會ヲ保護センカ爲メニ、社會ノ大體ニ就キ、設ケタルモノナレハ、萬般ノ事情ヲ舉ケ盡クシテ、大小輕重、悉ク其宜ヲ得ルコト能ハス、裁判モ亦然リ、假令ヒ善美ヲ盡クシテ、治罪法ヲ設ケ、裁判官、亦皆其人ヲ得ルモ、萬ニ一、誤ナキコト保セサルナリ、是レ赦典ノ設ナカルヘカラサル所以ナリ、又況ンヤ、社會ヲ舉ケテ、罪跡ヲ忘却シ、却テ其功德ヲ稱スルカ如キ時ニ於テ、之ヲ赦スノ方ナクシテ、可ナランヤ、

〔第五六六號〕 是レヨリ、大赦ト特赦トノ別ヲ論セン、大赦ハ已ニ論セシカ如ク、佛國ノあむにすちヨリ、來リシモノニシテ、從來ノ大赦トハ、其語ヲ同クスレモ、其意ハ全ク異ナリ、あむにすちハ、忘ル、ノ謂ニシテ、即チ社會カ罪ヲ忘ル、コト

イフ、故ニわむにすち、即チ大赦ハ、事ニ係リテ與フルモノナ
 リ、事ニ係リテ與フルモノナレハ、其犯人ノ誰タルヲ論セス、
 概シテ其事ニ關係セシ者ハ、大赦ニ由リ、皆其罪ヲ免セラル
 ヘシ、已ニ社會カ、其事ノ罪タルヲ忘却スルニ於テハ、其犯人
 ノ區別ヲ爲スヘキニアラス、例ヘハ國事ニ關スル罪ヲ犯シ
 、者ノ如シ、其當時ニ在テハ、固トヨリ重大ノ犯人ナレトモ、與
 論一變シ、政府ノ主義亦從テ變スルニ至ルキハ、後人ハ偏ニ
 其功ヲ稱シテ、嘗テ其罪アリシコトハ、之ヲ思ハサルニ至ルヘ
 シ、如此キノ例ハ、世間往々アリシ所ニシテ、我國ニ於テモ、明
 治維新ノ時ヲ思ハ、實ニ此事アリシコトヲ知ラシ、而シテ如此
 キ場合ニ於テハ、其國事犯罪ニ係ル共犯人ハ、大赦ヲ以テ悉
 シ之ヲ赦免ス、是レ大赦ハ、其人ニ係ラスシテ、其事ニ係ルモ
 ノナレハナリ、然レモ昔時ノ大赦ノ如ク、諸種ノ罪ヲ總テ、皆
 之ヲ赦スニハアラサルナリ、

〔第五六六號〕 大赦ハ、一事件ニ係ル共犯人ハ、皆之ヲ赦免ス
 ヘキモノナレトモ、佛國ノ如キハ、一變則アリテ、共犯人中ノ人
 チ指定シテ、其一半ハ赦免シテ、他ノ一半ハ、赦免セサルコト
 リ、如此キノ變則ハ、わむにすち、即チ大赦ノ本旨ニ違フモノ
 ナレハ、當然ノコトトハイフヘカラス、然レモ佛國ニテハ、法律
 ノ許ス所ナレハ、政府ハ事情ニ從ヒ、人ヲ限リテ、大赦ヲ爲ス
 コアリ、然レモ、今我國ニ於テハ、別ニ如此キノ法律ナキカ故
 ニ、大赦ヲ行フキハ、一事件ニ關スル罪人ハ、悉皆之ヲ赦放ス
 ヘキナリ、

〔第五六七號〕 特赦、即チぐらすハ、恩惠ニ出ルモノナレハ、人

ニ係リテ、事ニ係ラス、事ニ係ラサルカ故ニ、一切ノ共犯人ヲ、
 赦放スルニアララス、共犯人中ニ於テ、事情愍諒スヘキ者ニ限
 リテ赦放ス、即チ或ハ裁判官ノ錯誤ニ由リ、或ハ法律ノ過酷
 ナルカ爲メニ、不當ノ刑ヲ受ケタル者、又或ハ懲戒ノ主意立
 チ、改過自新ノ情、顯然タル者等ニ限り、特赦ヲ與ヘテ、其刑ヲ
 免ス、支那ノ律ニテハ、特赦トイヘハ、常赦ニ對スルノ名ニシ
 テ、臨時ニ赦書ニ罪名ヲ立定シテ、特ニ免スルモノヲイフナ
 リ、故ニ其名ハ同シト雖モ、今ノ特赦トハ、自ラ異ナリテ、是レ
 即チ今ノ所謂ル大赦ナリ、特赦ノ名ト、之ヲ與フル恩惠ノ主
 意トハ、古今同一ナレトモ、古ノ特赦ハ、事ニ係ルモノニシテ、赦
 書ニ立定セル罪名ノ犯人ハ、一切之ヲ赦放セリ、今ノ特赦ハ、
 之レト異ナリテ、事情愍諒スヘキ人ニ限りテ、特ニ之ヲ赦放

スルノミ、之レト罪名ヲ同クスル者ヲ舉ケテ、皆赦放スルニ
 ハアラサルナリ、

〔第五六八號〕又大赦ニハ、必ス刑ヲ全免スレトモ、特赦ニハ或
 ハ刑ヲ全免シ、或ハ刑ノ一部ヲ寬宥スルノミ、已ニ罪ヲ忘ル
 、ニ於テハ、刑ヲ全免セサルヘカラス、然ラサレハ罪ヲ忘レ
 シトイフヲ得サルナリ、恩惠ハ事情ニ從テ、施スモノナレ
 ハ、或ハ之ヲ施スコト大ニ、或ハ之ヲ施スコト小ナルヘキナリ、故
 ニ之ヲ施スノ大小ニ從テ、或ハ刑ノ全部ヲ免シ、或ハ其幾部
 ヲ免スルノミ、此別ハ法文ニハ見エサレトモ、自ラ是レアルヘ
 キモノナリ、又第六十四條ニ、復權ヲ與フルト否トノ別アル
 ニ由リ、法意ヲ推スルハ、如此キノ區別ヲ立ルハ、是レ即チ法
 意ニ適スルコトナルヘキナリ、又刑法原稿第六十八條ノ第八

ニハ、こみた^ウた^ウ玄よんトアリ、こみた^ウた^ウ玄よんハ、嚴刑ヲ寛刑ニ換
フルノ謂ニシテ、即チぐらすノ一種ナリ、今ノ法文ニハ、こみ
た^ウ玄よんノ一見エサレ^レト、是レ亦寛宥中ノ一ナレハ、嚴刑ヲ
寛刑ニ換フルモ、亦妨ナカルヘシ、

〔第五六九號〕又大赦ニ因テ、免罪ヲ得タル者ハ、直チニ復權
ヲ得レ^レト、特赦ニ因テ、免罪ヲ得タル者ハ、赦狀中ニ記載スル
ニアラサレハ、復權ヲ得ル^トナシ、是レ亦大赦ハ、罪ヲ忘ル、
ニ基クモノニシテ、特赦ハ恩惠ニ基クモノナルヲ以テナリ、
又大赦ハ、之ヲ與フルノ時ニ定限ナシ、起訴前ニモ之ヲ與フ
ル^トアルヘク、豫審公判中ニモ之ヲ與フル^トアルヘシ、而ソ
此場合ニ於テハ、大赦ハ刑ノ消滅ノ原由ニアラスシテ、公訴
消滅ノ原由ナリ、(治九條)又刑ノ執行中ニ於テ、大赦ヲ與フル

一アルヘシ、而ソ此場合ニ於テハ、大赦ハ刑ノ消滅ノ原由ナ
リ、如此ク大赦ハ、何時ニテモ、之ヲ與フル^トヲ得レ^レト、特赦ハ、
裁判確定セル後ニアラサレハ、之ヲ與フル^トヲ得ス、(治四七
七條)何トナレハ、裁判確定セサル前ハ、仍ホ被告人ヲ視テ、無
罪人トスルカ故ニ、未タ恩惠ノ施スヘキ所ナケレハナリ、故
ニ特赦ハ、常ニ刑ノ消滅ノ原由ナリ、

〔第五七〇號〕特赦ヲ以テ、復權ヲ許ス^ルキモ、亦其他ノ場合ニ
於テ、復權ヲ許ス^ルノ如ク、第六十三條ノ期限ニ從フヘキヤ、
曰ク、特赦ノ^キニハ、區別ヲ爲スヘシ、特赦ト共ニ復權ヲ爲ス
^ルハ、第六十三條ノ期限ニ從フニ及ハス、特赦ハ裁判確定シ
タル後、何時ニテモ、與フル^トヲ得ルモノナレハ、期限ノイフ
ヘキモノナシ、而ソ復權ハ、即チ附加刑タル剝奪公權ヲ免ス

ルモノニシテ、是レ即チ特赦中ノコナレハ、復権ヲ許スヘキ
ノ事情アルコト於テハ、直チニ特赦ト共ニ之ヲ許スコト得ヘ
シ、是レ即チ特赦ヲ以テ刑ノ全部ヲ免スルナリ、特赦ハ主刑
ヲ免スルノミナラス、附加刑モ亦之ヲ免スルコト得ルモノ
ナリ、又此場合ニ於テハ、第六十三條ノ期限ニ、從ハントスル
モ從フヘカラサルナリ、此期限ハ、主刑ノ終リシ日ヨリ、起算
スルモノナレハ、必ス已ニ主刑ノ終リシキコトアラサレハ、期
限ヲ定ムルコト得ス、而シテ若シ已ニ主刑ノ終リシキナラニ
ハ、特赦ハ與フヘキニアラス、故ニ此場合ニ於テハ、期限ニ從
フコトナルヘシ、然レモ特赦ヲ以テ、主刑ヲ免シテ、復権ヲ與
ヘサルキハ、更ニ復権ヲ與ヘンニハ、第六十三條ニ依リ、五年
ヲ經過セサルヘカラス、特赦ヲ以テ主刑ノ消滅スルモ、他ノ

原由ヲ以テ、主刑ノ消滅スルモ、皆同シケレハナリ、此區別ハ、
治罪法第四百七十五條、第四百七十七條ノ區別ニ注意セハ、
自ラ之レアルコト知ラン、第四百七十五條ニ於テ、復権ノ願
ヲ許否スルノ權ハ、司法卿ニ、之ヲ與フレモ、第四百七十七條
ニ於テ、特赦ノ申立ヲ許否スルノ權ハ、司法卿ニ之ヲ與ヘス、
又復権ハ、刑人ニ許シテ、其願ヲ爲サシムレモ、特赦ハ、檢察官、
監獄長ヲシテ、之ヲ申立テシメ、刑人ニハ之ヲ願フコト許サ
ス、如此キノ區別アルハ、特赦ハ、事ノ大ナルモノニシテ、年限
ニ拘ハラズ、直チニ復権ヲモ得シムルモノナレモ、復権ハ、事
ノ小ナルモノニシテ、常ニ主刑消滅ノ後ニ於テスルモノナ
レハナリ、又事ハ小ナレモ、復権ニハ期限アリテ、而シテ事ノ大
ナル特赦ニ、期限ナキハ、是レ之ヲ許スノ主意ヲ異ニスレハ

ナリ、即チ復権ハ專ラ刑人ノ改過自新ノ情ニ由リ、與フルモ
ノニシテ、而シテ特赦ハ、專ラ法律又ハ裁判ノ不當ナル所チ正
サンカ爲メニ、與フルモノナレハナリ、

〔第五七一號〕又大赦ヲ得タル者ハ、後ニ罪ヲ犯スコアリト
雖モ、再犯チ以テ論セラル、コナシ、特赦ヲ得タル者ハ、之ニ
異ナリテ、後ニ罪ヲ犯スコアルキハ、再犯チ以テ論セラルヘ
シ、(九七條)如此ク再犯チ以テ論スルト論セサルトノ別アレ
ハ、大赦ニモ特赦ニモ區別ナク、法文ニ皆免罪トアルハ、穩ナ
ラサルコナリ、大赦ニハ、免罪トイヒテモ可ナルヘケレトモ、特
赦ニハ、免罪トイヒテハ、語弊アルヘシ、若シ罪ヲ免セシコナ
ラシニハ、之チ初犯ノ數ニ加ヘテ、再犯チ以テ論スヘキコナ
ラサレハナリ、故ニ特赦ニハ免刑トイフヘシ、又大赦ハ、專ラ

國事犯罪ニ行フモノニシテ、特赦ハ、專ラ常事犯罪ニ行フモ
ノナリ、此別ハ、法文ニハ見エサレトモ、西洋諸國ノ通慣ニシテ、
而シテ事理ニ於テ、自ラ如此クナルヘキナリ、社會カ眞ニ罪ヲ
忘却シテ、却テ功德ヲ稱スルカ如キコトハ、是レ多クハ、國事犯
罪ニアルコトニシテ、而シテ常事犯罪ニハ、多クアルヘキコアラ
サレハナリ、

〔第五七二號〕又大赦ト特赦トハ、附加刑ニ就キ、異ナル所アリ、
大赦ヲ得タル者ハ、唯主刑ヲ免セラル、ノミナラス、附加
刑モ、亦皆免セラルヘシ、即チ剝奪公權、停止公權、禁治罪、監視、
罰金、沒收、皆之ヲ免セラルヘシ、或曰ク、然レハ徵收シタル罰
金、沒收シタル物件ハ、之チ還付スヘキヤ、曰ク、未ダ納完セサ
ル金圓物件ハ、之チ徵收セサレトモ、已ニ納完セル金圓物件ハ、

之ヲ返還スルヲナカルヘシ、總テ刑ノ消滅ノ原由ハ、將來ノ爲メニ、之ヲ消滅セシムルノミコシテ、既往ニ遡リテ、之ヲ消滅セシムルニアラサルナリ、唯金圓物件ノミナラス、官職ノ如キモ、亦然リ、唯將來官吏ト爲ルヲ許スノミコシテ、大赦ヲ得タル者ナリトモ、舊官ニ復スルニハアラス、既往ニ大赦ノ効力ヲ及ホサシメントスルキハ、法律ニ其明文ナカルヘカラス、故ニ再犯ノトニ就テハ、法律ニ其明文アリ、特赦ハ已ニ前ニモ論セシカ如ク、或ハ刑ノ全部ヲ免シ、或ハ其幾部ヲ免スルモノナレハ、赦狀ニ明記セルモノ、外ハ、免セラル、トナシ、故ニ赦狀ニ禁錮ヲ免スト、アルノミコシテ、其附加刑タル罰金ヲ免スルヲナキニ於テハ、罰金ハ仍ホ之ヲ納完セサルヘカラス、又或ハ附加ノ罰金ノミヲ免シテ、主刑ノ禁錮ヲ

免セサルトモ、是レアルヘシ、總テ赦狀ニ明記セルモノ、ミナシ免シテ、其他ハ免スルヲナシ、然レモ停止公權、禁治産ノ如キハ、格別ナリ、此附加刑ハ、主刑ノ刑期間ノミノモノナレハ、主刑ノ消滅スルキハ、從テ消滅スヘキナリ、
〔第五七三號〕 大赦ト特赦トニ論ナク、總テ赦ニ因テ、復權ヲ得タル者ハ、自ラ監視ヲ免シタルモノトス、是レ復權ヲ得テ、公權ヲ行フ者ヲ、監視スルニ於テハ、復權ヲ與ヘシ主意立タサレハナリ、復權ヲ得タル者ノ、監視ヲ免セラル、トハ、第六十四條ニハ、之ヲ明示シ、而シテ第六十三條ニ之ヲ明示セサルハ、先後本末ノ順序ヲ失ヒシモノ、如シ、然レモ第六十三條ニ、監視ヲ免スルヲイハサルハ、通常、復權ヲ許スキハ、監視ハ、已ニ免セラル、カ故ナリ、復權ハ、主刑ノ終リシ日、又ハ監

視ニ付セシ日ヨリ、五年ノ後ニアラサレハ、許スヲナシ、
 [第五七四號] 又第六十四條第二項ニ據ルニ、特赦ヲ得ルト
 雖モ、復權ヲ得サルニ於テハ、監視ヲ免セラル、
 剥奪公權中ナレハ、理ニ於テ如此クナラサルヲ得ス、然レ
 モ死刑其他無期ノ刑ニハ、最初ヨリ監視ニ付ズルヲナキ
 以テ、特赦ヲ得タル者ハ、假令ヒ復權ヲ得サルモ、自ラ監視ヲ
 免セラルヘシ、而シテ其實ハ、監視ヲ免セラル、
 テ、法律上、初ヨリ監視ヲ受クルヲナキナリ、故ニ第六十四條
 ノ規則ハ、有期ノ刑ニ適用スルノミニシテ、無期ノ刑ニハ、適
 用スルヲ得ス、是レ恐クハ一缺典ナルヘシ、(第三四九號)
 [第五七五號] 特赦ヲ與フルノ手續ハ、治罪法第四百七十七
 條以下ニアリ、特赦モ亦勅裁ニアラサレハ、之ヲ得ヘカラス、

而シテ之ヲ得シメントスルキハ、檢察官又ハ監獄長ヨリ、司法
 卿ニ其事ヲ申立ツ、司法卿其申立ヲ受クルキハ、必ス奏聞シ
 テ、許否皆勅裁ヲ仰ク、司法卿自ラ決スルヲ得ス、是レ復權
 ト異ナリ、但シ檢察官監獄長ノ申立ナシト雖モ、裁判確定セ
 シ後ナレハ、司法卿ハ、何時ニテモ、己レノ意見ヲ以テ、特赦ノ
 申立ヲ爲スヲ得、然レモ大赦ヲ行フノ手續ハ、曾テ法律ニ
 之ヲ定メス、西洋諸國ニテハ、其國體ニ從ヒ、小異ナキニアラ
 サレモ、大赦ヲ行ヒ、特赦ヲ行フノ權ハ、多クハ之ヲ君主ニ歸
 セリ、佛國ノ如キモ、千八百七十年前ハ、法律ニ明文アリテ、大
 赦特赦共ニ、皇帝ニアラサレハ、之ヲ行フヲ得ストセリ、然
 レモ千八百七十一年六月十七日ノ法律以後ハ、區別ヲ爲シ
 テ、特赦ハ大統領之ヲ行ヒ、大赦ハ、臨時法律ヲ發行シテ、之ヲ